

2017（平成29）年度

学 生 便 覧

名 古 屋 大 学 文 学 部
名古屋大学大学院人文学研究科

平成 29 年 度 学 年 暦

春 学 期 (前 期)

曜日 月	月	火	水	木	金	土	日	行 事 等
4	3	4	5	6	7	1	2	4/1~10 新入生ガイダンス等
	10	11	12	13	14	8	9	4/5 入学式
	17	18	19	20	21	15	16	※4/11 春学期授業開始日
	24	25	26	27	28	22	23	4/11~8/7 春学期授業期間(試験期間含む) (4/11~6/11 春1期授業期間)
5	1	2	(3)	(4)	(5)	6	7	5/1 名古屋大学記念日
	8	9	10	11	12	13	14	5/13 春1期木曜午後開講授業用の授業予備日
	15	16	17	18	19	20	21	5/27 春1期授業予備日
	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30	31					
6	5	6	7	1	2	3	4	(6/8午後~6/11名大祭)
	12	13	14	15	16	10	11	6/6 春1期金曜開講授業用の授業予備日
	19	20	21	22	23	17	18	(6/12~8/7 春2期授業期間)
	26	27	28	29	30	24	25	
7	3	4	5	6	7	1	2	
	10	11	12	13	14	8	9	
	(17)	18	19	20	21	15	16	7/15 春2期授業予備日
	24	25	26	27	28	22	23	7/25~8/7春定期試験期間
	31					29	30	
8	7	1	2	3	4	5	6	8/8~9/30 夏季休業
	14	8	9	10	(11)	12	13	
	21	15	16	17	18	19	20	
	28	22	23	24	25	26	27	
9	4	5	6	7	8	1	2	9/25~29 G30新入生ガイダンス等 9/27 秋季卒業式
	11	12	13	14	15	9	10	
	(18)	19	20	21	22	16	17	
	25	26	27	28	29	23	24	

秋 学 期 (後 期)

曜日 月	月	火	水	木	金	土	日	行 事 等
10							1	10/1 秋季入学式
	2	3	4	5	6	7	8	※10/2 秋学期授業開始日
	(9)	10	11	12	13	14	15	10/2~2/9 秋学期授業期間(試験期間含む) (10/2~11/30 秋1期授業期間)
	16	17	18	19	20	21	22	10/26 地震防災訓練
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	31						
11	6	7	1	2	(3)	4	5	
	13	14	8	9	10	11	12	
	20	21	15	16	17	18	19	11/17 休講予定(文学部推薦入試)
	27	(28)	22	(23)	24	25	26	11/28 秋1期授業予備日 11/29 秋1期金曜開講授業用の授業予備日
			29	30				
12	4	5	6	7	1	2	3	12/1~2/9 秋2期授業期間
	11	12	13	14	15	9	10	
	18	19	20	21	22	16	17	12/26 秋2期授業予備日
	25	(26)	27	28	29	(23)	24	12/28~1/7 冬季休業
1	(1)	2	3	4	5	6	7	
	(8)	9	10	11	12	13	14	1/9 秋学期授業再開日
	15	16	17	18	19	20	21	1/12 休講予定(センター試験準備)
	22	23	24	25	26	27	28	1/13・14 入試センター試験 1/29~2/9秋定期試験期間
2	5	6	7	1	2	3	4	
	(12)	13	14	15	16	10	(11)	
	19	20	21	22	23	17	18	
	26	27	28			24	25	
3	5	6	7	1	2	3	4	
	12	13	14	15	16	10	11	
	19	20	(21)	22	23	17	18	
	26	27	28	29	30	24	25	3/26 卒業式

名古屋大学文学部

学生便覧目次（平成 29 年度）

名古屋大学大学院人文学研究科

文学部・人文学研究科学年暦
名古屋大学通則
名古屋大学大学院通則
名古屋大学東山地区配置図
文学部・人文学研究科平面図
教員一覧	
人文学研究科 教員一覧
文学部 教員一覧
環境学研究科・情報学研究科所属 教員一覧
文学部・人文学研究科案内	
I_教育の目的・目標について(文学部・人文学研究科)
II_履修について
【文学部】	
1 卒業要件
2 分野・専門分属
3 進級
4 履修手続き
5 成績表の配布
【人文学研究科】	
1 修了要件
2 履修手続
3 成績表の配布
III_試験について
IV_電子シラバスについて
V_成績評価について
VI_学生の懲戒及び教育的措置について
VII_自然災害に伴う授業及び定期試験の取扱いについて
VIII_福利厚生について	
1 日本学生支援機構
2 授業料免除
3 その他の奨学金
4 学校学生生徒旅客運賃割引証について
5 就職について
6 学生教育研究災害障害保険及び学研災付帯賠償責任保険について
IX_オフィスアワーの設置について（五十音順）
X_メールアドレス（五十音順）
XI_3月末日卒業認定に関する申し合わせ
XII_その他
名古屋大学文学部規程
名古屋大学大学院人文学研究科規程
人文学研究科博士課程前期課程における修了要件および研究指導について
人文学研究科博士課程後期課程における修了要件および研究指導について
名古屋大学大学院人文学研究科学位(修士)審査内規
博士学位の申請について
名古屋大学大学院人文学研究科学位(課程博士)審査内規
学位申請要領
名古屋大学大学院人文学研究科学位(論文博士)審査内規
学位申請要領
資格取得について
教育職員免許状の取得
学芸員となる資格取得
名古屋大学学位規程

2017（平成29）年度文学部・人文学研究科学年曆

	行 事	期 日	備考
春 学 期	2・3・4年生ガイダンス	} 平成29年 3月22日(水)	休講ではありません
	編入学生ガイダンス		
	入学式	4月 5日(水)	
	新入生ガイダンス	4月 3日(月)	
	大学院ガイダンス	4月 7日(金)	
	春学期授業開始 (春1期授業期間)	4月11日(火) (4月11日(火)～6月11日(日))	
	名古屋大学記念日	5月 1日(月)	
	名大祭 (春2期授業期間)	6月 8(木)午後～ 6月11日(日) (6月12日(月)～8月7日(月))	
	春定期試験期間	7月25日(火)～8月7日(月)	
	春学期授業終了	8月 7日(月)	
	夏季休業	8月 8日(火)～ 9月30日(土)	
	春学期成績表配布日	9月上旬	
秋 学 期	秋学期授業開始 (秋1期授業期間)	10月 2日(月) (10月2日(月)～11月30日(木))	掲示で周知 掲示で周知
	卒業論文・修士論文題目届締切 (秋2期授業期間)	11月 2日(木) (12月1日(金)～2月9日(金))	
	冬季休業	12月28日(木)～ 1月 7日(日)	
	秋学期授業再開	平成30年 1月 9日(火)	
	卒業論文提出締切	1月 4日(木)	
	修士論文提出締切	1月 5日(金)	
	秋定期試験期間	1月29日(月)～2月9日(金)	
	秋学期授業終了	2月 9日(金)	
	卒業論文・修士論文口述試験	1月25日(木)～ 2月 2日(金)	
	秋学期成績表配布日	2月下旬	
	卒業式	3月26日(月)	

(備考)

- 文学部推薦入試 平成29年11月17日(月) ※休講
- 大学入試センター試験準備日 平成30年 1月12日(金) ※休講
- 大学入試センター試験 平成30年 1月13日(土)～14日(日)
- 名古屋大学入学試験前期日程 平成30年 2月25日(日)～26日(月)
- 補講(授業回数が15回未満の講義)は、各期授業予備日または正規授業に支障が生じない期日・時限に実施する。

名古屋大学通則

(平成16年4月1日通則第1号)

改正平成17年2月21日通則第3号	平成17年3月22日通則第5号
平成17年4月25日通則第1号	平成17年10月24日通則第3号
平成17年11月21日通則第5号	平成18年3月13日通則第7号
平成18年7月10日通則第1号	平成19年2月26日通則第1号
平成19年3月22日通則第4号	平成19年12月25日通則第1号
平成20年3月10日通則第2号	平成21年3月23日通則第1号
平成21年5月25日通則第1号	平成22年3月2日通則第2号
平成23年3月1日通則第1号	平成24年3月21日通則第2号
平成24年10月16日通則第1号	平成26年12月16日通則第1号
平成27年3月3日規程第63号	平成28年4月19日通則第1号

目次

- 第1章 総則(第1条—第9条)
- 第2章 入学, 学部及び学科への所属, 進級の取扱い, 転学部及び転学科(第10条—第18条)
- 第3章 教育課程, 授業, 留学等(第19条—第25条)
- 第4章 休学及び復学(第26条—第28条)
- 第5章 退学及び転学(第29条・第30条)
- 第6章 卒業及び学位の授与(第31条・第32条)
- 第7章 除籍及び懲戒(第33条・第34条)
- 第8章 検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料(第35条—第45条)
- 第9章 特別聴講学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生及び特別短期研修学生
 - 第1節 特別聴講学生(第46条—第49条)
 - 第2節 科目等履修生(第50条—第50条の8)
 - 第3節 聴講生(第51条—第57条)
 - 第4節 研究生(第58条—第64条)
 - 第5節 特別短期研修学生(第65条—第69条)
 - 第6節 検定料, 入学料及び授業料の額(第70条)
- 第10章 外国人留学生(第71条)
- 第11章 公開講座(第72条)
- 第12章 寄宿舎(第73条)
- 附 則

第1条 本学は、教育基本法の本質にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授け、専門学芸の各分野にわたり、深く、かつ総合的に研究するとともに、完全なる人格の育成と文化の創造を期し、民主的、文化的な国家及び社会の形成を通じて、世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

2 本学は、前項の目的を踏まえて、本学及び学部において、次の各号に掲げる方針を定め、公表するものとする。

- 一 卒業認定及び学位授与に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

(学部及び学科)

第2条 学部及び学科は、次のとおりとする。

文学部	人文学科
教育学部	人間発達科学科
法学部	法律・政治学科
経済学部	経済学科、経営学科
情報学部	自然情報学科、人間・社会情報学科、コンピュータ科学科
理学部	数学科、物理学科、化学科、生命理学科、地球惑星科学科
医学部	医学科、保健学科
工学部	化学生命工学科、物理工学科、マテリアル工学科、電気電子情報工学科、機械・航空宇宙工学科、エネルギー工学科、環境土木・建築学科
農学部	生物環境科学科、資源生物科学科、応用生命科学科

(大学院)

第3条 大学院については、別に定める。

(収容定員)

第4条 学部の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第5条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、

医学部医学科の修業年限は、6年とする。

(在学年限)

第6条 学部の在学年限は、8年とする。ただし、

医学部医学科の在学年限は、12年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

春季休業 4月1日から4月4日まで

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月28日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、総長がその都度定める。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認められる場合には、第1項に規定する休業日に授業を行うことができる。

第2章 入学、学部及び学科への所属、進級の取扱い、転学部及び転学科

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の初めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学部の定めるところにより、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める

基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 前条に規定する者で入学を志願するものは、所定の期日までに入学願書に第35条の検定料を添えて提出しなければならない。

(入学試験)

第13条 総長は、入学試験委員会を設けて、前条の入学志願者に対して入学試験を行い、合格者を決定する。

(入学許可)

第14条 総長は、前条の合格者で第36条の入学料の納入、保証書及び宣誓書の提出等所定の手続を完了したものに、入学を許可する。

(教育学部第3年次編入学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者で、教育学部の第3年次に編入学を志願するものについては、当該学部において選考の上、総長が入学を許可する。

- 一 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
- 四 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

五 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(法第90条第1項に規定する者に限る。)

六 法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者

七 法第58条の2の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者

2 前項第1号の所定の単位については、当該学部において定める。

3 第1項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。

4 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。

(経済学部第3年次編入学)

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者で、経済学部の第3年次に編入学を志願するものについては、当該学部において選考の上、総長が入学を許可する。

- 一 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- 二 外国において、学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
- 三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 四 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(法第90条第1項に規定する者に限る。)
- 五 法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者
- 六 法第58条の2の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者

- 七 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)附則第7条の規定により大学の第3年次に編入学できる者
- 2 前項第1号の所定の単位については、当該学部において定める。
- 3 第1項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。
- 4 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。
(文学部、法学部、情報学部並びに医学部保健学科看護学専攻、放射線技術科学専攻及び検査技術科学専攻第3年次編入学)
- 第15条の3 次の各号のいずれかに該当する者で、文学部、法学部、情報学部並びに医学部保健学科看護学専攻、放射線技術科学専攻及び検査技術科学専攻の第3年次に編入学を志願するものについては、当該学部において選考の上、総長が入学を許可する。
- 一 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - 二 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
 - 四 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - 五 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(法第90条第1項に規定する者に限る。)
 - 六 法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者
 - 七 法第58条の2の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者
 - 八 施行規則附則第7条の規定により大学の第3年次に編入学できる者
- 2 前項第1号の所定の単位については、当該学部において定める。
- 3 第1項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。
- 4 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。
(医学部医学科第3年次編入学)
- 第15条の4 次の各号のいずれかに該当する者で、医学部医学科の第3年次に編入学を志願するものについては、医学部において選考の上、総長が入学を許可する。
- 一 修業年限4年以上の大学(医学部医学科を除く。)を卒業した者で、かつ、医学部が別に定める科目の単位を修得した者
 - 二 法第104条第4項の規定により学士の学位(医学を除く。)を授与された者で、かつ、医学部が別に定める科目の単位を修得した者
 - 三 外国において、学校教育における16年の課程(医学を履修する課程を除き、日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者(学校教育における15年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと本学において認められた者を含む。)で、かつ、医学部が別に定める科目の単位を修得した者
- 2 前項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、医学部において定める。
- 3 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。
(医学部保健学科理学療法学専攻及び作業療法学専攻第2年次編入学)
- 第15条の5 次の各号のいずれかに該当する者で、医学部保健学科理学療法学専攻及び作業療法学専攻の第2年次に編入学を志願するものについては、医学部において選考の上、総長が入学を許可する。
- 一 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

- 二 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者
 - 三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - 四 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）
 - 五 法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者
 - 六 法第58条の2の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者
 - 七 施行規則附則第7条の規定により大学の第3年次に編入学できる者
- 2 前項第1号の所定の単位については、医学部において定める。
 - 3 第1項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、医学部において定める。
 - 4 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。
(工学部第2年次編入学)
- 第15条の6 外国において、学校教育における13年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、工学部の第2年次に編入学を志願するものについては、工学部において選考の上、総長が入学を許可する。
- 2 前項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、工学部において定める。
 - 3 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。
(再入学、転入学及び編入学)
- 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、収容定員に欠員のある場合には、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。
- 一 第29条の規定による本学の退学者で、再び同一の学部に入學を志願するもの
 - 二 他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者又は我が国において外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、当該大学の学長又は学部長の許可を得て、本学の同種の学部に、転学を志願するもの
 - 三 大学を卒業した者、大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者又は施行規則附則第7条の規定により大学の第3年次に編入学できる者で、本学に入学を志願するもの
- 2 前項第2号及び第3号の所定の単位については、学部において定める。
 - 3 高等専門学校を卒業した者で、学部に入學を志願するものは、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。
 - 4 法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者で、学部に入學を志願するものは、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。
 - 5 法第58条の2の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者で、学部に入學を志願するものは、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。
 - 6 第1項、第3項、第4項及び前項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。
 - 7 第12条及び第14条の規定は、第1項、第3項、第4項及び第5項の規定により入学する場合に準用する。
(学部及び学科への所属)
- 第17条 入学を許可された者は、学部にも所属する。
- 2 学科への所属については、学部において定める。
(進級の取扱い)

第17条の2 学生が上位の年次に進級する場合における基準、同一の年次に在学できる年限等の取扱いについては、学部において定めることができる。

(転学部及び転学科)

第18条 転学部を志望する者があるときは、学部長は、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、転学部を許可することができる。

2 転学科を志望する者があるときは、学部長は、所属学部の教授会の議を経て、転学科を許可することができる。

第3章 教育課程、授業、留学等

(教育課程、授業、成績評価等)

第19条 教育課程は、次に掲げる科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

一 専門系科目

- イ 専門科目
- ロ 関連専門科目
- ハ 専門基礎科目

二 基礎科目

- イ 全学基礎科目
 - 1) 基礎セミナー
 - 2) 言語文化
 - 3) 健康・スポーツ科学
- ロ 文系基礎科目
- ハ 理系基礎科目

三 教養科目

- イ 文系教養科目
- ロ 理系教養科目
- ハ 全学教養科目
- ニ 開放科目

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

3 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第2項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメデ

ィアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

6 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

7 教育課程、授業、成績評価等に関することは、名古屋大学全学教育科目規程(以下「全学教育科目規程」という。)及び学部規程によるほか、別に定める。

(単位)

第20条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。

2 各授業科目の単位数の計算の基準は、全学教育科目規程及び学部規程によるほか、別に定める。

3 前条第3項及び第4項の規定による方法で履修し修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業の要件として認定することができる。ただし、卒業の要件となる単位が124単位(医学部医学科にあつては、188単位)を超える学部にあつては、その超える単位数を60単位に加えて認定することができる。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第21条 新たに本学の第1年次に入学した者が入学前に、大学、外国の大学、短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教育上有益と認める場合は、本学において修得したものとして認定することができる。

2 教育上有益と認める場合は、新たに本学の第1年次に入学した者が入学前に行った学修で、文部科学大臣が別に定めるもの及び第23条の2

第1項に規定するものを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により、修得したものととして認定し、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、合わせて60単位を超えない範囲とする。
- 4 第15条から第16条までの規定により編入学、再入学及び転入学した者の既修得単位については、教育上有益と認める場合は、その一部又は全部を本学において修得したものととして認定することができる。
- 5 第15条から第16条までの規定により編入学、再入学及び転入学した者が入学前に行った学修で、教育上有益と認める場合は、文部科学大臣が別に定めるもの及び第23条の2第1項に規定するものを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 6 第1項及び第4項の既修得単位並びに第2項及び前項により与えることのできる単位の取扱いについては、学部等において定める。
(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第21条の2 本学の学生以外の者で、大学入学資格を有した後に本学において科目等履修生として一定の単位を修得し、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるとき(授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限る。)は、修得した単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して本学の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の2分の1を超えることができない。

- 2 前項ただし書による修業年限の通算については、学部において定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第22条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合においては、所属学

部長を経て、当該学部長の許可を得なければならない。

(他の大学の授業科目の履修等)

第23条 学生は、学部長の許可を得て、他の大学において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

- 2 前項の場合、学部長は、あらかじめ当該大学との間において必要な事項について協議するとともに、許可に当たっては、教授会の議を経るものとする。

- 3 第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第21条第3項により修得したものととして認定し、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、本学において修得したものととして認定することができる。

- 4 前2項の規定は、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(検定試験の成績の取扱い)

第23条の2 別に定める検定試験における学生の成績については、教育上有益と認める場合は、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、第21条第3項及び前条第3項により修得したものととして認定し、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 3 第1項の取扱いについては、別に定める。

(留学)

第24条 学生は、学部長の許可を得て、休学することなく、外国の大学において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

- 2 第23条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により学生が留学する場合に準用する。

(休学期間中の他の大学の修得単位の取扱い)

第24条の2 学生が休学期間中に他の大学(外国の大学を含む。)において修得した単位については、教育上有益と認める場合は、本学において修得したものととして認定することができる。

- 2 第23条第3項の規定は、前項の規定により本学において修得したものとして認定する場合に準用する。

(教職課程)

- 第25条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする者のために、教職課程を置く。
- 2 教職課程については、別に定める。

第4章 休学及び復学

(休学)

- 第26条 学生は、傷病その他の事由により3月以上修学を中止しようとするときは、学部長の許可を得て、休学することができる。
- 2 前項の規定により休学しようとする者は、休学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添え、これを提出しなければならない。
- 3 第1項の場合において、学部長は、教授会の議を経て、これを許可する。
- 4 傷病のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学部長は、教授会の議を経て、期間を定め、休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第27条 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある者には、更に引き続き休学を許可することができる。
- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、医学部医学科の休学期間は、通算して6年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

- 第28条 学生は、休学期間中にその事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。
- 2 第26条第4項の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、学校医の診断書を添え、学部長に願い出て、その許可を得なければならない。

第5章 退学及び転学

(退学)

- 第29条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 前項の場合において、学部長は、教授会の議を経て、これを許可する。

(転学)

- 第30条 学生が他の大学に転学しようとするときは、事由を詳記した転学願を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により学生が転学する場合に準用する。

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業)

- 第31条 本学に所定の期間在学し、かつ、学部の定める卒業の資格を得た者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科を除き、本学に3年以上在学した者で、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認めた学生に対し、当該学部の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

(学位の授与)

- 第32条 総長は、前条の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与する。
- 2 学位については、名古屋大学学位規程(平成16年度規程第104号)の定めるところによる。

第7章 除籍及び懲戒

(除籍)

- 第33条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、総長は、当該教授会の議を経て、除籍する。

- 一 所定の在学年限に達しても、卒業できないとき。
- 二 学部において定める所定の在学年限に達しても、進級できないとき。
- 三 傷病その他の事由により、成業の見込みがないと認められるとき。
- 四 死亡又は行方不明となったとき。

五 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。

六 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は一部免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者が、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しないとき。

(懲戒)

第34条 学生の懲戒については、総長が、その都度懲戒委員会を設けて処理する。

2 懲戒委員会の構成については、別に定める。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第8章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料の納入)

第35条 入学を志願する者は、入学願書を提出する際に検定料を納入しなければならない。

(入学料の納入)

第36条 入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

2 前項により入学料を納入した者が本学学部への入学手続きを行った後、当該入学手続き期間内に当該学部への入学を辞退し、同一年度の入学に係る他の入学手続き期間内に本学の他の学部に入學手続きを行う場合は、改めて入学料の納入を要しない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第37条 入学する者が、特別な事情により入学料の納入が著しく困難であると認められるときは、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項の徴収猶予については、経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる場合も行うことができる。

3 前2項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の納入)

第38条 各年度に係る授業料は、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、前期にあっては4月、後期にあっては10月に納入しなければならない。ただし、

後期に係る授業料については、当該年度の前期に係る授業料を納入するときに納入することができる。

2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納入することができる。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第39条 学生が、特別の事情により学年の途中で卒業する場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割額」という。)に在学する月数を乗じて得た額を、当該学年の初めの月に納入しなければならない。ただし、卒業する月が後期の納入すべき時期(以下「後期の納期」という。)後であるときは、後期の納期後の在学期間に係る授業料は、後期の納期に納入しなければならない。

(転学、退学及び除籍の場合の授業料)

第40条 学生が、後期の納期前に転学、退学又は除籍の場合、納入すべき授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

(復学した場合の授業料)

第41条 学生が、前期又は後期の途中において復学した場合は、月割額に復学の日の属する月から次の納入すべき時期前までの月数を乗じて得た額を、復学の日の属する月に納入しなければならない。

(留学及び停学期間中の授業料)

第42条 学生は、留学又は停学期間中であっても、授業料を納入しなければならない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第43条 経済的理由により授業料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる者その他特別の事情があると認められる者に対しては、その期の授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に規定する授業料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(寄宿料の納入)

第43条の2 第73条の寄宿舎に入居する者は、所定の期日までに寄宿料を納入しなければならない。

(寄宿料の免除)

第43条の3 寄宿舍に入居する者が特別な事情により寄宿料の納入が著しく困難であると認められるときは、寄宿料を免除することができる。

2 前項に規定する寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

(検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料の額)

第44条 第35条の検定料, 第36条の入学料, 第38条の授業料及び第43条の2の寄宿料の額は、名古屋大学授業料等の料金に関する規程(平成16年度規程第87号。以下「料金規程」という。)に定める額とする。

(既納の検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料)

第45条 既納の検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料は、返納しない。ただし、次に掲げる検定料及び授業料については、この限りでない。

- 一 第13条に規定する入学試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者が納入した第2段階目の選抜に係る検定料
- 二 前期に係る授業料を納入するときに、当該年度の後期に係る授業料を納入した者が、後期の納期前に休学又は退学した場合における納入した後期に係る授業料
- 三 第38条第2項の規定により納入した授業料

第9章 特別聴講学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生及び特別短期研修学生

第1節 特別聴講学生

(特別聴講学生)

第46条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学において授業科目を履修し、単位を修得しようとするものがあるときは、学部等の長は、当該大学との協議により、教授会等の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第47条 特別聴講学生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第48条 特別聴講学生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の学生並びに本学と外国の大学との大学間交流協定に基づく外国人留学生で総長が授業料等を不徴収とした者(以下「協定留学生」という。)及び大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

2 前項に規定する授業料等の不徴収の取扱いについては、別に定める。

3 第1項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

4 特別聴講学生として入学しようとする者は、検定料及び入学料の納入を要しない。

(除籍)

第48条の2 特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部等の長は、教授会等の議を経て、除籍することができる。

- 一 本学の特別聴講学生として適当でない認められるとき。
- 二 傷病その他の事由により特別聴講学生として成業の見込みがないと認められるとき。
- 三 死亡又は行方不明となったとき。
- 四 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。

(その他)

第49条 本節に規定するもののほか、特別聴講学生に関することは、学部等において定める。

第2節 科目等履修生

(科目等履修生)

第50条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとするものがある場合、学部等において適当と認めるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第50条の2 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第50条の3 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に履修しようとする授業科目及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該学部等の長に提出しなければならない。

(入学料)

第50条の4 科目等履修生として入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第50条の5 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第50条の6 科目等履修生の除籍については、第48条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

(検定料等の不徴収)

第50条の7 本学が高等学校若しくは専修学校又は国、地方公共団体その他の団体との間で締結する協定に基づき受け入れる科目等履修に係る検定料、入学料及び授業料については、第50条の3、第50条の4第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該協定の定めるところにより、それぞれその一部又は全部を徴収しないことができる。

(その他)

第50条の8 本節に規定するもののほか、科目等履修生に関することは、学部等において定める。

第3節 聴講生

(聴講生)

第51条 学部における授業科目中1科目又は数科目を選んで聴講しようとする者がある場合、

学部において適当と認めるときは、聴講生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第52条 聴講生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第53条 聴講生として入学を志願する者は、願書に聴講を希望する授業科目及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該学部長に提出しなければならない。ただし、協定留学生については、検定料の納入を要しない。

(入学料)

第54条 聴講生として入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。ただし、協定留学生については、入学料の納入を要しない。

2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第55条 聴講生は、聴講しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、協定留学生については、授業料の納入を要しない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第55条の2 聴講生の除籍については、第48条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「聴講生」と読み替えるものとする。

(単位の取扱い)

第56条 聴講生に対しては、特に定めるもののほか、単位の認定を行わない。

(その他)

第57条 本節に規定するもののほか、聴講生に関することは、学部において定める。

第4節 研究生

(研究生)

第58条 本学において特別の事項について研究しようとする者がある場合、学部等において適当と認めるときは、研究生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第59条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第60条 研究生として入学を志願する者は、願書に研究事項及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該学部等の長に提出しなければならない。ただし、協定留学生については、検定料の納入を要しない。

(入学金)

第61条 研究生として入学する者は、所定の期日までに入学金を納入しなければならない。ただし、協定留学生については、入学金の納入を要しない。

2 前項の入学金については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第62条 研究生は、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期の区分ごとに、それぞれの期における在学予定期間に相当する授業料の額を当該期間における当初の月に納入しなければならない。ただし、協定留学生については、授業料の納入を要しない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第62条の2 研究生の除籍については、第48条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「研究生」と読み替えるものとする。

(研究費)

第63条 研究に要する費用は、特に定めるもののほか、研究生の負担とする。

(その他)

第64条 本節に規定するもののほか、研究生に関することは、学部等において定める。ただし、

研究生の定員、入学資格、選考方法等を定めるに際しては、教育研究評議会の議を経るものとする。

第5節 特別短期研修学生

(特別短期研修学生)

第65条 他の大学又は外国の大学等の学生で、本学において特別の事項について実験、実習等の指導を受けようとする者がある場合、学部等の長は、当該大学等との協議により、教授会等の議を経て、特別短期研修学生として入学を許可することができる。

(在学期間)

第66条 特別短期研修学生の在学期間は、1月以上6月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第67条 特別短期研修学生は、実験、実習等の指導を受けようとする期間の月数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の学生並びに協定留学生及び大学間特別短期研修学生交流協定に基づく特別短期研修学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

2 前項の授業料の不徴収の取扱いについては、別に定める。

3 第1項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

4 特別短期研修学生として入学しようとする者は、検定料及び入学金の納入を要しない。

(除籍)

第68条 特別短期研修学生の除籍については、第48条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「特別短期研修学生」と読み替えるものとする。

(その他)

第 69 条 本節に規定するもののほか、特別短期研修学生に関することは、学部等において定める。

第 6 節 検定料、入学料及び授業料の額

第 70 条 第 53 条及び第 60 条の検定料、第 54 条第 1 項及び第 61 条第 1 項の入学料並びに第 48 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 62 条第 1 項及び第 67 条第 1 項の授業料の額は、それぞれ料金規程に定める額とする。

第 10 章 外国人留学生

- 第 71 条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。
- 外国人留学生の入学許可については、第 14 条に規定する保証書の提出を要しない。
 - 外国人留学生は、学生定員の枠外とすることができる。
 - 前 3 項に規定するもののほか、外国人留学生の入学その他に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 公開講座

- 第 72 条 社会人の教養を高め、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。
- 公開講座の実施その他に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 寄宿舍

- 第 73 条 本学に学生の寄宿舍を設ける。
- 寄宿舍においては、高邁な自治精神に基づいて、規律ある協同生活の下に、人格の陶冶に留意すべきものとする。
 - 寄宿舍の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年度以前に入学した者につい

ては、この通則の施行前の名古屋大学通則を適用する。

- 学部の収容定員の合計は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
平成 16 年度 8,855 人 平成 17 年度 8,810 人
平成 18 年度 8,775 人
- 法学部法律・政治学科の収容定員は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
平成 16 年度 705 人 平成 17 年度 670 人
平成 18 年度 645 人
- 情報文化学部の収容定員（第 3 年次編入学定員を除く。）は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
自然情報学科 平成 16 年度 154 人 平成 17 年度 151 人
社会システム情報学科 平成 16 年度 156 人 平成 17 年度 154 人
情報文化学部計 平成 16 年度 310 人 平成 17 年度 305 人
- 工学部電気電子・工学科及び工学部計の収容定員は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
電気電子・情報工学科 平成 16 年度 690 人 平成 17 年度 685 人
工学部計 平成 16 年度 2,970 人 平成 17 年度 2,965 人

附 則(平成 17 年 2 月 21 日通則第 3 号)

この通則は、平成 17 年 2 月 21 日から施行し、改正後の第 48 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 11 条の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日通則第 5 号)

この通則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 25 日通則第 1 号)

この通則は、平成 17 年 4 月 25 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 10 月 24 日通則第 3 号)

この通則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月21日通則第5号)

この通則は、平成17年11月21日から施行する。
 ただし、改正後の第15条第1項第6号、第15条の2第1項及び第15条の3第1項(第2号を除く。)の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月13日通則第7号)

- この通則は、平成18年4月1日から施行する。
- 農学部資源生物環境学科及び応用生物科学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 農学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

生物環境科学科 平成18年度 35人 平成19年度 70人 平成20年度 105人
 資源生物科学科 平成18年度 55人 平成19年度 110人 平成20年度 165人
 応用生命科学科 平成18年度 80人 平成19年度 160人 平成20年度 240人

附 則(平成18年7月10日通則第1号)

この通則は、平成18年7月10日から施行する。

附 則(平成19年2月26日通則第1号)

- この通則は、平成19年4月1日から施行する。
- 学部の収容定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 平成19年度 8,746人 平成20年度 8,742人
- 医学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 平成19年度 1,446人 平成20年度 1,442人
- 医学部保健学科理学療法学専攻及び作業療法学専攻のそれぞれの収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 平成19年度 88人 平成20年度 86人

附 則(平成19年3月22日通則第4号)

附 則(平成19年12月25日通則第1号)

この通則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年3月10日通則第2号)

この通則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日通則第1号)

- この通則は、平成21年4月1日から施行する。
- 学部の入学定員の合計及び収容定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。(入学定員の合計及び収容定員の合計は、平成21年度から平成29年度までにおいて「緊急医師確保対策」により臨時増員される医学部医学科の入学定員3名並びに平成22年度から平成31年度までにおいて地域の医師確保のため及び研究医養成のために臨時増員される医学部医学科の入学定員4名を含む数とする。次項及び第4項において同じ。)

年度	入学定員	収容定員
平成21年度	(55)2,103 [20] <6>	8,756
平成22年度	(55)2,107 [20] <6>	8,768
平成23年度	(55)2,107 [20] <6>	8,780
平成24年度	(55)2,107 [20] <6>	8,792
平成25年度	(55)2,107 [20] <6>	8,804
平成26年度	(55)2,107 [20] <6>	8,816
平成27年度	(55)2,107 [20] <6>	8,820
平成28年度	(55)2,107 [20] <6>	8,820
平成29年度	(55)2,107	8,820

	[20] <6>	
平成30年度	(55)2,104 [20] <6>	8,817
平成31年度	(55)2,104 [20] <6>	8,814
平成32年度	(55)2,100 [20] <6>	8,807
平成33年度	(55)2,100 [20] <6>	8,800
平成34年度	(55)2,100 [20] <6>	8,793
平成35年度	(55)2,100 [20] <6>	8,786
平成36年度	(55)2,100 [20] <6>	8,782

備考

- 1 入学定員欄の（ ）内の数は、第3年次編入学定員で外数である。
 - 2 入学定員欄及び収容定員欄の[]内の数は、学部共通の第3年次編入学定員で外数である。
 - 3 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。
- 3 医学部の入学定員及び収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
平成21年度	(25)303 <6>	1,456
平成22年度	(25)307 <6>	1,468
平成23年度	(25)307 <6>	1,480
平成24年度	(25)307 <6>	1,492
平成25年度	(25)307 <6>	1,504
平成26年度	(25)307 <6>	1,516
平成27年度	(25)307	1,520

	<6>	
平成28年度	(25)307 <6>	1,520
平成29年度	(25)307 <6>	1,520
平成30年度	(25)304 <6>	1,517
平成31年度	(25)304 <6>	1,514
平成32年度	(25)300 <6>	1,507
平成33年度	(25)300 <6>	1,500
平成34年度	(25)300 <6>	1,493
平成35年度	(25)300 <6>	1,486
平成36年度	(25)300 <6>	1,482

備考

- 1 入学定員欄の（ ）内の数は、第3年次編入学定員で外数である。
 - 2 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。
- 4 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
平成21年度	(5)103	598
平成22年度	(5)107	610
平成23年度	(5)107	622
平成24年度	(5)107	634
平成25年度	(5)107	646
平成26年度	(5)107	658
平成27年度	(5)107	662
平成28年度	(5)107	662
平成29年度	(5)107	662
平成30年度	(5)104	659
平成31年度	(5)104	656
平成32年度	(5)100	649
平成33年度	(5)100	642
平成34年度	(5)100	635
平成35年度	(5)100	628
平成36年度	(5)100	624

備考

入学定員欄の（ ）内の数は、第3年次編入学定員で外数である。

附 則(平成21年5月25日通則第1号)

この通則は、平成21年5月25日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年3月2日通則第2号)

この通則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月1日通則第1号)

この通則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日通則第2号)

- 1 この通則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 工学部社会環境工学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成24年10月16日通則第1号)

この通則は、平成24年10月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成26年12月16日通則第1号)

この通則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月3日規程第63号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月19日通則第1号)

この通則は、平成28年4月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この通則は、平成29年4月1日から施行する。
ただし、改正後の第15条の3の規定は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 情報文化学部及びこの通則による改正前の工学部の学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該学部及び学科に在籍する者が当該学部及び学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 情報学部（第3年次編入学定員を除く。）の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

自然情報学科 平成29年度 38人 平成30年度 76人 平成31年度 114人

人間・社会情報学科 平成29年度 38人 平成30年度 76人 平成31年度 114人

コンピュータ科学科 平成29年度 59人 平成30年度 118人 平成31年度 177人

情報学部計 平成29年度 135人 平成30年度 270人 平成31年度 405人

- 4 工学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

化学生命工学科 平成29年度 99人 平成30年度 198人 平成31年度 297人

物理工学科 平成29年度 83人 平成30年度 166人 平成31年度 249人

マテリアル工学科 平成29年度 110人 平成30年度 220人 平成31年度 330人

電気電子情報工学科 平成29年度 118人 平成30年度 236人 平成31年度 354人

機械・航空宇宙工学科 平成29年度 150人 平成30年度 300人 平成31年度 450人

エネルギー理工学科 平成29年度 40人 平成30年度 80人 平成31年度 120人

環境土木・建築学科 平成29年度 80人 平成30年度 160人 平成31年度 240人

工学部計 平成29年度 2,900人 平成30年度 2,840人 平成31年度 2,780人

名古屋大学通則

別表（第4条関係）

学部	学科等	入学定員	収容定員	
文学部	人文学科	(10)125	520	
教育学部	人間発達科学科	(10)65	280	
法学部	法律・政治学科	(10)150	620	
経済学部	経済学科	140	560	
	経営学科	65	260	
	計	[10]205	[20]820	
情報学部	自然情報学科	38	152	
	人間・社会情報学科	38	152	
	コンピュータ科学科	59	236	
	計	[10]135	[20]540	
理学部	数理学科	55	220	
	物理学科	90	360	
	化学科	50	200	
	生命理学科	50	200	
	地球惑星科学科	25	100	
	計	270	1,080	
医学部	医学科	(5)100	620	
	保健学科	看護学専攻	(10)80	340
		放射線技術科学専攻	(5)40	170
		検査技術科学専攻	(5)40	170
		理学療法学専攻	<3>20	89
		作業療法学専攻	<3>20	89
	計	(25)300	1,478	

名古屋大学通則

		<6>	
工学部	化学生命工学科	99	396
	物理工学科	83	332
	マテリアル工学科	110	440
	電気電子情報工学科	118	472
	機械・航空宇宙工学科	150	600
	エネルギー理工学科	40	160
	環境土木・建築学科	80	320
	計	680	2,720
農学部	生物環境科学科	35	140
	資源生物科学科	55	220
	応用生命科学科	80	320
	計	170	680
合計	(55)2,100 [20] <6>	8,778	

備考

- 1 入学定員欄の()内の数は、第3年次編入学定員で外数である。
- 2 入学定員欄及び収容定員欄の[]内の数は、学部共通の第3年次編入学定員で外数である。
- 3 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。

参考

名古屋大学授業料等の料金に関する規程第2条第1項に規定する額

区分	検定料	入学料	授業料
学部学生	第2次の学力 検査等 17,000円	282,000円	年額 535,800円
大学院学生	30,000円	282,000円	年額 535,800円
法科大学院	30,000円	282,000円	年額 804,000円
聴講生	9,800円	28,200円	1単位に相当する授業について 14,800円
特別聴講学生	—	—	1単位に相当する授業について 14,800円
研究生	9,800円	84,600円	月額 29,700円
特別短期研修学生	—	—	月額 29,700円
大学院特別聴講学 生	—	—	1単位に相当する授業について 14,800円
大学院研究生	9,800円	84,600円	月額 29,700円
特別研究学生	—	—	月額 29,700円
科目等履修生	9,800円	28,200円	1単位に相当する授業について

名古屋大学通則

14,800 円

名古屋大学大学院通則

(平成 16 年 4 月 1 日通則第 2 号)

改正 平成 17 年 2 月 21 日通則第 4 号 平成 17 年 4 月 25 日通則第 2 号
平成 17 年 10 月 24 日通則第 4 号 平成 18 年 2 月 27 日通則第 6 号
平成 18 年 3 月 13 日通則第 8 号 平成 19 年 2 月 26 日通則第 2 号
平成 19 年 12 月 25 日通則第 1 号 平成 20 年 3 月 10 日通則第 3 号
平成 21 年 3 月 23 日通則第 2 号 平成 22 年 3 月 2 日通則第 3 号
平成 23 年 3 月 1 日通則第 2 号 平成 23 年 7 月 19 日通則第 1 号
平成 24 年 3 月 21 日通則第 3 号 平成 24 年 10 月 16 日通則第 2 号
平成 25 年 3 月 29 日通則第 3 号 平成 26 年 3 月 4 日通則第 1 号
平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号 平成 27 年 9 月 15 日通則第 1 号
平成 28 年 3 月 1 日通則第 2 号 平成 28 年 6 月 21 日通則第 2 号
平成 28 年 9 月 13 日通則第 3 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
 - 第 2 章 入学, 進学, 転科及び転専攻(第 10 条—第 17 条の 2)
 - 第 3 章 教育課程, 授業, 研究指導, 留学等(第 18 条—第 25 条)
 - 第 4 章 休学及び復学(第 26 条—第 28 条)
 - 第 5 章 退学及び転学(第 29 条・第 30 条)
 - 第 6 章 課程修了, 学位の授与等(第 31 条—第 35 条)
 - 第 7 章 除籍及び懲戒(第 36 条・第 37 条)
 - 第 8 章 検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料(第 38 条—第 48 条)
 - 第 9 章 大学院特別聴講学生, 科目等履修生, 特別研究学生及び大学院研究生
 - 第 1 節 大学院特別聴講学生(第 49 条—第 52 条)
 - 第 2 節 科目等履修生(第 52 条の 2—第 52 条の 8)
 - 第 3 節 特別研究学生(第 53 条—第 56 条)
 - 第 4 節 大学院研究生(第 57 条—第 63 条)
 - 第 5 節 検定料, 入学料及び授業料の額(第 64 条)
 - 第 10 章 外国人留学生(第 65 条)
 - 第 11 章 国際連携専攻(第 66 条—第 73 条)
- 附則

第1章 総則

(目的及び方針)

第1条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより、文化の進展に寄与するとともに、学術の研究者、高度の専門技術者及び教授者を養成することを目的とする。

2 本学大学院は、前項の目的を踏まえて、本学大学院及び研究科において、次の各号に掲げる方針を定め、公表するものとする。

- 一 修了認定及び学位授与に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

(研究科及び専攻)

第2条 研究科及び専攻は、次のとおりとする。

研究科	専攻
人文学研究科	人文学
教育発達科学研究科	教育科学, 心理発達科学
法学研究科	綜合法政, 実務法曹養成
経済学研究科	社会経済システム, 産業経営システム
情報学研究科	数理情報学, 複雑系科学, 社会情報学, 心理・認知科学, 情報システム学, 知能システム学
理学研究科	素粒子宇宙物理学, 物質理学, 生命理学, 名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学
医学系研究科	医科学, 総合医学, 名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学, 名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学, 看護学, 医療技術学, リハビリテーション療法学

工学研究科

有機・高分子化学, 応用物質化学, 生命分子工学, 応用物理学, 物質科学, 材料デザイン工学, 物質プロセス工学, 化学システム工学, 電気工学, 電子工学, 情報・通信工学, 機械システム工学, マイクロ・ナノ機械理工学, 航空宇宙工学, エネルギー理工学, 総合エネルギー工学, 土木工学

生命農学研究科

生物圏資源学, 生物機構・機能科学, 応用分子生命科学, 生命技術科学

国際開発研究科

国際開発, 国際協力

多元数理科学研究科

多元数理科学

環境学研究科

地球環境科学, 都市環境学, 社会環境学

創薬科学研究科

基盤創薬学

2 前項の理学研究科名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻並びに医学系研究科名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻及び名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第35条に定める国際連携専攻(以下「国際連携専攻」という。)とする。

(専門職大学院等)

第2条の2 前条の法学研究科実務法曹養成専攻は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に定める専門職大学院とする。

2 前項の法学研究科実務法曹養成専攻は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に定める法科大学院(以下「法科大学院」という。)とする。

(課程)

第 3 条 研究科の課程は、博士課程とする。ただし、法学研究科にあつては、博士課程及び法科大学院の専門職学位課程(以下「法科大学院の課程」という。)とし、医学系研究科にあつては、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程(医学系研究科の医学を履修する博士課程(以下「医学博士課程」という。)を除く。)は、前期 2 年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期 3 年の課程(以下「後期課程」という。)に区分する。

3 前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

4 医学博士課程は、区分を設けない課程とする。

(収容定員)

第 4 条 大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(標準修業年限)

第 5 条 博士課程の標準修業年限は、5 年とする。ただし、医学博士課程の標準修業年限は、4 年とする。

2 医学系研究科の修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3 年とする。

(在学年限)

第 6 条 博士課程(医学博士課程を除く。)の在学年限は、前期課程では 4 年、後期課程では 6 年とする。

2 医学系研究科の修士課程の在学年限は 4 年、医学博士課程の在学年限は 8 年とする。

3 法科大学院の課程の在学年限は、6 年とする。ただし、第 33 条の 2 第 2 項の規定する者の在学年限は、3 年から同項の規定により法科大学院に在学したものとみなす期間を除いた期間の 2 倍に相当する期間とする。

(学年)

第 7 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 8 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

春学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

秋学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 9 条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

春季休業 4 月 1 日から 4 月 4 日まで

夏季休業 8 月 8 日から 9 月 30 日まで

冬季休業 12 月 28 日から翌年 1 月 7 日まで

2 臨時の休業日は、総長がその都度定める。

3 第 1 項の規定にかかわらず、教育上必要があると認められる場合には、第 1 項に規定する休業日に授業を行うことができる。

第 2 章 入学、進学、転科及び転専攻

(入学の時期)

第 10 条 入学の時期は、学年の初めとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科の定めるところにより、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

3 国際連携専攻の入学の時期は、前 2 項の規定にかかわらず、当該研究科において、別に定めることができる。

(前期課程、医学系研究科の修士課程及び法科大学院の課程の入学資格)

第 11 条 前期課程、医学系研究科の修士課程及び法科大学院の課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学を卒業した者

二 法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた

教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

七 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者

九 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程若しくは我が国において外国の大学の課程(その修了者が学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

十 本学大学院において、個別の入学資格審査(以下「個別審査」という。)により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの

(後期課程の入学又は進学資格)

第12条 後期課程に入学又は進学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 本学大学院若しくは他の大学院で修士の学位又は専門職学位を授与された者

二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を

我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国に大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第31条の2に規定する博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者

八 本学大学院において、個別審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの

(医学博士課程の入学又は進学の資格)

第13条 医学博士課程に入学又は進学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程を卒業した者

二 外国において学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。)を修了した者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。)を修了した者

四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。))を履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

る。)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

六 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号の定めるところによる。)

七 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。)若しくは我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

八 本学大学院において、個別審査により、大学の、医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したものの(入学及び進学の出願手続)

第14条 前3条に規定する者で入学又は進学を志願するものは、所定の期日までに願書を当該研究

科に提出しなければならない。ただし、入学を志願する者は、願書に第38条の検定料を添えなければならない。

(入学試験及び進学試験)

第15条 前条の入学志願者又は進学志願者に対しては、研究科において入学試験又は進学試験を行い、合格者を決定する。

(入学及び進学の許可)

第16条 総長は、前条の入学試験の合格者で第39条の入学料の納入、保証書、宣誓書の提出等所定の手続を完了したものに、入学を許可する。

2 研究科長は、前条の進学試験の合格者で所定の手続を完了したものに、進学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科において選考の上、適當の課程に総長が入学を許可することができる。

一 第29条の規定による本学大学院の退学者で、再び同一の課程に入学を志願するもの

二 他の大学院に在学する者又は我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(法第102条第1項に規定する者に限る。)及び国際連合大学の課程に在学した者で、本学大学院に転学を志願するもの

三 修士課程、博士課程の前期課程又は専門職学位課程を修了した者で、本学大学院に入学を志願するもの

2 第14条及び前条の規定は、前項の規定により入学する場合に準用する。

(転科及び転専攻)

第17条の2 学生が他の研究科に転科を志願しようとするときは、事由を詳記した転科願を所属研究科長を経て、当該研究科長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生が所属研究科内の他の専攻に転専攻を志願しようとするときは、当該研究科の定めるところにより、研究科長の許可を得なければならない。

3 前2項の学生が既に修得した授業科目の単位の

認定及び在学期間に関しては、当該研究科教授会の議を経て、当該研究科長が行うものとする。

第3章 教育課程、授業、研究指導、留学等

(教育課程、授業、研究指導、成績評価等)

第18条 教育課程、授業、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)、成績評価等に関することは、名古屋大学大学院共通科目規程(平成22年度規程第47号。以下「大学院共通科目規程」という。)及び研究科規程で定める。

(学修計画)

第19条 入学又は進学を許可された者は、研究科の定める指導教員の指導の下に学修計画を立て、当該研究科教授会の議を経て、当該研究科長の承認を得なければならない。

(単位)

第20条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。

2 各授業科目の単位数の計算の基準は、大学院共通科目規程及び研究科規程で定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条の2 学生(法科大学院の学生を除く。)が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教育上有益と認める場合は、本学大学院において修得したものとして認定することができる。この場合において、単位の認定は、10単位を超えない範囲とする。

2 前項の既修得単位の取扱いについては、研究科において定める。

(他の研究科の授業科目の履修)

第21条 学生は、他の研究科の授業科目を履修することができる。この場合においては、所属研究科長を経て、当該研究科長の許可を得なければならない。

2 学生は、大学院共通科目規程に定める授業科目を履修することができる。この場合においては、所属研究科長を経て、教養教育院長の許可を得なければならない。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第22条 学生は、研究科長の許可を得て、他の大学院において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の場合、研究科長は、あらかじめ当該大学院との間において必要な事項について協議するとともに、許可に当たっては、研究科教授会の議を経るものとする。

3 第1項の規定により、履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本学大学院において修得したものとして認定することができる。

4 前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第23条 学生は、研究科長の許可を得て、他の大学院又は研究所等において、研究指導(第67条で規定する国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。)を受けることができる。ただし、前期課程及び医学系研究科の修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により学生が研究指導を受ける場合に準用する。

(留学)

第24条 学生は、研究科長の許可を得て、休学することなく、外国の大学院において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 学生は、研究科長の許可を得て、休学することなく、外国の大学院又は研究所等において、研究指導を受けることができる。

3 第22条第2項の規定は、前2項の規定により学生が留学する場合に、同条第3項の規定は、第1

項の規定により学生が留学する場合に、前条第 1 項ただし書の規定は、前項の規定により学生が留学する場合に準用する。

(休学期間中の他の大学院の修得単位の取扱い)

第 24 条の 2 学生が休学期間中に他の大学院(外国の大学院を含む。)において修得した単位については、教育上有益と認める場合は、本学大学院において修得したものと認定することができる。

2 第 22 条第 3 項の規定は、前項の規定により本学大学院において修得したものと認定する場合に準用する。

(教職課程)

第 25 条 本学大学院において、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に規定する教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする者のために、教職課程を置く。

2 教職課程については、別に定める。

第 4 章 休学及び復学

(休学)

第 26 条 学生は、傷病その他の事由により 3 月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の規定により休学しようとする者は、休学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添え、これを提出しなければならない。

3 第 1 項の場合において、研究科長は、研究科教授会の議を経て、これを許可する。

4 傷病のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては、研究科長は、研究科教授会の議を経て、期間を定め、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 27 条 休学は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある者には、更に引き続き休学を許可することができる。

2 博士課程(医学博士課程を除く。)の休学期間は、通算して前期課程では 2 年、後期課程では 3 年を超えることができない。

3 医学系研究科の修士課程の休学期間は、通算して 2 年、医学博士課程の休学期間は、通算して 4

年を超えることができない。

4 法科大学院の課程の休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。ただし、第 33 条の 2 第 2 項の規定する者の休学期間は、3 年から同項の規定により法科大学院に在学したものとみなす期間を除いた期間を超えることができない。

5 やむを得ない特別な事由があると認められるときは、前 3 項の規定にかかわらず、更に休学期間の延長を許可することができる。

6 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第 28 条 学生は、休学期間中にその事由が消滅したときは、研究科長の許可を得て、復学することができる。

2 第 26 条第 4 項の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、学校医の診断書を添え、研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。

第 5 章 退学及び転学

(退学)

第 29 条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願を研究科長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項の場合において、研究科長は、研究科教授会の議を経て、これを許可する。

(転学)

第 30 条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、事由を詳記した転学願を研究科長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により学生が転学する場合に準用する。

第 6 章 課程修了、学位の授与等

(前期課程及び医学系研究科の修士課程の修了)

第 31 条 前期課程又は医学系研究科の修士課程に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修して 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に

合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程又は医学系研究科の修士課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる。

(博士論文研究基礎力審査)

第31条の2 第3条第2項の博士課程において、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合は、前条に規定する前期課程の修了要件について、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
 - 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査
- 2 前項に定める要件によって修了を認定しようとする場合は、研究科規程において当該要件を適用する専攻、コース等の履修上の区分を定め、当該履修上の区分において前期及び後期の課程を通じて一貫した体系的な教育課程及び組織的な指導体制を専攻分野の枠を超えて編成し、併せて30単位を超える単位数を前期課程の修了の要件とするものとする。

(博士課程の修了)

第32条 博士課程(医学博士課程を除く。以下この条において同じ。)に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の授業科目を履修して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程にお

ける2年の在学期間を含む。)以上在学すれば修了を認定することができる。

2 第31条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第12条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合は、博士課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる。

(医学博士課程の修了)

第33条 医学博士課程に4年以上在学し、所定の授業科目を履修して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学博士課程に3年以上在学すれば修了を認定することができる。

(法科大学院の課程の修了)

第33条の2 法科大学院の課程に3年以上在学し、所定の授業科目を履修して98単位以上を修得した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。

2 法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者の前項の在学期間につい

ては、1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、32単位を修得したものとみなすことができる。

- 3 前項の規定により法科大学院が修得したものとみなすことができる単位数は、第22条第3項、第24条第3項及び第24条の2第2項の規定により本学大学院において修得したものとして認定する単位数と合わせて35単位を超えないものとする。

(学位の授与)

第34条 総長は、第31条から前条まで及び第70条の規定により課程を修了した者に、それぞれ修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 学位の種類、論文審査の方法、試験等については、名古屋大学学位規程(平成16年度規程第104号)の定めるところによる。

(単位等認定書)

第35条 博士課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者には、単位等認定書を交付することができる。

第7章 除籍及び懲戒

(除籍)

第36条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、総長は、当該研究科教授会の議を経て、除籍する。

- 一 所定の在学年限に達しても、課程を修了できないとき。
- 二 傷病その他の事由により、成業の見込みがないと認められるとき。
- 三 死亡又は行方不明となったとき。
- 四 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。
- 五 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は一部免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者が、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しないとき。

(懲戒)

第37条 学生の懲戒については、総長が、その都度懲戒委員会を設けて処理する。

2 懲戒委員会の構成については、別に定める。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第8章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料の納入)

第38条 入学を志願する者は、願書を提出する際に検定料を納入しなければならない。

(入学料の納入)

第39条 入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第40条 入学する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

- 一 本学大学院に入学する者であって、経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められるとき。
- 二 前号に規定するもののほか、特別の事情により入学料を納入することが著しく困難であると認められるとき。

2 前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の納入)

第41条 各年度に係る授業料は、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納入しなければならない。ただし、後期に係る授業料については、当該年度の前期に係る授業料を納入するときに納入することができる。

2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納入することができる。

(学年の途中で課程を修了する場合の授業料)

第42条 学生が、特別の事情により学年の途中で課程を修了する場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割額」という。)に在学する月数を乗じて得た額を、当該学年の初めの月に納入しなければならない。ただし、課程を修了する月が後期の納入すべき時期(以下「後期の納期」とい

う。)後であるときは、後期の納期後の在学期間に係る授業料は、後期の納期に納入しなければならない。

(転学、退学及び除籍の場合の授業料)

第 43 条 学生が、後期の納期前に転学、退学又は除籍の場合、納入すべき授業料の額は、授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

(復学した場合の授業料)

第 44 条 学生が、前期又は後期の途中において復学した場合は、月割額に復学の日の属する月から次の納入すべき時期前までの月数を乗じて得た額を、復学の日の属する月に納入しなければならない。

(留学及び停学期間中の授業料)

第 45 条 学生は、留学又は停学期間中であっても、授業料を納入しなければならない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第 46 条 経済的理由により授業料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる者その他特別の事情があると認められる者に対しては、その期の授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に規定する授業料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(寄宿料の納入)

第 46 条の 2 寄宿舎に入居する者は、所定の期日までに寄宿料を納入しなければならない。

(寄宿料の免除)

第 46 条の 3 寄宿舎に入居する者が特別な事情により寄宿料の納入が著しく困難であると認められるときは、寄宿料を免除することができる。

2 前項に規定する寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第 47 条 第 38 条の検定料、第 39 条の入学料、第 41 条の授業料及び第 46 条の 2 の寄宿料の額は、名古屋大学授業料等の料金に関する規程(平成 16 年度規程第 87 号。以下「料金規程」という。)の定める額とする。

(既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第 48 条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返納しない。ただし、次に掲げる検定料及び授業料については、この限りでない。

一 法科大学院で行う第 15 条に規定する入学試験を 2 段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第 1 段階目の選抜に合格しなかった者が納入した第 2 段階目の選抜に係る検定料

二 前期に係る授業料を納入するときに、当該年度の後期に係る授業料を納入した者が、後期の納期前に休学又は退学した場合における納入した後期に係る授業料

三 第 41 条第 2 項の規定により納入した授業料

第 9 章 大学院特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生及び大学院研究生

第 1 節 大学院特別聴講学生

(大学院特別聴講学生)

第 49 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院において授業科目を履修し、単位を修得しようとするものがあるときは、研究科長は、当該大学院との協議により、研究科教授会の議を経て、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 50 条 大学院特別聴講学生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第 51 条 大学院特別聴講学生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の大学院の学生並びに本学と外国の大学との大学間交流協定に基づく外国人留学生で総長が授業料等を不徴収とした者(以下「協定留学生」という。)及び大学間相互単位互換協定に基づく大学院特別聴講学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

2 前項に規定する授業料等の不徴収の取扱いについては、別に定める。

3 第 1 項の授業料については、免除及び徴収猶予を

行わない。

- 4 大学院特別聴講学生として入学しようとする者は、検定料及び入学料の納入を要しない。

(除籍)

第 51 条の 2 大学院特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究科長は、研究科教授会の議を経て、除籍することができる。

- 一 本学の大学院特別聴講学生として適当でないと認められるとき。
- 二 傷病その他の事由により大学院特別聴講学生として成業の見込みがないと認められるとき。
- 三 死亡又は行方不明となったとき。
- 四 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。

(その他)

第 52 条 本節に規定するもののほか、大学院特別聴講学生に関することは、研究科において定める。

第 2 節 科目等履修生

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者がある場合、研究科において適当と認めるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 52 条の 3 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第 52 条の 4 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に履修しようとする授業科目及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該研究科長に提出しなければならない。

(入学料)

第 52 条の 5 科目等履修生として入学する者は、所定の日までに入学料を納入しなければならない。

- 2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第 52 条の 6 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。

- 2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第 52 条の 7 科目等履修生の除籍については、第 51 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「大学院特別聴講学生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

(その他)

第 52 条の 8 本節に規定するもののほか、科目等履修生に関することは、研究科において定める。

第 3 節 特別研究学生

(特別研究学生)

第 53 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、研究科又は研究所等の長は、当該大学院との協議により、研究科教授会等の議を経て、特別研究学生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 54 条 特別研究学生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第 55 条 特別研究学生は、研究指導を受けようとする期間の月数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の大学院の学生並びに協定留学生及び大学間特別研究学生交流協定に基づく特別研究学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

- 2 前項に規定する授業料の不徴収の取扱いについては、別に定める。

3 第 1 項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

4 特別研究学生として入学しようとする者は、検定料及び入学料の納入を要しない。

(除籍)

第 55 条の 2 特別研究学生の除籍については、第 51 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「大学院特別聴講学生」とあるのは「特別研究学生」と読み替えるものとする。

(その他)

第 56 条 本節に規定するもののほか、特別研究学生に関することは、研究科又は研究所等において定める。

第 4 節 大学院研究生

(大学院研究生)

第 57 条 本学大学院において特別の事項について研究しようとする者がある場合、研究科において適当と認めるときは、大学院研究生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 58 条 大学院研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第 59 条 大学院研究生として入学を志願する者は、願書に研究事項及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該研究科長に提出しなければならない。ただし、協定留学生については、検定料の納入を要しない。

(入学料)

第 60 条 大学院研究生として入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。ただし、協定留学生については、入学料の納入を要しない。

2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第 61 条 大学院研究生は、前期(4 月から 9 月まで)及び後期(10 月から翌年 3 月まで)の 2 期の区分ごとに、それぞれの期における在学予定期間に相当する授業料の額を当該期間における当初の月に納入しなければならない。ただし、協定留学生については、授業料の納入を要しない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第 61 条の 2 大学院研究生の除籍については、第 51 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「大学院特別聴講学生」とあるのは「大学院研究生」と読み替えるものとする。

(研究費)

第 62 条 研究に要する費用は、特に定めるもののほか、大学院研究生の負担とする。

(その他)

第 63 条 本節に規定するもののほか、大学院研究生に関することは、研究科において定める。ただし、大学院研究生の定員、入学資格、選考方法を定めるに際しては、教育研究評議会の議を経るものとする。

第 5 節 検定料、入学料及び授業料の額

第 64 条 第 59 条の検定料、第 60 条第 1 項の入学料並びに第 51 条第 1 項、第 55 条第 1 項及び第 61 条第 1 項の授業料の額は、それぞれ料金規程に定める額とする。

第 10 章 外国人留学生

第 65 条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の入学許可については、第 16 条に規定する保証書の提出を要しない。

3 外国人留学生は、学生定員の枠外とすることができる。

4 前 3 項に規定するもののほか、外国人留学生の入学その他に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 国際連携専攻

(国際連携専攻の入学及び進学)

第 66 条 国際連携専攻における入学及び進学の出願手続については、第 14 条の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける研究科と当該研究科と連

携して教育研究を実施する外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)との協議の上,別に定める。

- 2 国際連携専攻における入学又は進学試験に関することは,第15条の規定にかかわらず,国際連携専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議の上,別に定める。

(国際連携教育課程)

第67条 国際連携専攻における,連携外国大学院と連携した教育課程(以下「国際連携教育課程」という。)に関することは,研究科規程で定める。

(共同開設科目)

第68条 国際連携専攻において,連携外国大学院と共同して開設した授業科目(以下「共同開設科目」という。)に関することは,研究科規程で定める。

- 2 国際連携専攻の学生が共同開設科目の履修により修得した単位は,5単位を超えない範囲で,研究科又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし,連携外国大学院において修得した単位数が,第70条第1項及び第2項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は,共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第69条 国際連携専攻を設ける研究科は,学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を,当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

- 2 国際連携専攻を設ける研究科は,学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を,当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第70条 国際連携専攻である博士課程及び医学博士課程の修了の要件(第32条第3項本文に規定する場合を除く。)は,第32条(第3項を除く。)及

び第33条に,それぞれ定めるもののほか,国際連携専攻を設ける研究科において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により15単位以上を修得するとともに,それぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得するものとする。

- 2 前項により国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には,第20条の2,第22条第3項及び第24条の2第2項の規定により修得したのものとして認定することができる単位を含まないものとする。

(国際連携専攻学生の除籍及び懲戒)

第71条 国際連携専攻の学生の除籍及び懲戒については,第36条及び第37条の規定によるもののほか,国際連携専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議の上,別に定めることができる。

(国際連携専攻学生の授業料等)

第72条 国際連携専攻の学生のうち,連携外国大学院を主として入学する学生の本学における検定料,入学料及び授業料については,第38条,第40条及び第41条の規定にかかわらずその全額を免除するものとする。

(その他)

第73条 本則に定めるもののほか,国際連携専攻に係る次の各号に掲げる事項については,当該専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議の上,別に定める。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 教育組織の編成に関する事項
- 三 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- 四 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- 五 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- 六 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- 七 その他国際連携専攻に関する事項

附 則

- 1 この通則は,平成16年4月1日から施行する。ただし,平成15年度以前に入学した者については,この規程の施行前の名古屋大学大学院通則を適

用する。

2 第48条第1号の規定は、平成16年度入学試験から適用する。

3 文学研究科、理学研究科、工学研究科、人間情報学研究科、多元数理科学研究科及び情報科学研究科の後期課程に係る収容定員は、平成16年度においては、別表にかかわらず、次のとおりとする。

文学研究科後期課程 収容定員 86名

理学研究科後期課程 収容定員 217名

工学研究科後期課程 収容定員 509名

人間情報学研究科後期課程 収容定員 39名

多元数理科学研究科後期課程 収容定員 95名

情報科学研究科後期課程 収容定員 96名

4 法学研究科の前期課程に係る収容定員は、別表にかかわらず、次のとおりとする。

法学研究科前期課程 平成16年度 収容定員 95名

5 法学研究科及び医学系研究科の後期課程に係る収容定員は、別表にかかわらず、次のとおりとする。

法学研究科後期課程 平成16年度 収容定員 79名
平成17年度 収容定員 65名

医学系研究科後期課程 平成16年度 収容定員 17名
平成17年度 収容定員 34名

6 法科大学院の専門職学位課程に係る収容定員は、別表にかかわらず、次のとおりとする。

法科大学院専門職学位課程 平成16年度 収容定員 80名
平成17年度 収容定員 160名

附 則(平成17年2月21日通則第4号)

この通則は、平成17年2月21日から施行し、改正後の第51条及び第55条の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年4月25日通則第2号)

この通則は、平成17年4月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年10月24日通則第4号)

この通則は、平成17年10月24日から施行する。

附 則(平成18年2月27日通則第6号)

この通則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月13日通則第8号)

1 この通則は、平成18年4月1日から施行する。

2 工学研究科の前期課程に係る収容定員は、平成18年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、945人とする。

3 工学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
平成18年度 479人 平成19年度 457人

附 則(平成19年2月26日通則第2号)

1 この通則は、平成19年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第33条の2第1項の規定は、平成18年5月24日から適用する。ただし、法科大学院に平成17年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成19年12月25日通則第1号)

この通則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年3月10日通則第3号)

1 この通則は、平成20年4月1日から施行する。

2 教育発達科学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成20年度 85人 平成21年度 89人

附 則(平成21年3月23日通則第2号)

1 この通則は、平成21年4月1日から施行する。

2 情報科学研究科の前期課程に係る収容定員は、平成21年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、232人とする。

3 情報科学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成21年度 131人 平成22年度 118人

24年4月1日から適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 2 日通則第 3 号)

- 1 この通則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法科大学院の専門職学位課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 22 年度 230 人 平成 23 年度 220 人

- 3 理学研究科及び生命農学研究科の前期課程に係る収容定員は、平成 22 年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理学研究科 329 人

生命農学研究科 266 人

- 4 生命農学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 22 年度 159 人 平成 23 年度 147 人

附 則(平成 23 年 3 月 1 日通則第 2 号)

- 1 この通則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 33 条の 2 の規定は、法科大学院に平成 23 年度に入学した者から適用し、平成 22 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 7 月 19 日通則第 1 号)

この通則は、平成 23 年 7 月 19 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日通則第 3 号)

- 1 この通則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学研究科、工学研究科及び生命農学研究科の前期課程並びに創薬科学研究科の課程に係る収容定員は、平成 24 年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理学研究科 346 人

工学研究科 995 人

生命農学研究科 284 人

創薬科学研究科 27 人

附 則(平成 24 年 10 月 16 日通則第 2 号)

この通則は、平成 24 年 10 月 16 日から施行し、平成

附 則(平成 25 年 3 月 29 日通則第 3 号)

この通則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 4 日通則第 1 号)

- 1 この通則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学研究科、工学研究科、生命農学研究科及び創薬科学研究科の後期課程に係る収容定員は、平成 26 年度及び第 27 年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	平成 26 年度	平成 27 年度
理学研究科	218 人	217 人
工学研究科	433 人	431 人
生命農学研究科	132 人	129 人
創薬科学研究科	10 人	20 人

附 則(平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 15 日通則第 1 号)

この通則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 1 日通則第 2 号)

- 1 この通則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法科大学院の専門職学位課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 28 年度 190 人 平成 29 年度 170 人

附 則(平成 28 年 6 月 21 日通則第 2 号)

この通則は、平成 28 年 6 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 9 月 13 日通則第 3 号)

この通則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学研究科、国際言語文化研究科及び情報科学研究科並びにこの通則による改正前の工学研究

科の専攻及び国際開発研究科国際コミュニケーション専攻は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該研究科及び専攻に在籍する者が当該研究科及び専攻に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

29 年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 3 人文学研究科，情報学研究科，工学研究科，環境学研究科及び創薬科学研究科の前期課程において、次の表に掲げる専攻の収容定員は、平成

研究科	専攻	収容定員
人文学研究科	人文学専攻	104 人
情報学研究科	数理情報学専攻	14 人
	複雑系科学専攻	36 人
	社会情報学専攻	18 人
	心理・認知科学専攻	15 人
	情報システム学専攻	32 人
	知能システム学専攻	29 人
工学研究科	有機・高分子化学専攻	34 人
	応用物質化学専攻	34 人
	生命分子工学専攻	28 人
	応用物理学専攻	39 人
	物質科学専攻	39 人
	材料デザイン工学専攻	34 人
	物質プロセス工学専攻	35 人
	化学システム工学専攻	34 人
	電気工学専攻	34 人
	電子工学専攻	47 人
	情報・通信工学専攻	33 人
	機械システム工学専攻	66 人
	マイクロ・ナノ機械理工学専攻	36 人
	航空宇宙工学専攻	38 人
	エネルギー理工学専攻	18 人
総合エネルギー工学専攻	18 人	
土木工学専攻	36 人	
環境学研究科	地球環境科学専攻	107 人

名古屋大学大学院通則

	社会環境学専攻	63人
創薬科学研究科	基盤創薬学専攻	59人

4 情報学研究科，工学研究科，国際開発研究科及び環境学研究科の前期課程に係る収容定員の計は，平成29年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

研究科	収容定員
情報学研究科	144人
工学研究科	1,098人
国際開発研究科	108人
環境学研究科	264人

5 人文学研究科，情報学研究科，理学研究科，工学研究科及び環境学研究科の後期課程並びに医学系研究科医学博士課程において，次の表に掲げる専攻の収容定員は，平成29年度及び平成30年度（理学研究科名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻及び医学系研究科名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻を除く。）においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		平成29年度	平成30年度
人文学研究科	人文学専攻	61人	122人
情報学研究科	数理情報学専攻	4人	8人
	複雑系科学専攻	8人	16人
	社会情報学専攻	5人	10人
	心理・認知科学専攻	7人	14人
	情報システム学専攻	9人	18人
	知能システム学専攻	10人	20人
理学研究科	物質理学専攻	68人	67人
	生命理学専攻	56人	55人
	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻	4人	—
医学系研究科	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻	12人	—
工学研究科	有機・高分子化学専攻	8人	16人
	応用物質化学専攻	8人	16人
	生命分子工学専攻	6人	12人
	応用物理学専攻	9人	18人
	物質科学専攻	9人	18人
	材料デザイン工学専攻	8人	16人
	物質プロセス工学専攻	9人	18人
	化学システム工学専攻	8人	16人
	電気工学専攻	9人	18人

名古屋大学大学院通則

	電子工学専攻	13人	26人
	情報・通信工学専攻	8人	16人
	機械システム工学専攻	14人	28人
	マイクロ・ナノ機械理工学専攻	8人	16人
	航空宇宙工学専攻	8人	16人
	エネルギー理工学専攻	5人	10人
	総合エネルギー工学専攻	4人	8人
	土木工学専攻	9人	18人
環境学研究科	地球環境科学専攻	74人	73人
	社会環境学専攻	49人	44人

6 情報学研究科、国際開発研究科及び環境学研究科の後期課程に係る収容定員の計は、平成 29 年度及び平成 30 年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	収容定員	
	平成 29 年度	平成 30 年度
情報学研究科	43人	86人
国際開発研究科	86人	76人
環境学研究科	186人	180人

7 医学系研究科医学博士課程において、次の表に掲げる専攻の収容定員は、平成 29 年度から平成 31 年度までにおいては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
医学系研究科	総合医学専攻	628人	620人	616人
	名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻	4人	8人	12人

別表(第 4 条関係)

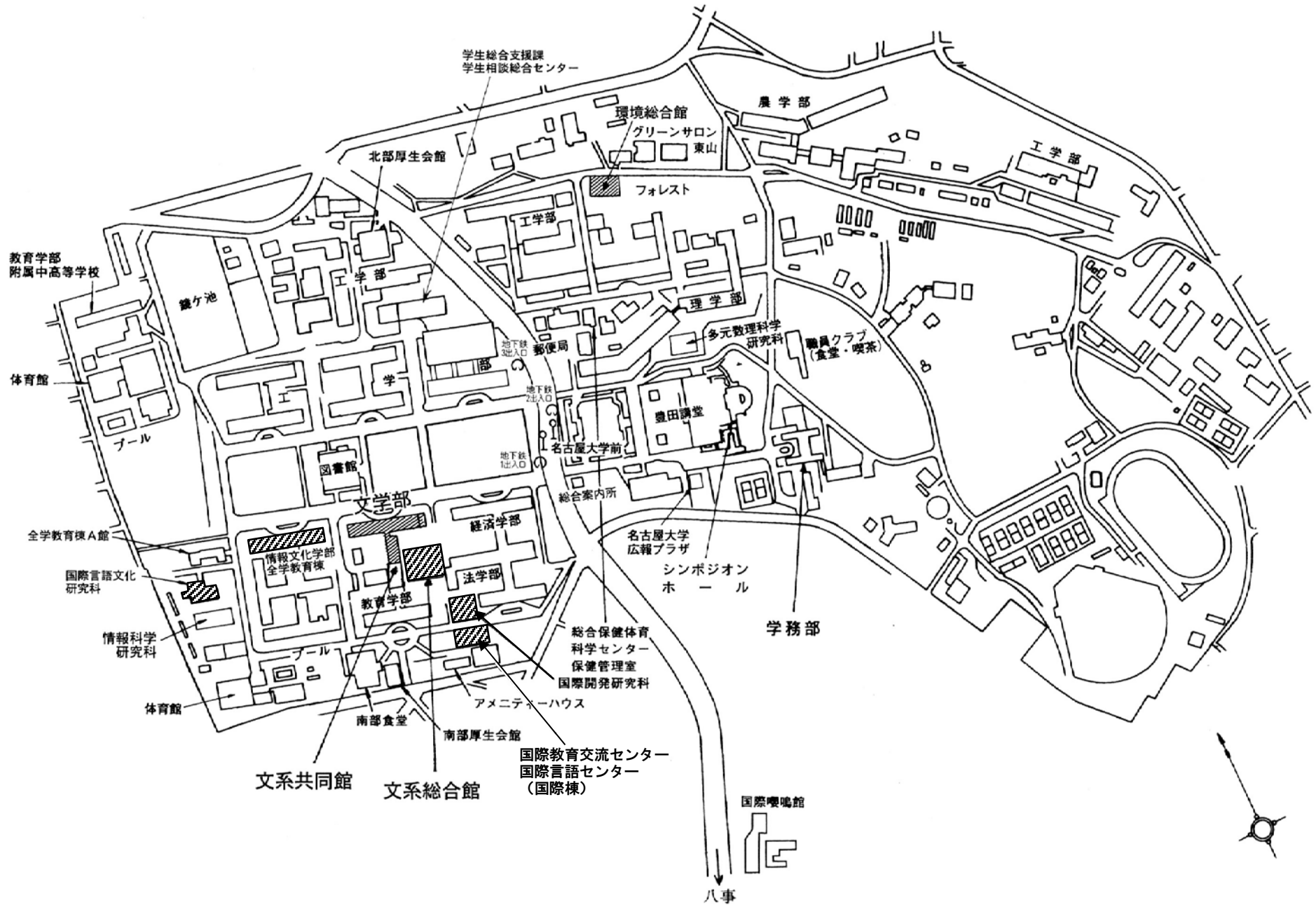
研究科	専攻等	入学定員			収容定員		
		前期課程 (修士課程)	後期課程 (医学博士課程)	専門職 学位課程	前期課程 (修士課程)	後期課程 (医学博士課程)	専門職 学位課程
人文学研究科	人文学専攻	104	61	—	208	183	—
教育発達科学研究科	教育科学専攻	32	16	—	64	48	—
	心理発達科学専攻	22	15	—	44	45	—
	計	54	31	—	108	93	—
法学研究科	綜合法政専攻	35	17	—	70	51	—
	実務法曹養成専攻	—	—	50	—	—	150
経済学研究科	社会経済システム専攻	30	15	—	60	45	—
	産業経営システム専攻	14	7	—	28	21	—
	計	44	22	—	88	66	—
情報学研究科	数理情報学専攻	14	4	—	28	12	—
	複雑系科学専攻	36	8	—	72	24	—
	社会情報学専攻	18	5	—	36	15	—
	心理・認知科学専攻	15	7	—	30	21	—
	情報システム学専攻	32	9	—	64	27	—

名古屋大学大学院通則

	知能システム学専攻	29	10	—	58	30	—
	計	144	43	—	288	129	—
理学研究科	素粒子宇宙物理学専攻	66	30	—	132	90	—
	物質物理学専攻	63	22	—	126	66	—
	生命理学専攻	42	18	—	84	54	—
	名古屋大学・エディンバラ大学 国際連携理学専攻	—	2	—	—	6	—
	計	171	72	—	342	216	—
医学系研究科	医科学専攻	20 <10>	—	—	50	—	—
	総合医学専攻	—	153	—	—	612	—
	名古屋大学・アデレード大学 国際連携総合医学専攻	—	4	—	—	16	—
	名古屋大学・ルンド大学 国際連携総合医学専攻	—	4	—	—	16	—
	看護学専攻	18	6	—	36	18	—
	医療技術学専攻	20	7	—	40	21	—
	リハビリテーション療法学専攻	10	4	—	20	12	—
	計	78	178	—	146	695	—
工学研究科	有機・高分子化学専攻	34	8	—	68	24	—
	応用物質化学専攻	34	8	—	68	24	—
	生命分子工学専攻	28	6	—	56	18	—
	応用物理学専攻	39	9	—	78	27	—
	物質科学専攻	39	9	—	78	27	—
	材料デザイン工学専攻	34	8	—	68	24	—
	物質プロセス工学専攻	35	9	—	70	27	—
	化学システム工学専攻	34	8	—	68	24	—
	電気工学専攻	34	9	—	68	27	—
	電子工学専攻	47	13	—	94	39	—
	情報・通信工学専攻	33	8	—	66	24	—
	機械システム工学専攻	66	14	—	132	42	—
	マイクロ・ナノ機械理工学専攻	36	8	—	72	24	—
	航空宇宙工学専攻	38	8	—	76	24	—
	エネルギー理工学専攻	18	5	—	36	15	—
	総合エネルギー工学専攻	18	4	—	36	12	—
土木工学専攻	36	9	—	72	27	—	
計	603	143	—	1,206	429	—	
生命農学研究科	生物圏資源学専攻	35	10	—	70	30	—
	生物機構・機能科学専攻	37	11	—	74	33	—
	応用分子生命科学専攻	39	12	—	78	36	—
	生命技術科学専攻	28	9	—	56	27	—
	計	139	42	—	278	126	—
国際開発研究科	国際開発専攻	22	11	—	44	33	—
	国際協力専攻	22	11	—	44	33	—
	計	44	22	—	88	66	—
多元数理科学研究科	多元数理科学専攻	47	30	—	94	90	—
環境学研究科	地球環境科学専攻	53	24	—	106	72	—
	都市環境学専攻	47	21	—	94	63	—
	社会環境学専攻	27	13	—	54	39	—
	計	127	58	—	254	174	—
創薬科学研究科	基盤創薬学専攻	32	10	—	64	30	—

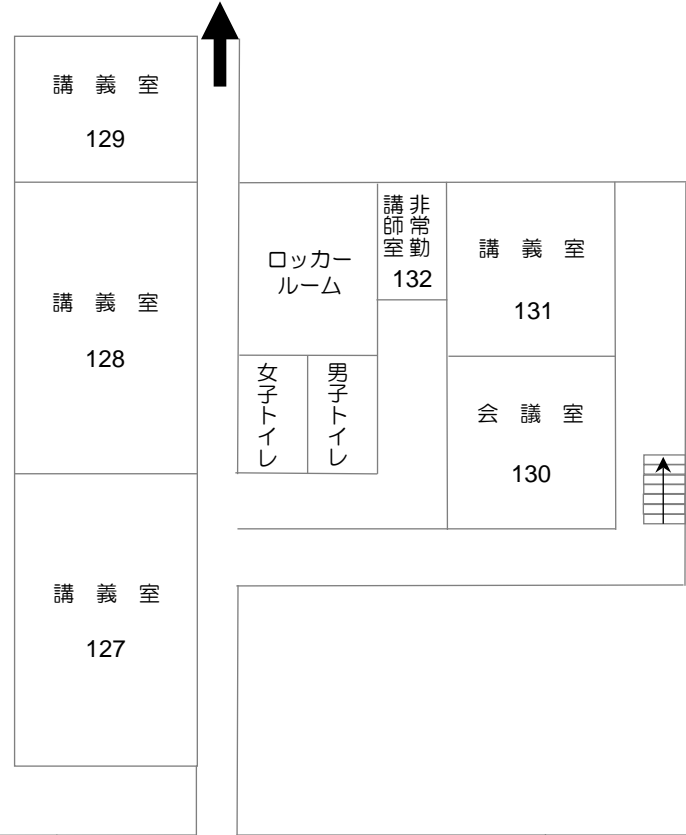
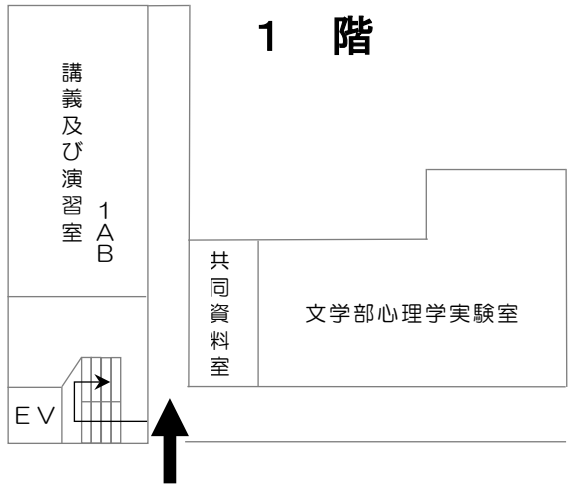
備考 医学系研究科医科学専攻欄の< >内は、修業年限1年のコースの定員を外数で示す。

名古屋大学東山地区配置図



文学部本館 平面図

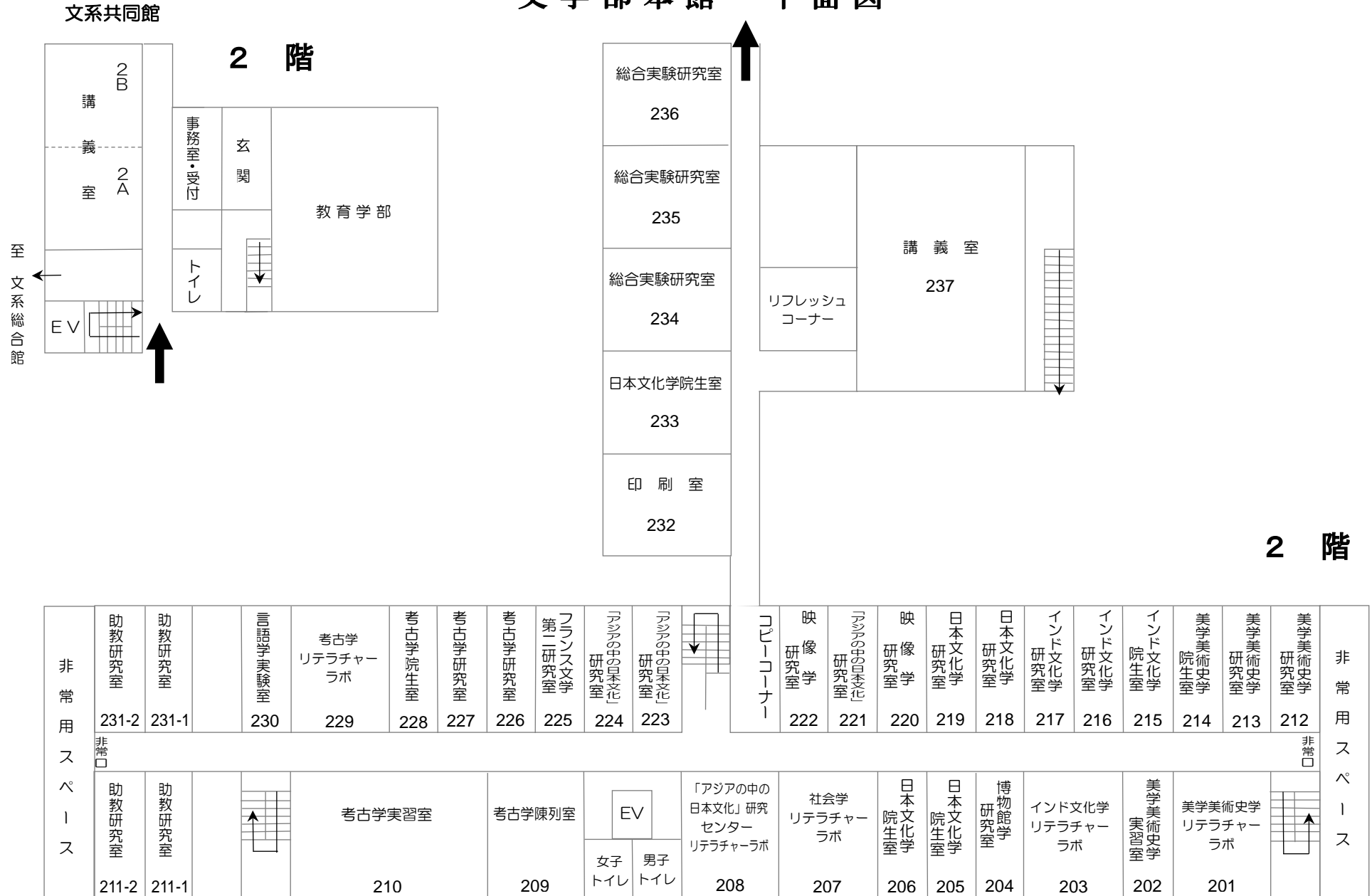
文系共同館



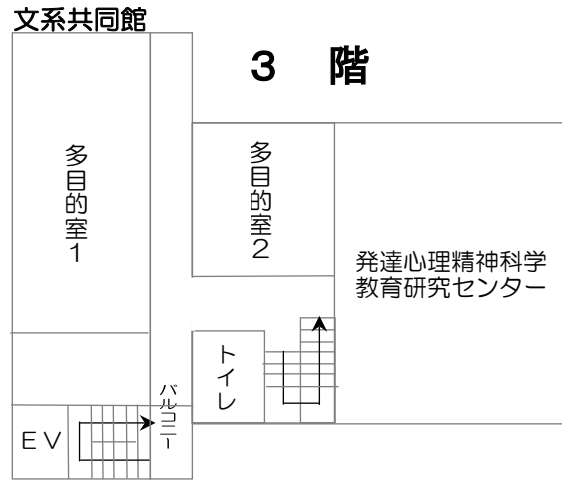
1 階

非常用スペース	大会議室 110	倉庫 126	比較人文学研究室 125	比較人文学研究室 124	比較人文学研究室 123	比較人文学研究室 122	留学生相談室 121	YLC研究室 120	倉庫 119	休憩室 118	人文学研究科資料室 117	倉庫	YLC研究室 116-2	フランス文学第2リテラチャーラボ・院生室 116-1	教育研究推進室「アジアの中の日本文化」研究センター人類文化遺産テキスト学術研究センター 115	プロジェクト研究室 114	図書閲覧室 113	貴重図書室 112	貴重資料室 111	非常用スペース
		比較人文学資料室 109	倉庫 108	比較人文学リテラチャーラボ 107	比較人文学院生室 106	105	地理学リテラチャーラボ 104	女子トイレ	男子トイレ	玄関	図書管理室 103	集中図書室 102	集中図書室 102	倉庫 101						

文学部本館 平面図



文学部本館 平面図



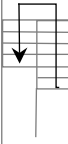
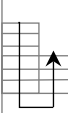

3 階

非常 用 ス ペ ー ス	中国文学 院生室 337	中国哲学 院生室 336	中国文学 研究室 335	中国文学 研究室 334	中国哲学 研究室 333	中国哲学 研究室 332	哲学研究室 331	哲学研究室 330	哲学研究室 329	哲学研究室 328	電子テックスタ学 研究室 327	西洋史学 研究室 326	西洋史学 研究室 325	西洋史学 研究室 324	西洋史学 研究室 323	東洋史学 研究室 322	東洋史学 研究室 321	東洋史学 研究室 320	東洋史学 研究室 319	日本史学 研究室 318	日本史学 研究室 317	日本史学 研究室 316	日本史学 研究室 315	非常 用 ス ペ ー ス
	中国文学 リテラチャー ラボ 314	中国哲学 リテラチャー ラボ 313	中国哲学 院生室 312	哲学 リテラチャー ラボ 311	西洋古典 院生室 310	女子 トイレ	男子 トイレ	西洋史学 資料室 309	西洋史学 院生室 308	西洋史学 リテラチャー ラボ 307	東洋史学 資料室 306	東洋史学 院生室 305	東洋史学 リテラチャー ラボ 304	日本史学 資料室 303	日本史学 院生室 302	日本史学 リテラチャー ラボ 301	非常 用 ス ペ ー ス							

日本史学

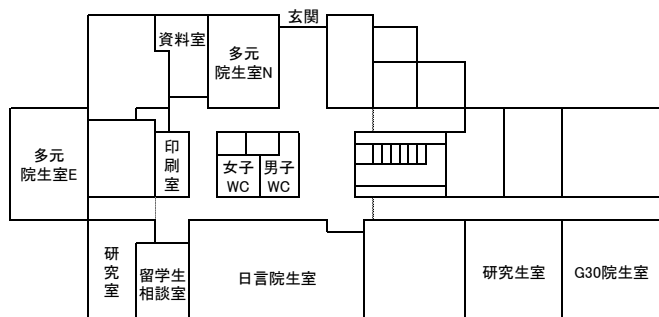
文学部本館 平面図

4 階

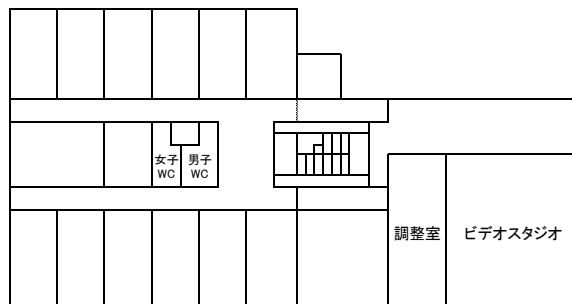
非常 用 ス ペ ー ス	言語学 リテラチャー ラボ 435		言語学 研究室 434	言語学 研究室 433	日本語学 研究室 432	英語学 研究室 431	英語学 研究室 430	日本語学 研究室 429	日本語学 研究室 428	日本文学 研究室 427	日本文学 研究室 426		西洋古典学 研究室 425	西洋古典学 研究室 424	助教 研究室 423	YLC 研究室 422	フランス文学 第1 研究室 421	ドイツ文学 研究室 420	ドイツ文学 研究室 419	外国人特別 研究員 研究室 418	英米文学 研究室 417	院生 共同 研究室 416	英米文学 研究室 415	英米文学 院生 室 414	非常 用 ス ペ ー ス
	言語学 院生 室 413	英語学 院生 室 412		英語学 リテラチャー ラボ 411	日本語学 院生 室 410	日本語学 リテラチャー ラボ 409	日本文学 院生 室 408	EV 女子 トイレ 男子 トイレ	日本文学 リテラチャー ラボ 407	西洋古典学 リテラチャー ラボ 406	フランス文学 第1 リテラチャー ラボ 405	フランス文学 院生 室 404	ドイツ文学 院生 室 403	ドイツ文学 リテラチャー ラボ 402	英米文学 リテラチャー ラボ 401										

国際言語文化棟

1階

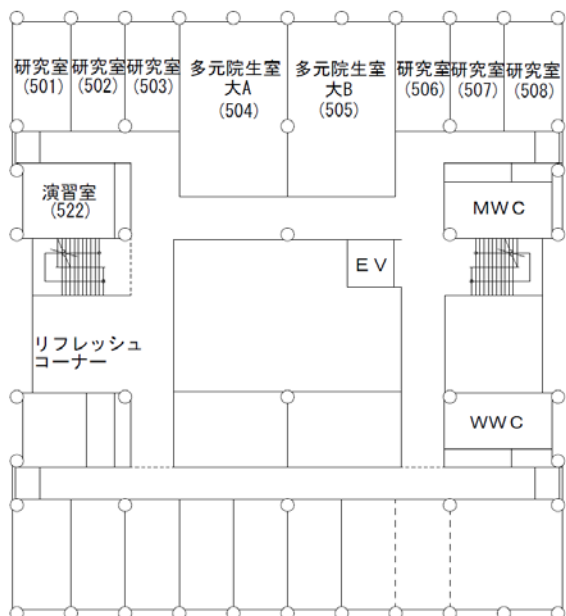


4階

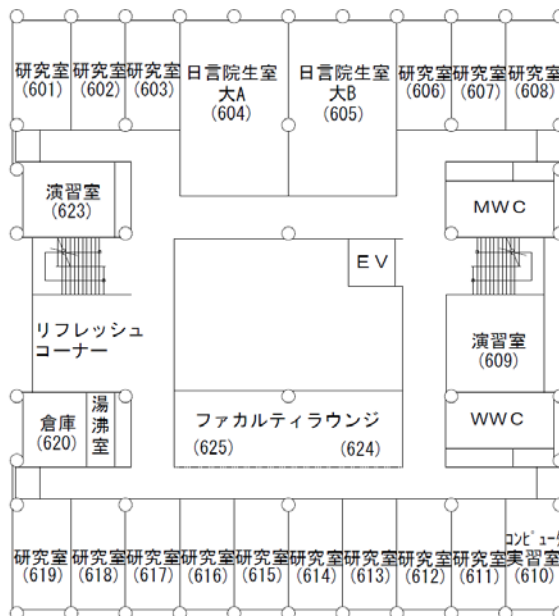


文系総合館

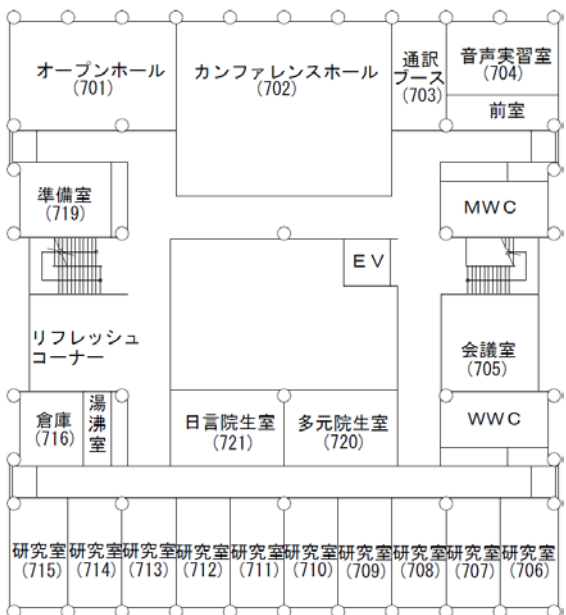
5階



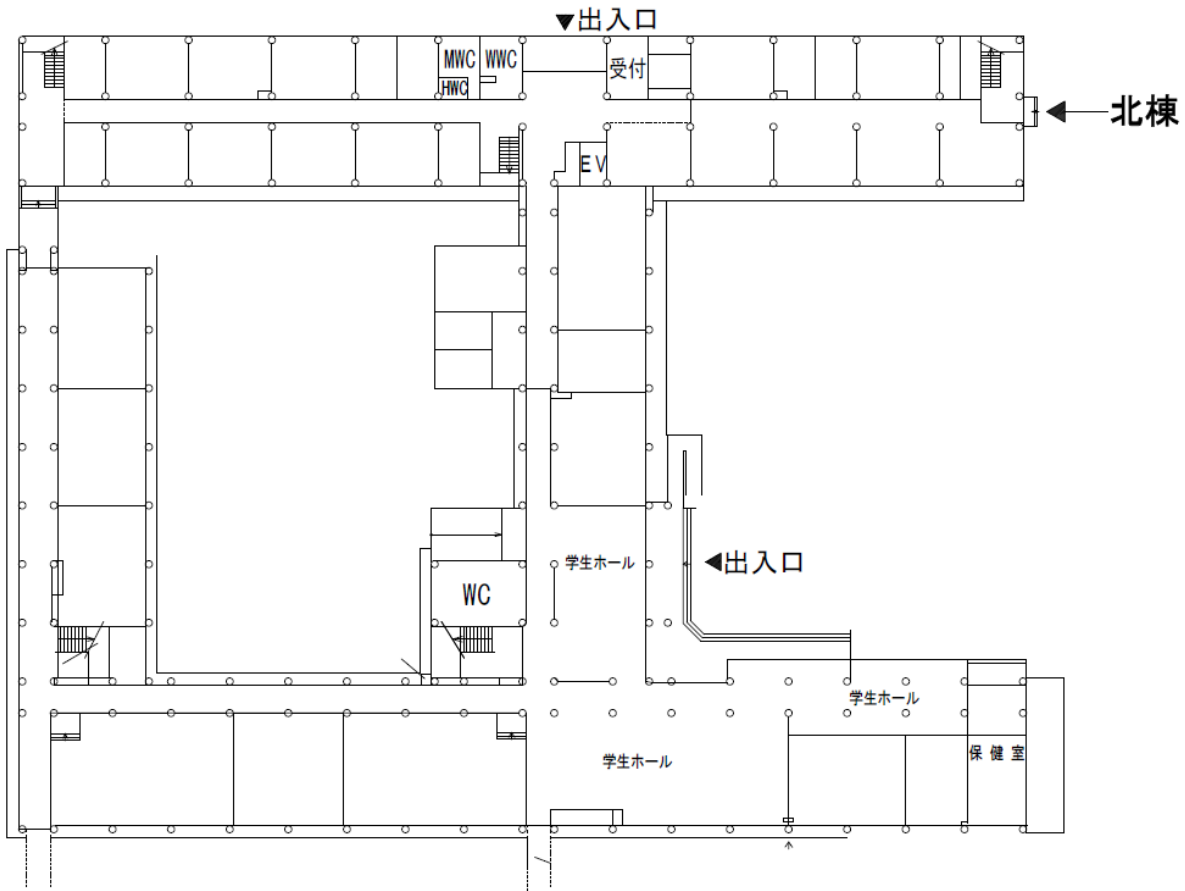
6階



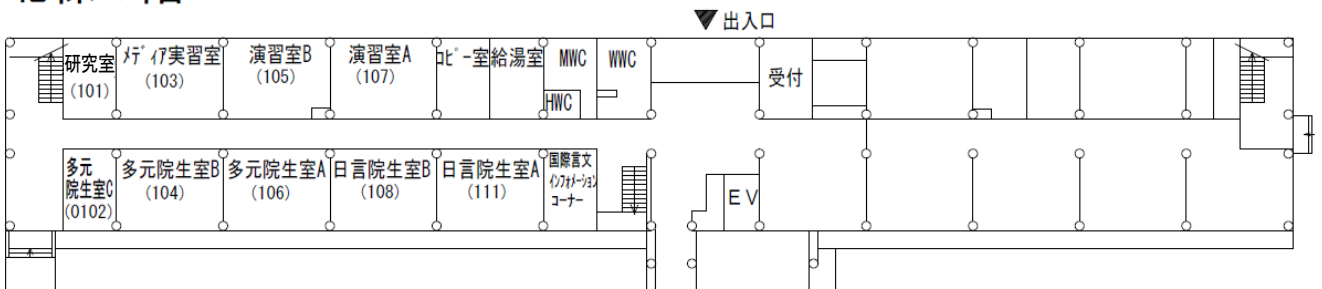
7階



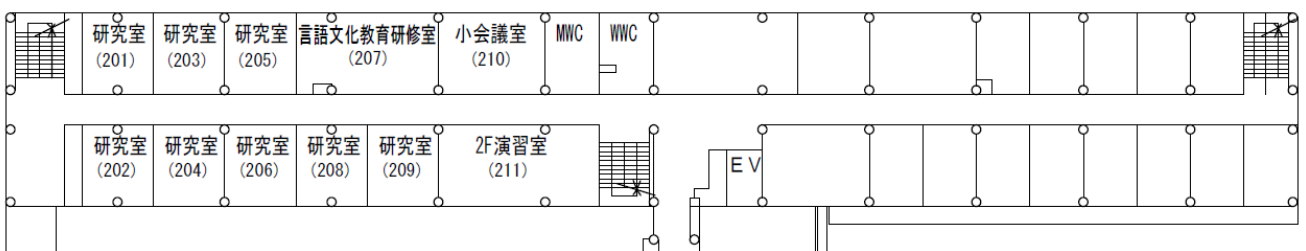
全学教育棟本館（北棟）



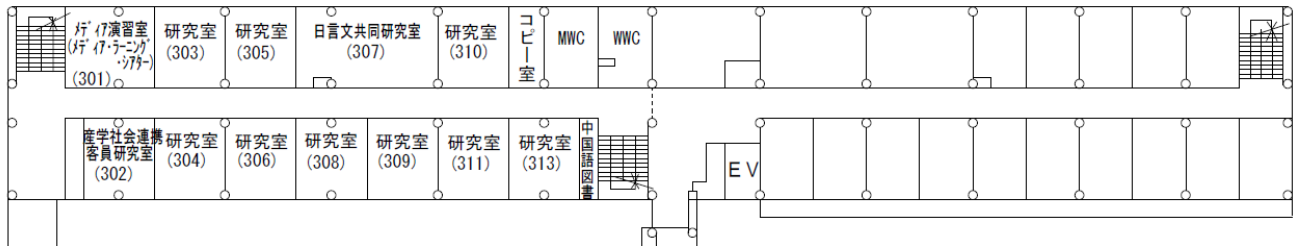
北棟 1 階



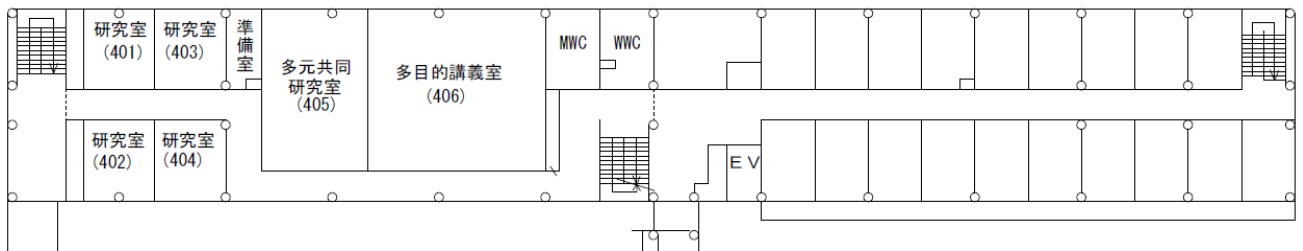
北棟 2 階



北棟 3階

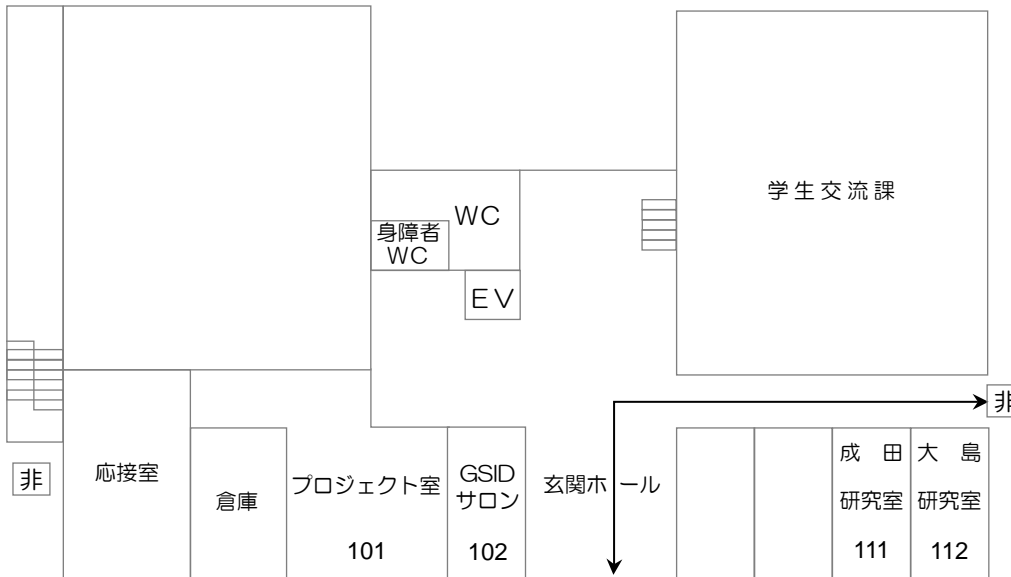


北棟 4階

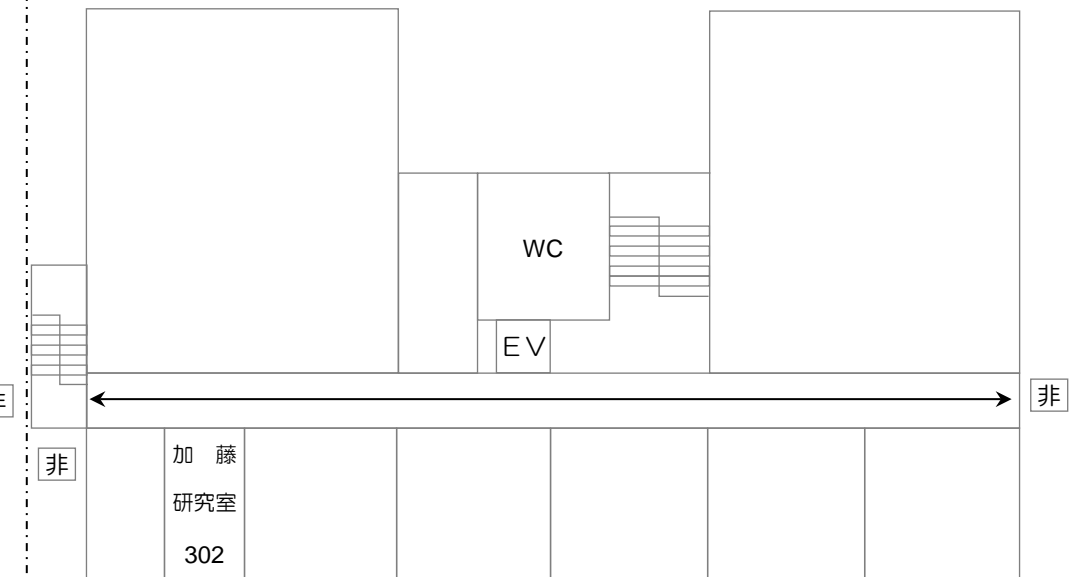


国際開発棟 平面図

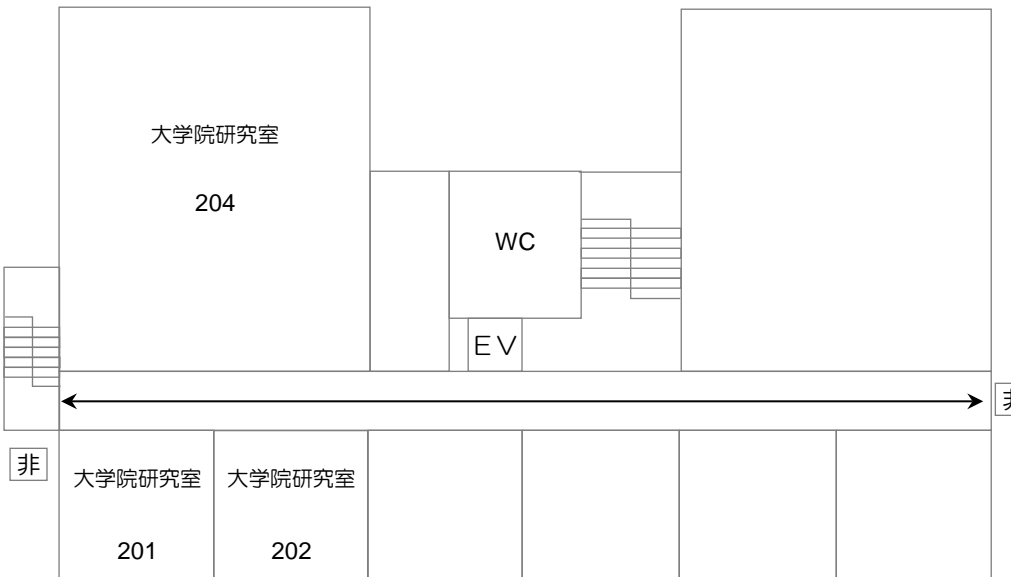
1 階



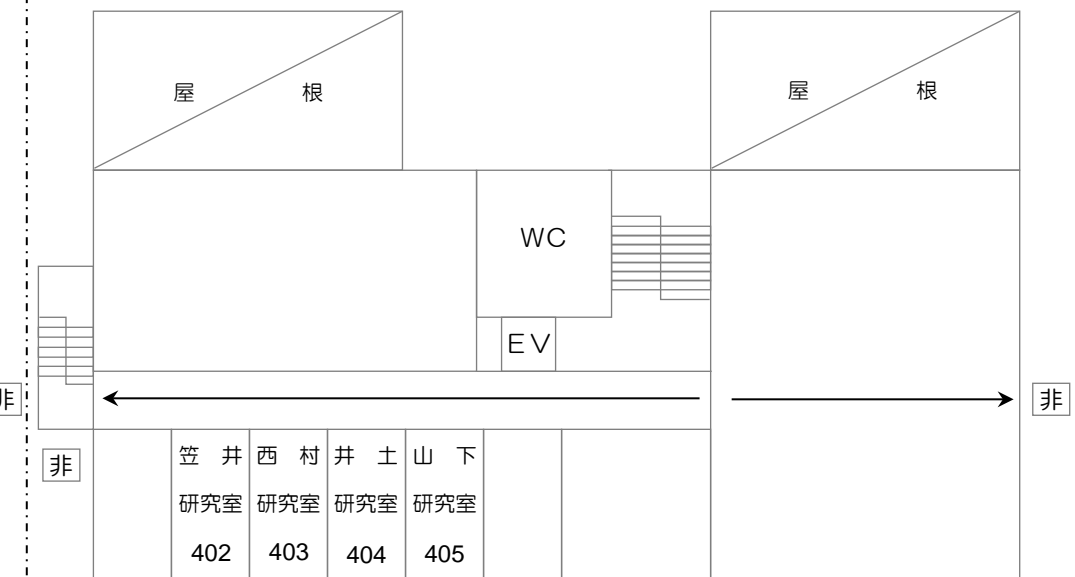
3 階



2 階

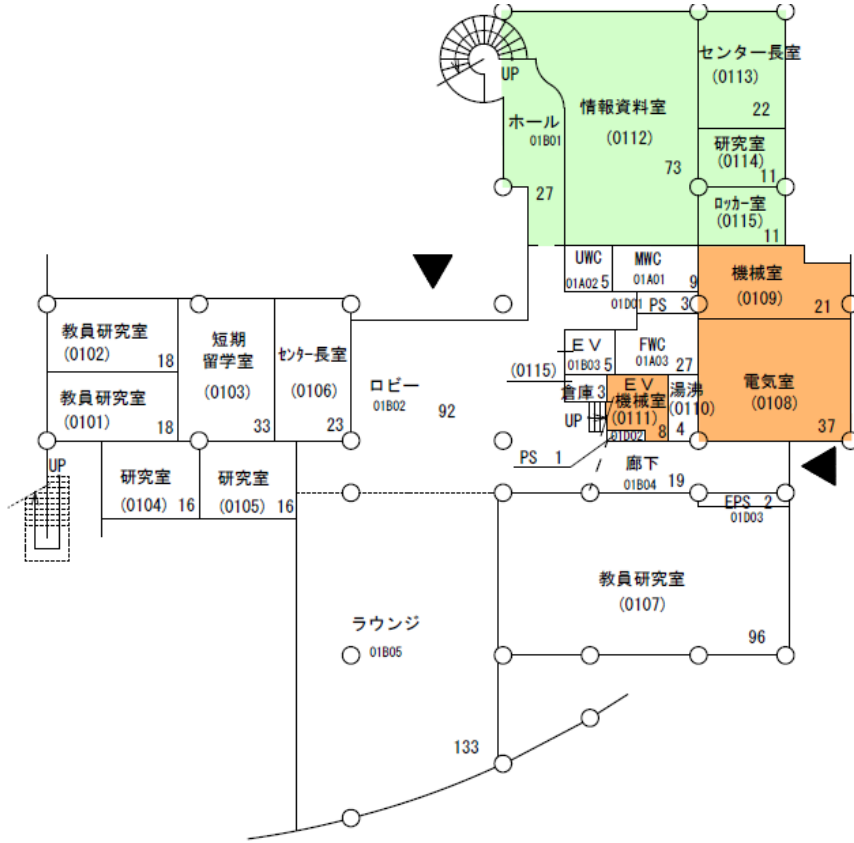


4 階

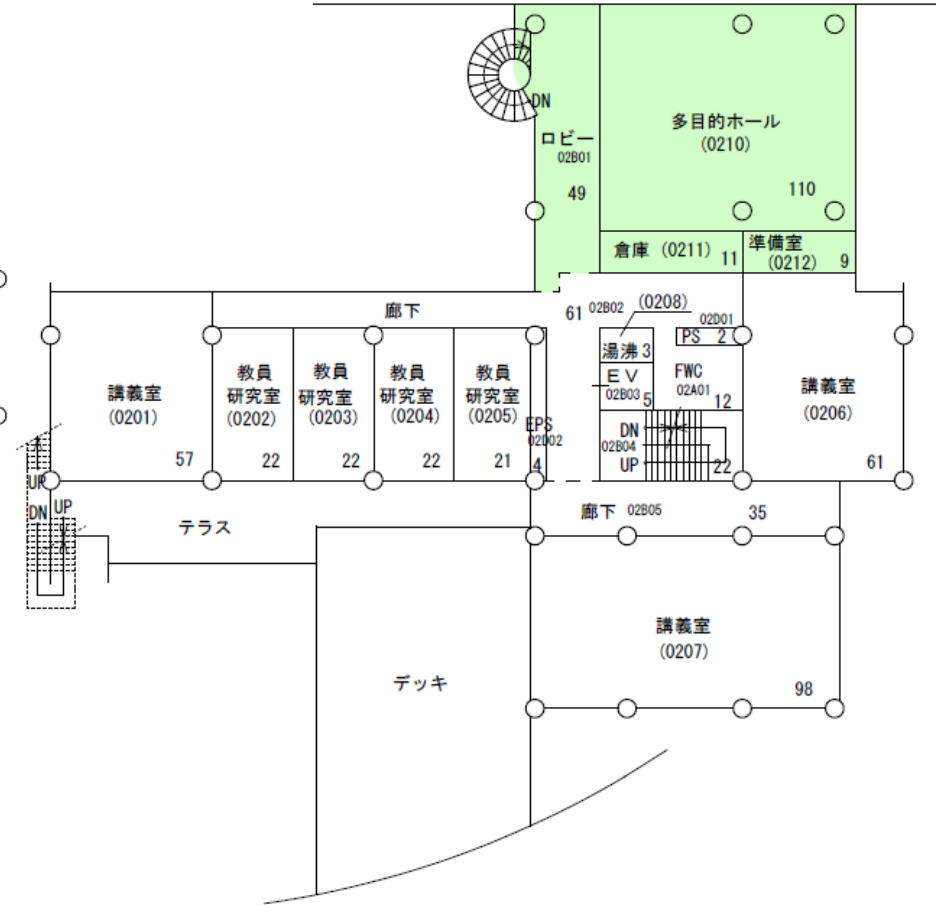


国際棟 平面図

1階



2階



人文学研究科 教員一覧

平成29年4月1日現在

言語文化系学位プログラム

文芸言語学コース

言語学

		場 所	部屋番号	(内線番号)
教 授	柳 沢 民 雄	文 系 総 合 館	503号室	(5548)
教 授	堀 江 薫		715号室	(4799)
教 授	佐 久 間 淳 一	文 系 総 合 館 文 学 部 本 館	研究科長室 433号室	(2200) (2275)
准 教 授	加 藤 高 志	国 際 開 発 棟	302号室	(3516)
准 教 授	井 土 慎 二		404号室	(4197)
准 教 授	大 島 義 和		112号室	(4819)
准 教 授	宇 都 木 昭	全学教育棟・北棟	204号室	(4989)

日本語学

教 授	釘 貫 亨	文 学 部 本 館	429号室	(2292)
教 授	齋 藤 文 俊		432号室	(4868)
准 教 授	宮 地 朝 子		428号室	(2285)

日本文学

教 授	塩 村 耕	文 学 部 本 館	426号室	(5715)
准 教 授	大 井 田 晴 彦		427号室	(4735)

英語学

教 授	大 室 剛 志	文 学 部 本 館	430号室	(2269)
教 授	大 名 力	国 際 開 発 棟	701号室	(4988)
教 授	田 中 智 之	文 学 部 本 館	431号室	(2246)
准 教 授	秋 田 喜 美	文 系 総 合 館	614号室	(5192)

英米文学

教 授	村 主 幸 一	全学教育棟・北棟	401号室	(4790)
教 授	松 岡 光 治	文 系 総 合 館	608号室	(4864)
教 授	長 畑 明 利		706号室	(4702)
教 授	滝 川 睦	文 学 部 本 館	417号室	(2286)
教 授	上 原 早 苗	全学教育棟・北棟	308号室	(4343)
准 教 授	渡 辺 美 樹	文 系 総 合 館	501号室	(4786)

ドイツ語ドイツ文学

教 授	成 田 克 史	国 際 開 発 棟	111号室	(4345)
教 授	藤 井 た ぎ る	文 系 総 合 館	710号室	(4796)
教 授	西 川 智 之		606号室	(4866)
教 授	中 村 靖 子	文 学 部 本 館	419号室	(2234)
准 教 授	山 口 庸 子	文 系 総 合 館	617号室	(4397)
准 教 授	安 川 晴 基	文 学 部 本 館	420号室	(2250)

フランス語フランス文学

場 所 部屋番号 (内線番号)

教 授	松 澤 和 宏	文 学 部 本 館	421号室	(2249)
教 授	藤 村 逸 子	国 際 開 発 棟	504号室	(4344)
教 授	小 栗 栖 等	文 系 総 合 館	507号室	(5351)
准 教 授	奥 田 智 樹		619号室	(5459)
准 教 授	加 藤 靖 恵	文 学 部 本 館	225号室	(2293)

中国語中国文学

教 授	櫻 井 龍 彦	国 際 開 発 棟	505号室	(4986)
教 授	丸 尾 誠	文 系 総 合 館	601号室	(5702)
准 教 授	田 村 加 代 子	文 学 部 本 館	334号室	(2265)
准 教 授	笠 井 直 美	国 際 開 発 棟	402号室	(5705)
准 教 授	陳 朝 輝	全 学 教 育 棟 ・ 北 棟	209号室	(4341)
准 教 授	佐 野 誠 子	文 学 部 本 館	335号室	(2244)
准 教 授	勝 川 裕 子	文 系 総 合 館	602号室	(5707)

日本語教育学

教 授	玉 岡 賀 津 雄	全 学 教 育 棟 ・ 北 棟	403号室	(4335)
教 授	杉 村 泰		310号室	(4207)
准 教 授	林 誠	文 系 総 合 館	613号室	(5704)
准 教 授	す 鷺 見 幸 美		712号室	(4787)
准 教 授	志 波 彩 子	全 学 教 育 棟 ・ 北 棟	402号室	(4349)

英語教育学

教 授	木 下 徹	国 際 開 発 棟	702号室	(4990)
教 授	尾 関 修 治	全 学 教 育 棟 ・ 北 棟	309号室	(4188)
教 授	杉 浦 正 利	国 際 開 発 棟	506号室	(4193)
教 授	イトワト・エイケ	全 学 教 育 棟 ・ 北 棟	203号室	(4789)
教 授	山 下 淳 子	国 際 開 発 棟	405号室	(5706)
准 教 授	村 尾 玲 美	文 系 総 合 館	708号室	(4199)
准 教 授	三 輪 晃 司		711号室	(4860)

応用日本語学

		場 所	部屋番号	(内線番号)
教 授	衣 川 隆 生	国 際 棟	408号室	(4700)
教 授	浮 葉 正 親		403号室	(5771)
教 授	糊 山 洋 介		407号室	(4703)
准 教 授	石 崎 俊 子		402号室	(5772)
准 教 授	李 澤 熊		406号室	(4189)
准 教 授	俵 山 雄 司		401号室	(4704)
准 教 授	佐 藤 弘 毅		405号室	(4195)
講 師	永 澤 濟		404号室	(4895)

哲学倫理学コース

哲学

教 授	田 村 均	文 学 部 本 館	331号室	(2257)
教 授	金 山 弥 平		330号室	(2211)
教 授	宮 原 勇		328号室	(2287)
准 教 授	布 施 哲	文 系 総 合 館	709号室	(4896)

西洋古典学

准 教 授	吉 武 純 夫	文 学 部 本 館	424号室	(2254)
-------	---------	-----------	-------	----------

中国哲学

教 授	神 塚 淑 子	文 学 部 本 館	333号室	(4867)
教 授	吉 田 純		332号室	(2214)

インド哲学

教 授	和 田 壽 弘	文 学 部 本 館	216号室	(2278)
-----	---------	-----------	-------	----------

歴史文化系学位プログラム

歴史学・人類学コース

日本史学

教 授	羽 賀 祥 二	文 学 部 本 館	315号室	(2282)
教 授	池 内 敏		316号室	(2258)
教 授	古 尾 谷 知 浩		318号室	(2227)
教 授	齋 藤 夏 来		317号室	(2280)

東洋史学

教 授	井 上 進	文 学 部 本 館	320号室	(2229)
教 授	加 藤 久 美 子		322号室	(2213)
准 教 授	林 謙 一 郎		321号室	(2281)

教 員 一 覧

西洋史学

		場 所	部屋番号	(内線番号)
教 授	す とし 周 藤 芳 幸	文 学 部 本 館	324号室	(2231)
教 授	和 田 光 弘		326号室	(2232)
教 授	内 田 綾 子	国 際 開 発 棟	801号室	(4984)
教 授	加 納 修	文 学 部 本 館	323号室	(6212)

美学美術史学

教 授	木 俣 元 一	文 学 部 本 館	212号室	(2266)
教 授	伊 藤 大 輔		213号室	(2224)

考古学

教 授	山 本 直 人	文 学 部 本 館	226号室	(2284)
准 教 授	梶 原 義 実		227号室	(2237)

文化人類学

教 授	阿 部 泰 郎	文 学 部 本 館	122号室	(5697)
教 授	佐 々 木 重 洋		123号室	(5983)
准 教 授	近 本 謙 介		125号室	(2288)
准 教 授	東 賢 太 朗		124号室	(5984)

総合文化学コース

映像学

教 授	藤 木 秀 朗	文 学 部 本 館	222号室	(4708)
准 教 授	馬 然		224号室	(2264)
准 教 授	小 川 翔 太		220号室	(2252)

日本文化学

教 授	胡 潔	全 学 教 育 棟 ・ 北 棟	311号室	(4196)
教 授	涌 井 隆	文 系 総 合 館	713号室	(4701)
教 授	飯 田 祐 子	文 学 部 本 館	219号室	(4734)
准 教 授	日 比 嘉 高		218号室	(2283)
准 教 授	岩 田 クリスティーナ		221号室	(2242)
特任准教授	ネイスン・ホフ・ロン		223号室	(4831)

文化動態学

教 授	田 所 光 男	文 系 総 合 館	707号室	(5311)
教 授	水 戸 博 之	全 学 教 育 棟 ・ 北 棟	305号室	(4826)
准 教 授	西 村 秀 人	国 際 開 発 棟	403号室	(3513)
准 教 授	鶴 卷 泉 子	文 系 総 合 館	611号室	(4798)
准 教 授	仁・リ・サウ・リイフ	国 際 開 発 棟	705号室	(4396)
准 教 授	坂 部 晶 子		706号室	(4871)

教 員 一 覧

ジェンダー学

		場 所	部屋番号	(内線番号)
教 授	松下 千雅子	全学教育棟・北棟	205号室	(4192)
教 授	星野 幸代		404号室	(4875)
准教授	古田 香織	文系総合館	506号室	(4832)
准教授	新井 美佐子	全学教育棟・北棟	313号室	(4340)
准教授	金 相 美		206号室	(4880)

英語高度専門職業人学位プログラム (兼担)

英語高度専門職業人コース

教 授	村主 幸一	全学教育棟・北棟	401号室	(4790)
教 授	木下 徹	国際開発棟	702号室	(4990)
教 授	松岡 光治	文系総合館	608号室	(4864)
教 授	長畑 明利		706号室	(4702)
教 授	尾関 修治	全学教育棟・北棟	309号室	(4188)
教 授	上原 早苗		308号室	(4343)
教 授	杉浦 正利	国際開発棟	506号室	(4193)
教 授	イトワトク・ハイク	全学教育棟・北棟	203号室	(4789)
准教授	渡辺 美樹	文系総合館	501号室	(4786)
准教授	シエリミ・クロス		502号室	(3515)
准教授	村尾 玲美		708号室	(4199)

多文化共生系学位プログラム (兼担)

国際・地域共生促進コース

教 授	田所 光男	文系総合館	707号室	(5311)
教 授	胡 潔	全学教育棟・北棟	311号室	(4196)
教 授	水戸 博之		305号室	(4826)
教 授	松下 千雅子		205号室	(4192)
教 授	飯田 祐子	文学部本館	219号室	(4734)
教 授	佐々木 重洋		123号室	(5983)
教 授	星野 幸代	全学教育棟・北棟	404号室	(4875)
准教授	古田 香織		506号室	(4832)
准教授	西村 秀人	国際開発棟	403号室	(3513)
准教授	鶴巻 泉子	文系総合館	611号室	(4798)
准教授	イトワトク・ハイク	国際開発棟	705号室	(4396)
准教授	新井 美佐子	全学教育棟・北棟	313号室	(4340)
准教授	坂部 晶子	国際開発棟	706号室	(4871)
准教授	金 相 美	全学教育棟・北棟	206号室	(4880)
准教授	東 賢太郎	文学部本館	124号室	(5984)
教 授	衣川 隆生	国際棟	408号室	(4700)
准教授	俵山 雄司		401号室	(4704)

G30国際プログラム
「言語学・文化研究」プログラム（兼担）

		場 所	部屋番号	(内線番号)
教 授	玉岡 賀津雄	全学教育棟・北棟	403号室	(4335)
教 授	涌 井 隆	文 系 総 合 館	713号室	(4701)
教 授	長 畑 明 利		706号室	(4702)
教 授	堀 江 薫		715号室	(4799)
教 授	トワート・ハイク		全学教育棟・北棟	203号室
教 授	山下 淳子	国 際 開 発 棟	405号室	(5706)
教 授	松下 千雅子	全学教育棟・北棟	205号室	(4192)
准 教 授	シエリミ・クロス	文 系 総 合 館	502号室	(3515)
准 教 授	林 誠		613号室	(5704)
准 教 授	井土 慎二	国 際 開 発 棟	404号室	(4197)
准 教 授	金 相 美	全学教育棟・北棟	206号室	(4880)
准 教 授	大島 義和	国 際 開 発 棟	112号室	(4819)
准 教 授	村尾 玲美	文 系 総 合 館	708号室	(4199)
准 教 授	秋田 喜美		614号室	(5192)
特任准教授	テイラン・ミキ		616号室	(4851)
特任講師	伊東 章子	国 際 言 語 文 化 棟	113号室	(5710)
講 師	安井 永子	文 学 部 本 館	121号室	(2294)

「アジアの中の日本文化」プログラム（兼担）

教 授	金山 弥平	文 学 部 本 館	330号室	(2211)
教 授	藤木 秀朗		222号室	(4708)
准 教 授	岩田 クリステイナ		221号室	(2242)
准 教 授	馬 然		224号室	(2264)
特任准教授	ネイスン・ホフソン		223号室	(4831)
特任准教授	テイラン・ミキ	文 系 総 合 館	616号室	(4851)
講 師	安井 永子	文 学 部 本 館	121号室	(2294)
助 教	朱 宇正	文 学 部 本 館	231-1号室	(2243)

共 通

教 授	栗田 秀法	文 学 部 本 館	204号室	(747-6585)
准 教 授	重見 晋也		327号室	(2297)
准 教 授	シエリミ・クロス	文 系 総 合 館	502号室	(3515)
准 教 授	ワトソン・アレックス		615号室	(4523)
准 教 授	Fiona Gail Tomkinson			
准 教 授	Marcus Conrad			

教 員 一 覧

国際化推進教員

特任講師	伊 東 章 子	国際言語文化棟	113号室	(5710)
講 師	安 井 永 子	文学部本館	121号室	(2294)

助 教

助 教	植 田 裕 志	文学部本館	211-2号室	(2248)
助 教	伊 藤 信 博	国際言語文化棟	115号室	(5282)
助 教	三 田 昌 彦	文学部本館	423号室	(2222)
助 教	中 川 原 育 子		231-2号室	(2225)
助 教	伊 藤 伸 幸		211-1号室	(2238)
助 教	朱 宇 正		231-1号室	(2243)
助 教	朴 善 嫻	文系総合館	603号室	(5703)

文 学 部 教 員 一 覧

言語文化系学位プログラム	文芸言語学コース	言語学	柳沢民雄、堀江 薫、佐久間淳一、加藤高志、井土慎二、大島義和、宇都木 昭
		日本語学	釘貫 亨、齋藤文俊、宮地朝子
		日本文学	塩村 耕、大井田晴彦
		英語学	大室剛志、大名 力、田中智之、秋田喜美
		英米文学	村主幸一、松岡光治、長畑明利、滝川 睦、上原早苗、渡辺美樹
		ドイツ語ドイツ文学	成田克史、藤井たぎる、西川智之、中村靖子、山口庸子、安川晴基
		フランス語フランス文学	松澤和宏、藤村逸子、小栗栖 等、奥田智樹 加藤靖恵
	中国語中国文学	櫻井龍彦、丸尾 誠、田村加代子、笠井直美、陳 朝輝、佐野誠子、勝川裕子	
	哲学倫理学	哲学	田村 均、金山弥平、宮原 勇、布施 哲
		西洋古典学	吉武純夫
		中国哲学	神塚淑子、吉田 純
インド哲学		和田壽弘	
歴史文化系学位プログラム	歴史学・人類学コース	日本史学	羽賀祥二、池内 敏、古尾谷知浩、齋藤夏来
		東洋史学	井上 進、加藤久美子、林 謙一郎
		西洋史学	周藤芳幸、和田光弘、内田綾子、加納 修
		美学美術史学	木俣元一、伊藤大輔
		考古学	山本直人、梶原義実
		文化人類学	阿部泰郎、佐々木重洋、近本謙介、東 賢太郎
学位プログラム系 環境行動学系	環境行動学コース	* 社会学	丹邊宣彦、室井研二、上村泰裕、福井康貴
		** 心理学	大平英樹、田邊宏樹、片平健太郎、柴田和久
		* 地理学	岡本耕平、高橋 誠、横山 智、奥貫圭一、堀 和明、伊賀聖屋
G30国際プログラム	「アジアの中の日本文化」プログラム (兼担)		金山弥平、藤木秀朗、岩田クリスティーナ、ネイスン・ホプソン、馬 然、 ディラン・ミギー、安井永子、朱 宇正

*は環境学研究科所属、 **は情報学研究科所属

環境学研究科・情報学研究科所属 教員一覧

平成29年4月1日現在

環境行動学系学位プログラム

環境行動学コース

社会学（環境学研究科所属）

教 授	丹 邊 宣 彦	情報文化学部棟	412号室	(2276)
准 教 授	室 井 研 二		410号室	(2273)
准 教 授	上 村 泰 裕		408号室	(2218)
准 教 授	福 井 康 貴		415号室	

心理学（情報学研究科所属）

教 授	大 平 英 樹	情報文化学部棟	327号室	(2220)
教 授	田 邊 宏 樹		328号室	(2256)
准 教 授	片 平 健 太 郎		329号室	(2223)
准 教 授	柴 田 和 久		326号室	(2277)

地理学（環境学研究科所属）

教 授	岡 本 耕 平	環 境 総 合 館	617号室	(2260)
教 授	高 橋 誠		623号室	(4743)
教 授	横 山 智		625号室	(4742)
准 教 授	奥 貫 圭 一		619号室	(2233)
准 教 授	堀 和 明		615号室	(2270)
准 教 授	伊 賀 聖 屋		619号室	(2235)

文学部・人文学研究科案内

I 教育の目的・目標について

[文学部]

1 教育目的

人間への洞察力と言葉への関心をもち、心と行為を考える人文学に論理的思考力をもってアプローチする意欲のある人材を育成します。

2 教育目標

「人間への洞察力」

「言葉への深い関心」

「心と行為に対する探究心」

[人文学研究科]

1 教育目的

来るべき時代と歴史に対する深い洞察力を持ち、言葉による論理的表現と研究推進を行う創造的能力によって、人文学の伝統を継承し発展させる意欲的な人材を育成します。

2 教育目標

「人文学の方法論に基づき自律して研究する力」

「人文学の研究成果を社会に還元する力」

「高い言語運用能力を持ち国際的に貢献する力」

Ⅱ 履修について

[文学部]

1 卒業要件

文学部では、卒業論文を含めて 132 単位以上を履修しなければなりません。
卒業要件の単位数は、下表に示すとおりです。

科目区分			必要単位数	
全学基礎科目	基礎セミナー	基礎セミナーA	2	
		基礎セミナーB	2	
	言語文化	英語	8	
		英語以外の外国語	10	
		日本語(留学生のみ)	(10)	
	健康・ スポーツ科学	講義	2	
		実習	2	
	小計			26
文系基礎科目			8	
理系基礎科目			4	
文系教養科目			4	
理系教養科目			4	
全学教養科目			2	
専門基礎科目	人文学入門		2	
専門科目	基礎基盤科目(選択必修)		2	
	基礎選択科目(選択必修)		2	
	学部共通実践科目		1	
	各分野で指定する専門科目		32	
	選択科目	他分野の専門科目, 基礎基盤科目・基礎選択科目・学部共通実践科目を 8 単位以上含む		35
	卒業論文		10	
	小計			82
合計			132	

2 専攻分属

文学部では、Ⅱ期に志望専攻調査を行います。10月及び11月にガイダンスが行われ、2月末に決定されます。

文学部で開講する専門基礎科目「人文学講義」は、志望を決めるうえで重要なそれぞれの専門分野が共通にもつ特徴や各専門分野毎の固有の特徴について、基礎的な概説を行う授業です。

3 進 級

文学部では、2年次終了時に進級判定を行います。

言語文化2単位以下の不足者に限り、仮進級を認めます。通算6年に達しても進級できない者は除籍します。

分野・専門所属学生の第3年次への進級に必要な単位数は、下表に示すとおりです。

科目区分		必要単位数	
専門基礎科目	人文学入門	2	
	基礎セミナー	基礎セミナーA 基礎セミナーB	2 2
全学基礎科目	言語文化	英語	8
		英語以外の外国語	10
		日本語(留学生のみ)	(10)
	健康・スポーツ科学	講義	2
		実習	2
	小計		26
文系基礎科目		} 10	
理系基礎科目			
文系教養科目		} 6	
理系教養科目			
全学教養科目			
合計		44	

4 履修手続

文学部の専門科目：1年生は、人文学入門、日本文化事情、異文化理解のみ受講できます。

2年生が受講できる専門科目は、シラバスを確認してください。

他学部の授業科目は、3年次から受講できます。

文学部の授業を履修する場合には、全学教育科目のように担当教員に「受講申請表」を提出する必要はありません。ただし、他学部聴講をする場合には、部局により提出書類が必要な場合があるので、当該学部で確認して下さい。

文学部集中講義の開講時期は決定次第掲示により周知します。履修登録については定められた期間にすべて行ってください。

全学教育科目の中には、文学部の授業科目として認定するものがありますので、Web 上で確認してください。

5 成績表の配布

各学期末には Web にて成績・修得科目が通知されますので、必ず各自で確認をしてください。

成績に関して疑義がある場合は、授業担当教員へ問い合わせることができます。成績が発表された日から原則 3 日以内に、担当窓口（全学教育科目については教養教育院事務室，専門系科目については各学部の教務学生掛）へ「成績評価照会票」（様式は名古屋大学ポータル学務タブ内の“教育推進部からのお知らせ”からダウンロードできます。）を提出してください。

なお、履修登録したにも関わらず成績評価が記載されていない科目については、直接上記担当窓口までお問い合わせください。

[人文学研究科]

1 修了要件

大学院に入学した者は、人文学研究科規程第 5 条に基づいて単位を履修しなければなりません。

2 履修手続

大学院に入学した者は、1 年次の始めに学修計画届を提出します。学修計画届は、博士課程前期課程においては修士論文を作成するために 2 年間でどういう科目を履修していくかという計画なので指導教員とよく相談してください。また、博士課程後期課程においても、指導教員と相談のうえ作成してください。

人文学研究科の授業科目を履修する場合には、文系教務課（人文）窓口にある「履修届」に必要事項を記載し、申請期間内に文系教務課（人文）へ提出してください。

他研究科の授業科目を履修する場合には、文系教務課（人文）窓口にある「他研究科聴講願」を文系教務課（人文）に提出します。ただし、「他研究科聴講願」を提出する場合には、部局により他に提出書類が必要な場合があるので、当該研究科で確認して下さい。

※ 教員免許状・学芸員等資格取得のために学部授業を受講する場合は、『(教職用・資格取得用)学部聴講願』を提出すること。なお、取得した単位は、修了要件にはならないので、注意すること。

3 成績表の配付

成績表は、各研究室の教員から配布されます。成績に関して疑義がある場合は、授業担当教員へ問い合わせることができます。成績発表後、速やかに、担当窓口へ「成績評価照会票」（様式は名古屋大学ポータル学務タブ内の“教育推進部からのお知らせ”からダウンロードできます。）を提出してください。

なお、成績評価が記載されていない科目についても、直接上記担当窓口までお問い合わせください。

Ⅲ 試験について

試験は、試験期間内に、原則として講義と同じ時間帯で実施します。

レポートの提出をもって試験とする場合がありますが、詳細についてはその都度掲示により通知します。なお、レポート提出の場合は、表紙に学生番号・氏名・講義番号・講義題目・担当教員名等必要事項を記入して提出（担当教員から特に指定がある場合それに従うこと。）して下さい。提出締切後には、受け取らないので提出期限を厳守のこと。

Ⅳ 電子シラバスについて

文学部・文学研究科のシラバスが Web 上で閲覧できますので、履修に際して参考にするなど必要に応じて参照してください。（学外からも閲覧可能です）

シラバスの URL : <http://www.hum.nagoya-u.ac.jp/education/education-sub2/>

注1. 授業はシラバスに沿って実施されますが、開講後の状況により、受講者の理解度を向上させるため、記載内容を一部変更して実施する場合があります。

2. 担当教員、授業内容等に変更があった場合は、シラバスが更新される場合があります。

Ⅴ 成績評価について

授業は毎回出席するのが原則です。また、シラバスの「受講生の自宅学習」の欄にあるように、教室外における自学自習も求められています。

学 部 : 成績は、S (100点～90点), A (89点～80点), B (79点～70点), C (69点～60点), F (59点以下) の5段階で示され、60点以上を合格とし、単位が与えられます。

大学院 : 成績は、A (100点～80点), B (79点～70点), C (69点～60点), D (59点以下) の4段階で示され、60点以上を合格とし、単位が与えられます。

VI 学生の懲戒及び教育的措置について

名古屋大学の学生便覧では、「4 学生の懲戒及び教育的措置について」として以下のように記載されています。

学生の懲戒及び教育的措置

学生が犯罪や不法行為を行った場合は、一般の社会人の場合と同様に法的な処分の対象になることはいうまでもありませんが、大学では、それとは別に教育的指導の観点から、そうした学生に対し以下に従った懲戒又は教育的措置（以下「懲戒等」という。）を行います。

○懲戒の種類及び内容

退学……学生としての身分を喪失させること。

停学……6月未満の期間を定めて、又は期間を定めずに、登校を禁じること。

訓告……学生に対して文書により注意を与え、将来を戒めること。

○教育的措置の種類及び内容

厳重注意……口頭により注意を与え、反省を強く求めること。

注意……口頭により注意を促すこと。

○定期試験の不正行為

不正行為があったときは、懲戒等に加えて当該学生が当該学期において修得した全授業科目の単位を原則として不認定とする。

○懲戒等の対象となる行為

懲戒等の対象となる行為は次のとおりです。

1. 本学の教育研究活動を妨害する行為
2. ハラスメントに該当する行為
3. 不正アクセス等情報倫理に反する行為
4. 守秘義務違反等専門職倫理に反する行為
5. その他大学の名誉・信用を著しく失墜させる行為

(名古屋大学学生便覧「I キャンパス生活の基本的なルール」から抜粋)

「5. その他大学の名誉・信用を著しく失墜させる行為」とは、窃盗などの犯罪行為の他に、論文の剽窃（ひょうせつ）、データの捏造（ねつぞう）・改竄（かいざん）等の研究者倫理に反する行為も指します。

剽窃とは、他人の研究成果を自分の研究成果として発表することです。他人のアイデアや文章等を利用する時には、出典を明示し、引用という形をとることで、自分のアイデアや文章と区別しなければなりません。

学術論文等では特に厳しく審査されますが、授業レポート等を執筆する場合も同様です。また、学術雑誌等に論文を投稿する際には、その意図がなくても剽窃等の誤解を受けることがありますので、不明な点については必ず指導教員に相談してください。

Ⅶ 自然災害等に伴う授業及び定期試験の取扱いについて

台風等又は地震による災害が発生した場合、若しくは発生の恐れがあり警報又は注意情報が発令された場合の文学部・文学研究科の授業及び定期試験（追試及び再試を含む。以降「授業等」という。）の対応は次のとおりです。

1 台風に伴い、名古屋市に暴風警報が発令された場合

台風に伴い名古屋市に暴風警報が発令された場合は、暴風警報発令後に開始される授業等は休講となります。ただし、暴風警報が解除された場合の授業等の実施については、別表のとおりです。

〔注意事項等〕

- ・暴風警報が発令された際、既に大学に登校している場合は、危険な状況になる前に帰宅してください。
- ・登校途中に暴風警報が発令された場合は、登校せず、帰宅してください。
- ・授業等の最中に暴風警報が発令された場合は、当該授業終了後、経路の安全を確認し、帰宅してください。

2 地震・火災が発生した場合

授業等の最中に地震等が発生した時は、地震等の規模や周りの状況を冷静に判断し、まず身の安全を図ってください。その後、授業等を速やかに中断し、授業担当教員の指示に従って指定された一次避難場所へ避難してください。避難後は、大学の指示に従ってください。

3 「東海地震注意情報」又は「警戒宣言」が発表された場合

授業等の最中に「東海地震注意情報」又は「警戒宣言」が発表された場合は、大学からの指示に従い授業等を速やかに中断し、指定された避難場所へ避難又は帰宅してください。

また、登校前又は登校途中の場合は、安全な場所で待機してください。

「東海地震注意情報」又は「警戒宣言」が発表された後、観測データの異常が終息に向かい解除情報が発表された場合は、その後の授業の実施については、大学の指示に従ってください。

4 その他、災害が発生した場合、もしくは発生の恐れがある場合

上記以外の場合において、授業等を実施することが困難であると判断される時は、休講措置等の情報をホームページ及び掲示等により通知します。

5 代替措置

上記により中止となった場合の授業等の代替措置実施期日は、掲示等により通知します。

別表〔暴風警報の解除後の授業の実施〕

警報解除時刻	授業等開始時限
6：45まで	第1限
以後11：00まで	第3限

Ⅷ 厚生関係について

1 日本学生支援機構

1. 奨学金の募集

奨学金の貸与を希望する者は、所定の申込みをし、推薦を受けなければなりません。

申込み期間等詳細については、掲示等により周知します（4月初旬）。

2. 奨学金の受領

奨学金は、奨学生の指定した銀行口座に毎月振り込まれます。

3. 奨学生適格認定について

奨学生は「奨学金継続願」を入力することによって、継続の可否等の適格認定が行われます。期限までに入力がない場合は、廃止となるので気をつけてください（12月中旬～1月頃）。詳細は掲示により周知します。

2 授業料免除

本学の学部・大学院に在学する者（聴講生、研究生等を除く）で、下記のいずれかに該当するときは、本人の申請により選考の上、授業料の全額又は半額が免除されることがあります。

- ① 経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められるとき。
- ② 申請時前6か月以内（新入学生の前期分申請は入学前1年以内）において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくはその学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められるとき。
- ③ その他、前号に準ずる者で、総長が相当と認めるとき。

なお、申請時期、手続きの詳細については、それぞれの時期に掲示により周知します。

3 その他の奨学金

応募資格その他詳細については、通知があり次第、その都度掲示により周知します。

4 学校学生生徒旅客運賃割引証について（学割証）

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）は、学生が帰省、実習、就職活動等の目的で旅行する際の経済的負担を軽減する目的として実施されている制度です。

学割証が必要な場合は、文系教務課前等に設置されている証明書自動発行機を利用してください。

なお、次の場合は学割証は無効として没収されます。

- ① 記入事項が改変してあったとき。
- ② 有効期限（発行日から3か月）を経過したとき。
- ③ 記名人以外の者が使用したとき。

また、これを不正に使用した学生に対しては、それ以後の交付を停止することがあります。

なお、不正使用した場合には、鉄道会社等の定める規則等により運賃の3倍の追徴金を徴収されることがあります。

5 就職について

学務部学生支援課では、企業から寄せられた就職情報を検索できるパソコンを設置するとともに就職相談に関しては、専門的なノウハウを持った相談員が来談に応じています。

また、文系総合館3階文系学生支援室（315号室）では、就職関連書籍及び就職情報を検索できるパソコンが利用できます。

6 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険について

学生が教育研究活動中に不慮の事故により身体に傷害を被った時に備えての災害救済措置として、「学生教育研究災害傷害保険」があります。

学部学生は入学時に一括加入していますが、大学院生についても入学時に加入することを勧めます。また、留年者についても4月に再加入することを勧めます。

不幸にも事故等傷害にあった場合は、速やかに文系教務課（学生支援）へ届け出てください。詳細については、「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照してください。

また、正課授業、学校行事、課外活動及びその往復で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対する補償制度として「学研災付帯賠償責任保険」があります。

インターンシップ・教育実習等を行う学生は、必ず加入してください。

Ⅸ オフィスアワーの設置について(五十音順)

下記のとおりオフィスアワーを設け、それぞれの研究室において学校生活・学習上の相談に応じます。(H29.3.10現在)

期	教員名	曜日	時間帯	場 所	研究室	備 考
前・後期	秋田 喜美			文系総合館	614号室	
前・後期	東 賢 太 朗	随時	随時	文学部本館 1階	124号室	
前・後期	阿 部 泰 郎	火	13:00～14:30	文学部本館 1階	125号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	新井 美佐子	随時	随時	全学教育棟・北棟	313号室	メールでの事前予約が望ましい。
前・後期	李 澤 熊	金	16:30～17:30	国際棟 4階	406号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	飯田 祐子	火	12:10～13:00	文学部本館 2階	219号室	
前・後期	伊 賀 聖 屋	随時	随時	環境総合館 6階	619号室	
前・後期	池 内 敏	木	12:00～13:00	文学部本館 3階	316号室	事前に予約をしていただければ、可能な限りいつでも対応します。
前・後期	石 崎 俊 子			国際棟 4階	402号室	
前・後期	井 土 慎 二	水	12:00～13:00	国際開発棟	404号室	
前・後期	伊 東 章 子			国際言語文化棟	113号室	
前・後期	伊 藤 大 輔	木	14:30～16:00	文学部本館 2階	213号室	アポイントメントをとれば随時対応。できれば事前にメールで連絡を下さい。
前・後期	伊 藤 信 博			国際言語文化棟	115号室	
前・後期	伊 藤 伸 幸	随時	随時	文学部本館 2階	211-1号室	アポイントメントをとれば随時対応。できれば事前にメールで連絡を下さい。
前・後期	井 上 進	火	12:00～13:00	文学部本館 3階	320号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	岩田クリスティーナ	随時	随時	文学部本館 2階	221号室	
前・後期	植 田 裕 志	月	14:30～16:00	文学部本館 2階	211-2号	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	上 原 早 苗	随時	随時	全学教育棟・北棟	308号室	事前にメールでアポイントメントをとってください。
前・後期	浮 葉 正 親			国際棟 4階	403号室	
前・後期	内 田 綾 子			国際開発棟	801号室	
前・後期	宇 都 木 昭	水	12:10～13:30	全学教育棟・北棟	204号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	大井田 晴彦	随時	随時	文学部本館 2階	221号室 427号室	アポイントメントをとれば随時対応。
後期	大 島 義 和	水	10:30～12:00	国際開発棟	112号室	メール等で予約をお願いします。他の時間も可能な限り対応します。
前・後期	大 名 力			国際開発棟	701号室	
前・後期	大 平 英 樹	月	12:00～13:00	情報文化学部棟3階	327号室	事前にメールなどで予約をお願いします。
前・後期	大 室 剛 志	金	13:00～14:30	文学部本館 4階	430号室	
前・後期	岡 本 耕 平	金	13:00～14:30	環境総合館 6階	617号室	相談はアポイントメントによって随時可能。
前・後期	小 川 翔 太	水	14:30～16:30	文学部本館 2階	220号室	アポイントメントをとれば随時対応。できれば事前にメールで連絡を下さい。
前・後期	奥 田 智 樹			文系総合館	619号室	
前・後期	奥 貫 圭 一	木	16:30～17:30	環境総合館 6階	619号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	小 栗 栖 等			文系総合館	507号室	
前・後期	尾 関 修 治	随時	随時	全学教育棟・北棟	309号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	笠 井 直 美	随時	随時	国際開発棟	402号室	アポイントメントをとれば随時対応。

文学部・人文学研究科案内

期	教員名	曜日	時間帯	場 所	研究室	備 考
前・後期	梶原 義実	随時	随時	文学部本館 2階	227号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	片平 健太郎	随時	随時	情報文化学部棟 3階	329号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	勝川 裕子	随時	随時	文系総合館	602号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	加藤 久美子	随時	随時	文学部本館 3階	322号室	まず、メールでご連絡ください。
前・後期	加藤 高志	随時	随時	国際開発棟	302号室	
前・後期	加藤 靖恵	随時	随時	文学部本館 2階	225号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	金山 弥平	火	随時	文学部本館 3階	330号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	加納 修	随時	随時	文学部本館 3階	323号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	神塚 淑子	月	10:30～12:00	文学部本館 3階	333号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	上村 泰裕	随時	随時	情報文化学部棟 4階	408号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	衣川 隆生	随時	随時	国際棟 4階	408号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	木下 徹			国際開発棟	702号室	
前・後期	木俣 元一	木	12:00～14:30	文学部本館 2階	212号室	事前に予約をしていただければ、可能な限りいつでも対応します。
前・後期	金 相美			全学教育棟・北棟	206号室	
前・後期	ぎん 釘 貴 亨	月	13:00～14:30	文学部本館 4階	429号室	
前・後期	栗田 秀法	随時	随時	文学部本館 2階	204号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	カス・ジエルミ-			文系総合館 5階	502号室	
前・後期	胡 潔		16:30～17:30	全学教育棟・北棟	311号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	齋藤 夏来			文学部本館 3階	317号室	
前・後期	齋藤 文俊	随時	随時	文学部本館 4階	432号室	いつでも対応します。 メールなどで連絡してくれば確実です
前・後期	カリア・マリ	随時	随時	国際開発棟	705号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	坂部 晶子	随時	随時	国際開発棟	706号室	アポイントをとれば随時対応。
前・後期	佐久間 淳一	随時	随時	文系総合館 2階	研究科長室	事前にメール等で連絡してください。
前・後期	櫻井 龍彦	随時	随時	国際開発棟	505号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	佐々木 重洋	随時	随時	文学部本館 1階	123号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	佐藤 弘毅	随時	随時	国際棟 4階	405号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	佐野 誠子	木	13:00～14:30	文学部本館 3階	335号室	事前連絡があれば随時可。
前・後期	塩 村 耕	随時	随時	文学部本館 4階	426号室	いつでもどうぞ。 できれば事前にメールで連絡を下さい。
前・後期	重見 晋也	随時	随時	文学部本館 3階	327号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	志波 彩子			全学教育棟・北棟	402号室	
前・後期	柴田 和久	随時	随時	情報文化学部棟 3階	326号室	事前にメールでアポイントメントを取ってください
前・後期	朱 宇正	水	15:00～16:00	文学部本館 2階	231-1号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	杉浦 正利	金	14:45～16:15	国際開発棟	506号室	事前にアポイントメントをとってください。
前・後期	杉村 泰	木	8:30～10:30	全学教育棟・北棟	310号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	す 周 藤 芳幸	火	13:00～14:30	文学部本館 3階	324号室	他の時間でも在室時には対応するようにしますが、なるべくメールで事前に予定を問い合わせてください。

文学部・人文学研究科案内

期	教 員 名	曜日	時間帯	場 所	研究室	備 考
前・後期	才 見 幸美	火・金	火曜日：13:00-14:30 金曜日：14:45-16:15	文 系 総 合 館	712号室	
前・後期	高 橋 誠			環 境 総 合 館 6 階	623号室	
前・後期	滝 川 睦	月	10:30～12:00	文 学 部 本 館 4 階	417号室	事前にアポイントメントをとってください。
前・後期	田 所 光男			文 系 総 合 館	707号室	
前・後期	田 中 智之	木	13:30～14:30	文 学 部 本 館 4 階	431号室	
前・後期	田 邊 宏 樹	随時	随時	情 報 文 化 学 部 3 階	328号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	玉岡 賀津雄	月	16:30～18:00	全 学 教 育 棟 ・ 北 棟	403号室	
前・後期	田 村 加代子	水	10:30～13:00	文 学 部 本 館 3 階	334号室	事前にメール等で連絡があれば随時対応します。
前・後期	田 村 均	金	15:00～16:00	文 学 部 本 館 3 階	331号室	
前・後期	俵 山 雄 司	随時	随時	国 際 棟 4 階	401号室	事前にアポイントメントをとってください。
前・後期	近 本 謙 介	随時	随時	文 学 部 本 館 1 階	125号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	陳 朝 輝	随時	随時	全 学 教 育 棟 ・ 北 棟	209号室	アポイントメントをとれば随時対応する予定。
前・後期	鶴 巻 泉 子	随時	随時	文 系 総 合 館	611号室 607号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	Fiona Gail Tomkinson					
前・後期	中川原 育子	随時	随時	文 学 部 本 館 2 階	231-2号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	永 澤 濟			国 際 棟 4 階	404号室	
前・後期	長 畑 明 利			文 系 総 合 館	706号室	
前・後期	中 村 靖 子	随時	随時	文 学 部 本 館 4 階	419号室	メールでアポイントをとっていただければいつでも調整します。
前・後期	成 田 克 史	随時	随時	国 際 開 発 棟	111号室	事前にメールで日程調整願います。
前・後期	西 川 智 之			文 系 総 合 館	606号室	
前・後期	西 村 秀 人			国 際 開 発 棟	403号室	
前・後期	丹 邊 宣 彦	随時	随時	情 報 文 化 学 部 棟 4 階	412号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	羽 賀 祥 二	月	10:30～12:00	文 学 部 本 館 3 階	315号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	朴 善 嫻			文 系 総 合 館	603号室	
前・後期	林 謙 一 郎	水	13:00～14:30	文 学 部 本 館 3 階	321号室	教授会開催日を除く。 アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	林 誠			文 系 総 合 館	613号室	
前・後期	日 比 嘉 高	火	14:45～16:30	文 学 部 本 館 2 階	218号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	福 井 康 貴	随時	随時	情 報 文 化 学 部 棟 4 階	415号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	藤 井 た ぎ る	月	16:30～18:00	文 系 総 合 館	710号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	藤 木 秀 朗	随時	随時	文 学 部 本 館 2 階	222号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	藤 村 逸 子			国 際 開 発 棟	504号室	
前・後期	布 施 哲			文 系 総 合 館	709号室	
前・後期	古 尾 谷 知 浩	随時	随時	文 学 部 本 館 3 階	318号室	事前に予約をしていただければ、可能な限りいつでも対応します。
前・後期	古 田 香 織			文 系 総 合 館	506号室	
前・後期	ハグ・イトワード			全 学 教 育 棟 ・ 北 棟	203号室	
前・後期	星 野 幸 代			全 学 教 育 棟 ・ 北 棟	404号室	

文学部・人文学研究科案内

期	教 員 名	曜日	時間帯	場 所	研究室	備 考
前・後期	ホッソ・ネイト	随時	随時	文学部本館 2階	223号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	堀 和 明	金	12:00~13:00	環境総合館 6階	615号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	堀 江 薫	随時	随時	文系総合館	715号室	事前に予約をしていただければ、随時対応します。
前・後期	馬 然	木	15:00~16:00	文学部本館 2階	224号室	事前にメールなどで予約をお願いします。
前・後期	松岡 光治	随時	随時	文系総合館	608号室	事前にメールでアポを取ることに。
前・後期	松澤 和宏	随時	随時	文学部本館 4階	421号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	松下 千雅子	随時	随時	全学教育・北棟 2階	205号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	丸 尾 誠	随時	随時	文系総合館	601号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	Conrad Marcus					
前・後期	ミキ・テイソ	随時	随時	文系総合館	616号室	事前に連絡をとれば随時対応。
前・後期	三田 昌彦	随時	随時	文学部本館 2階	224号室 423号室	メールでアポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	水戸 博之			全学教育棟・北棟	305号室	
前・後期	宮地 朝子	随時	随時	文学部本館 4階	428号室	できれば事前にアポイントメントをとってください。
前・後期	宮原 勇	金	14:45~16:00	文学部本館 3階	328号室	できればメールにて事前に連絡してください。
前・後期	三輪 晃司			文系総合館	711号室	
前・後期	村尾 玲美	随時	随時	文系総合館	708号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	村主 幸一	随時	随時	全学教育棟・北棟	401号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	室井 研二	随時	随時	情報文化学部棟4階	410号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	靱山 洋介	随時	随時	国際棟 4階	407号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	安井 永子	随時	随時	文学部本館 1階	121号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	安川 晴基	随時	随時	文学部本館 4階	420号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	柳沢 民雄			文系総合館	503号室	
前・後期	山口 庸子	随時	随時	文系総合館	617号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	山下 淳子	随時	随時	国際開発棟	405号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	山本 直人	随時	随時	文学部本館 2階	226号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	横山 智			環境総合館 6階	625号室	
前・後期	吉田 純	月	8:45~9:45	文学部本館 3階	332号室	在室しているときは何時でも対応する。
前・後期	吉武 純夫	月	12:00~13:00	文学部本館 4階	424号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	涌井 隆	随時	随時	文系総合棟	713号室	随時対応。事前にメール予約希望。
前・後期	和田 壽弘	金	14:45~16:15	文学部本館 2階	216号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	和田 光弘	木	15:00~16:30	文学部本館 3階	326号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	渡辺 美樹	火	10:30~12:00	文系総合館	501号室	アポイントメントをとれば随時対応。
前・後期	ワソ・ルックス			文系総合館	615号室	

X メールアドレス(五十音順)

	教 員 名	メー ル ア ド レ ス	
ア	秋 田 喜 美	akita@lang.nagoya-u.ac.jp	
	東 賢 太 朗	azuma@lit.nagoya-u.ac.jp	
	阿 部 泰 郎	abe@lit.nagoya-u.ac.jp	
	新 井 美 佐 子	arai@lang.nagoya-u.ac.jp	
イ	李 澤 熊	leetack@iee.nagoya-u.ac.jp	
	飯 田 祐 子	y-iida@lit.nagoya-u.ac.jp	
	伊 賀 聖 屋	iga.masaya@a.mbox.nagoya-u.ac.jp	
	池 内 敏	binike@lit.nagoya-u.ac.jp	
	石 崎 俊 子	ishizaki@iee.nagoya-u.ac.jp	
	井 土 慎 二	ido@gsid.nagoya-u.ac.jp	
	伊 東 章 子	itoh-a@lang.nagoya-u.ac.jp	
	伊 藤 大 輔	dito@lit.nagoya-u.ac.jp	
	伊 藤 信 博	itoh@lang.nagoya-u.ac.jp	
	伊 藤 伸 幸	nobuyuki@lit.nagoya-u.ac.jp	
	井 上 進	inoue-s@lit.nagoya-u.ac.jp	
	岩 田 クリスティナ	kristina.iwata@lit.nagoya-u.ac.jp	
	ウ	植 田 裕 志	k46448a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
		上 原 早 苗	uehara@lang.nagoya-u.ac.jp
		浮 葉 正 親	j46084a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
		内 田 綾 子	uchida@gsid.nagoya-u.ac.jp
宇 都 木 昭		utsugi@lang.nagoya-u.ac.jp	
オ	大 井 田 晴 彦	oida@lit.nagoya-u.ac.jp	
	大 島 義 和	oshima@gsid.nagoya-u.ac.jp	
	大 名 力	ohna@gsid.nagoya-u.ac.jp	
	大 平 英 樹	ohira@lit.nagoya-u.ac.jp	
	大 室 剛 志	omuro@lit.nagoya-u.ac.jp	
	岡 本 耕 平	h44540a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp	
	小 川 翔 太	sogawa@nagoya-u.jp	
	奥 田 智 樹	m47023a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp	
	奥 貫 圭 一	kei.okunuki@nagoya-u.jp	
	小 栗 栖 等	ogurusu.hitoshi@j.mbox.nagoya-u.ac.jp	
	尾 関 修 治	ozeki@nagoya-u.ac.jp	
	カ	笠 井 直 美	kasai@gsid.nagoya-u.ac.jp
		梶 原 義 実	kajiwara@lit.nagoya-u.ac.jp
		片 平 健 太 郎	katahira@lit.nagoya-u.ac.jp
		勝 川 裕 子	yuko-k@lang.nagoya-u.ac.jp

	教 員 名	メー ル ア ド レ ス
キ	加 藤 久 美 子	katokumi@lit.nagoya-u.ac.jp
	加 藤 高 志	takashi@gsid.nagoya-u.ac.jp
	加 藤 靖 恵	ykato@lit.nagoya-u.ac.jp
	金 山 弥 平	yaheik@lit.nagoya-u.ac.jp
	加 納 修	kano@lit.nagoya-u.ac.jp
	神 塚 淑 子	kamituka@lit.nagoya-u.ac.jp
	上 村 泰 裕	kamimura@lit.nagoya-u.ac.jp
	衣 川 隆 生	kinugawa@iee.nagoya-u.ac.jp
	木 下 徹	kinoshita@gsid.nagoya-u.ac.jp
	木 俣 元 一	imago@lit.nagoya-u.ac.jp
ク	金 相 美	kimsm@nagoya-u.jp
	釘 貫 亨	ZWQ00463@nifty.ne.jp
	栗 田 秀 法	hkurita@lit.nagoya-u.ac.jp
コ	ク ロ ス ・ シ ョ ー レ ミ ー	cross@lang.nagoya-u.ac.jp
	胡 潔	hu-jie@lang.nagoya-u.ac.jp
サ	斎 藤 夏 来	saito.natsuki@i.mbox.nagoya-u.ac.jp
	齋 藤 文 俊	fsaito@lit.nagoya-u.ac.jp
	サ ヴ ァ リ エ フ ・ イ コ ー リ	saveliev@gsid.nagoya-u.ac.jp
	坂 部 晶 子	sakabe@gsid.nagoya-u.ac.jp
	佐 久 間 淳 一	jsakuma@lit.nagoya-u.ac.jp
	櫻 井 龍 彦	sakuraitsh@gsid.nagoya-u.ac.jp
	佐 々 木 重 洋	sasaki@lit.nagoya-u.ac.jp
	佐 藤 弘 毅	sato@iee.nagoya-u.ac.jp
	佐 野 誠 子	zuoye@lit.nagoya-u.ac.jp
	シ	塩 村 耕
重 見 晋 也		shigemi@lit.nagoya-u.ac.jp
志 波 彩 子		shiba@lang.nagoya-u.ac.jp
柴 田 和 久		shibata@lit.nagoya-u.ac.jp
朱 宇 正		wjoo@lit.nagoya-u.ac.jp
ス		杉 浦 正 利
	杉 村 泰	sugimura@lang.nagoya-u.ac.jp
	周 藤 芳 幸	k46407a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
	鷺 見 幸 美	ysumi@lang.nagoya-u.ac.jp
タ	高 橋 誠	makoto-t@info.human.nagoya-u.ac.jp
	滝 川 睦	mutsumut@lit.nagoya-u.ac.jp
	田 所 光 男	tadokoro@cc.nagoya-u.ac.jp

教 員 名	メー ル ア ド レ ス
田 中 智 之	tanakat@lit.nagoya-u.ac.jp
田 邊 宏 樹	htanabe@lit.nagoya-u.ac.jp
玉 岡 賀 津 雄	ktamaoka@lang.nagoya-u.ac.jp
田 村 加 代 子	p47307a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
田 村 均	htamura@lit.nagoya-u.ac.jp
俵 山 雄 司	ytawara@iee.nagoya-u.ac.jp
チ 近 本 謙 介	chikamoto.kensuke@f.mbox.nagoya-u.ac.jp
陳 朝 輝	chen@lang.nagoya-u.ac.jp
ツ 鶴 巻 泉 子	tsuru@lang.nagoya-u.ac.jp
ト Fiona Gail Tomkinson	tomkinson@nagoya-u.jp
ナ 中 川 原 育 子	nakagawara@lit.nagoya-u.ac.jp
永 澤 濟	nagasawa@iee.nagoya-u.ac.jp
長 畑 明 利	e43479a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
中 村 靖 子	yanaka@lit.nagoya-u.ac.jp
成 田 克 史	narita@gsid.nagoya-u.ac.jp
ニ 西 川 智 之	nishi@lang.nagoya-u.ac.jp
西 村 秀 人	hideto@gsid.nagoya-u.ac.jp
丹 邊 宣 彦	l46750a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
ハ 羽 賀 祥 二	shoji@lit.nagoya-u.ac.jp
朴 善 嫻	park@lang.nagoya-u.ac.jp
林 謙 一 郎	maruha@lit.nagoya-u.ac.jp
林 誠	hayashi@lang.nagoya,u.ac.jp
ヒ 日 比 嘉 高	yshibi@lit.nagoya-u.ac.jp
フ 福 井 康 貴	fukui.yasutaka@a.mbox.nagoya-u.ac.jp
藤 井 た ぎ る	fujii@lang.nagoya-u.ac.jp
藤 木 秀 朗	hfuji@lit.nagoya-u.ac.jp
藤 村 逸 子	fujimura@gsid.nagoya-u.ac.jp
布 施 哲	fuse@lang.nagoya-u.ac.jp
古 尾 谷 知 浩	n47154a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
古 田 香 織	j45914a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
ヘ ハイグ・エトワート	haig@lang.nagoya-u.ac.jp
ホ 星 野 幸 代	hoshino@lang.nagoya-u.ac.jp
ホフソン・ネイスン	n.hopson@lit.nagoya-u.ac.jp
堀 和 明	khori@lit.nagoya-u.ac.jp
堀 江 薫	horie@lang.nagoya-u.ac.jp

教 員 名	メー ル ア ド レ ス
マ 馬 然	maran@lit.nagoya-u.ac.jp
松 岡 光 治	matsuoka@nagoya-u.jp
松 澤 和 宏	j46159a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
松 下 千 雅 子	chika@nagoya-u.jp
丸 尾 誠	maruo@lang.nagoya-u.ac.jp
Marcus Conrad	conrad.marcus@e.mbox.nagoya-u.ac.jp
ミ ミキ ^ゝ ・テ ^ィ ラン	mcgee@lang.nagoya-u.ac.jp
三 田 昌 彦	j46122a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
水 戸 博 之	k46240a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
宮 地 朝 子	miyachia@lit.nagoya-u.ac.jp
宮 原 勇	miyahara@lit.nagoya-u.ac.jp
三 輪 晃 司	kojimiwa@nagoya-u.jp
ム 村 尾 玲 美	murao@nagoya-u.jp
村 主 幸 一	k46493a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
室 井 研 二	muroi.kenji@j.mbox.nagoya-u.ac.jp
モ 初 山 洋 介	j46083a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
ヤ 安 井 永 子	eyasui@lit.nagoya-u.ac.jp
安 川 晴 基	yasukawa@lit.nagoya-u.ac.jp
柳 沢 民 雄	k46413a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
山 口 庸 子	k46439a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
山 下 淳 子	yamashita@gsid.nagoya-u.ac.jp
山 本 直 人	naotoya@lit.nagoya-u.ac.jp
ヨ 横 山 智	s-yokoyama@nagoya-u.jp
吉 田 純	jun@lit.nagoya-u.ac.jp
吉 武 純 夫	archaios@lit.nagoya-u.ac.jp
ワ 涌 井 隆	wakui@cc.nagoya-u.ac.jp
和 田 壽 弘	twada@lit.nagoya-u.ac.jp
和 田 光 弘	k46433a@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
渡 辺 美 樹	miki@lang.nagoya-u.ac.jp
ワトソン・アレックス	watson.alex@j.mbox.nagoya-u.ac.jp

XI 3月末日卒業認定に関する申し合わせ

平成 18 年 11 月 30 日 学務委員会

平成 18 年 12 月 13 日 教授会

名古屋大学通則第 31 条「本学に所定の期間在学し、かつ、学部の定める卒業の資格を得たものに対し、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。」に基づき、3月末日で卒業要件を満たす者について、当該学科が卒業認定の手続きをする場合は、次のとおり取り扱うものとする。

○ 全学教育科目の再試験で卒業要件を満たした者の取り扱い

- 1) 3月の卒業認定教授会において、全学教育科目未了者を「条件付き卒業者」とし、全学教育科目再試験の結果により卒業要件を満たした場合は、3月31日付け卒業とし、教授会で認定する。
- 2) この申し合わせは、平成18年12月13日から施行する。

XII その他

1 健康診断

全学生を対象に総合保健体育科学センター保健管理室では、4月に定期健康診断を実施します。健康診断証明書は、定期健康診断（4月）を受検した者にのみ発行しますので、就職、大学院受験等に必要な者は必ず受検すること。

詳細及び検査容器等については、4月初旬に文系教務課学生支援窓口前に設置する。

2 各種願・届の提出及び各種証明書の発行

1. 各種願・届

次の事由が生じた場合には、願・届の用紙を文系教務課（人文）で受取り、期限までに提出して下さい。（⑤⑥は名古屋大学HPからダウンロード、⑨は文系教務課（学生支援）で用紙を受取ること。）

- ① 休学するとき……………休学願
- ② 休学を延長するとき……………休学期間延長願
- ③ 復学するとき……………復学願
- ④ 退学するとき……………退学願
- ⑤ 留学するとき……………留学願
- ⑥ 海外旅行するとき……………海外渡航届（URL：<https://intl.ecis.nagoya-u.ac.jp/tokou/>）
- ⑦ 住居を変更したとき……………学生個票・宿所届
- ⑧ 改姓したとき……………改姓届
- ⑨ 学生証を紛失したとき……………学生証再交付願（事前に警察に届け出ること。）

①～⑥については、指導教員の認印をもらった上で、1か月前に文系教務課（人文）へ提出して下さい。（⑥については、留学生は文系教務課（留学生）へ提出。）①～⑤については、研究科委員会（教授会）で承認を受けなければ願い出は認められません。⑦以下の事由については、異動後速やかに提出して下さい。

2. 各種証明書の発行について

証明書が必要な場合は、所定の申請書に必要事項を記入の上、文系教務課（学生支援）へ提出して下さい。なお、受取は申込日の2日後（休・祝日を除いて）の午後以降になります。

英文証明書、その他文学部所定外の証明書については、5日間程度必要です。

学割証、在学証明書、卒業（修了）見込証明書（学部4年次・M2のみ、休学中は発行不可）、健康診断証明書（年度はじめの定期健康診断を受診した者のみ）、成績証明書（学部学生のみ）は、文系教務課前等に設置の自動発行機（稼働時間は平日の8：30～17：15）により発行します。

自動発行機はメンテナンス等のため停止する場合がありますので注意すること。

3. 定期券

通学定期券購入に必要な通学定期乗車券発行控（市バス・地下鉄のみの場合は学生証で購入可能）は、学部2年次前期までは教養教育院事務室、学部2年次後期からは文系教務課（学生支援）で交付します。（研究生、科目等履修生、聴講生は通学定期は購入できません。ただし、研究生に限り市バス／地下鉄の定期券のみ購入することができます。）

4. 文系教務課の事務窓口時間

窓口時間は、8：30～17：00（なお、長期休業期間中の12：00～13：00は、昼休み）

レポート等提出期限のあるものは、16：00で締め切るので時間に注意すること。

5. 伝達事項

学生への周知は、掲示により行います。

名古屋大学文学部規程

制 定 平成 16 年 4 月 1 日
改 正 平成 29 年 4 月 1 日

○名古屋大学文学部規程

第 1 章 通 則

(趣旨)

- 第 1 条** 名古屋大学文学部(以下「本学部」という。)における目的、教育課程、授業、成績評価等(以下「本学部の教育」という。)については、名古屋大学通則(平成 16 年度通則第 1 号)及び名古屋大学全学教育科目規程(平成 16 年度規程第 115 号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 2 この規程に定めるもののほか、本学部の教育に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

第 2 章 教育課程及び授業

(目的)

- 第 2 条** 本学部は、教育基本法の本質にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授け、人文学の各分野にわたり、深く、かつ総合的に研究するとともに、完全なる人格の育成と文化の創造を期し、民主的、文化的な国家及び社会の形成を通じて、世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(コース及び分野・専門)

- 第 3 条** 本学部の人文学科に置く履修上のコース及び分野・専門は、次のとおりとする。

コース	専攻課程
文芸言語学	言語学、日本語学、日本文学、英語学、英米文学、ドイツ語ドイツ文学、フランス語フランス文学、中国語中国文学
哲学倫理学	哲学、西洋古典学、中国哲学、インド哲学
歴史学・人類学	日本史学、東洋史学、西洋史学、美学美術史学、考古学、文化人類学
環境行動学	社会学、心理学、地理学

- 2 前項に定めるもののほか、人文学科に国際プログラム群に係る「アジアの中の日本文化」プログラムを置く。
- 3 学生(「アジアの中の日本文化」プログラムを履修する学生を除く。)は、主として履修する分野・専門を第 2 年次の初めに一つ選択し、届け出なければならない。
- 4 前項に係る志望届の提出時期等については、別に定める。

(進級の取扱い)

- 第 4 条** 第 2 年次の学生の第 3 年次への進級については、進級判定を行う。
- 2 進級に必要な単位数は、前条第 1 項に規定するいずれかの分野・専門を主として履修する学生にあっては別表第 1 の、「アジアの中の日本文化」プログラムを履修する学生にあっては別表第 2 のとおりとする。
- 3 進級判定の結果、所定の単位数の未取得者は、第 2 年次に留年するものとする。
- 4 第 2 年次に留年できる年数は、入学時から通算して 6 年までとする。
- 5 第 3 年次への進級に必要な単位数の未取得者のうち、言語文化科目 2 単位以下の不足者に限り仮進

級を認める。

(授業科目)

第5条 授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目とする。

(必修科目、選択必修科目及び選択科目)

第6条 すべてのコースにおける分野・専門に共通の必修科目、選択必修科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。

2 各コースにおける分野・専門の必修科目、選択必修科目、選択科目及びその単位数は、別表第4のとおりとする。

3 「アジアの中の日本文化」プログラムにおける必修科目、選択必修科目、選択科目及びその単位数は別表第5の、並びに当該プログラムにおける専門科目は別表第6のとおりとする。

4 すべてのコースにおける分野・専門及び「アジアの中の日本文化」プログラムに共通の選択科目は、別表第7のとおりとする。

5 学生は、他の学部属する授業科目を選択科目として履修することができる。

6 学生は、毎学期の初めに、履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

(単位数の計算の基準)

第7条 授業科目の単位数の計算は、次のとおりとする。

一 講義及び演習は、15時間の講義又は演習をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技は、30時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。

(他の大学の授業科目の履修)

第8条 学生が入学前又は入学後に他の大学において修得した単位は、30単位を超えない範囲で、教授会の議を経て、卒業の要件となる単位として認定することができる。

(留学)

第9条 前条の規定は、学生が留学する場合に準用する。

第3章 成績評価及び卒業

(試験)

第10条 成績評価は、科目試験及び論文試験により行う。

2 科目試験は、授業科目の修了を証するために行い、成績は、S、A、B、C及びFとし、S、A、B及びCを合格として単位を与える。

3 論文試験は、第4年次の終わりに行う。

4 論文試験に合格した学生には、10単位を与える。

(試験の方法及び期日)

第11条 試験を行う方法及び期日については、あらかじめ公示する。

(追試験)

第12条 病気その他やむを得ない事由により、科目試験を受けなかった学生が、その試験に合格することによって、第3年次への進級資格又は卒業資格が得られる場合に限り、教授会の議を経て、追試験を行うことができる。ただし、全学教育科目については、名古屋大学全学教育科目規程の定めるところによる。

(卒業資格)

第13条 本学部を卒業するためには、専攻課程に所属する学生にあつては別表第3、別表第4及び別表第7に、「アジアの中の日本文化」プログラムを履修する学生にあつては別表第5、別表第6及び

別表第7に従って各授業科目を履修し、必修科目、選択必修科目、選択科目及び卒業論文を併せて、132単位以上を修得しなければならない。

第4章 転学部、転専門及び編入学

(転学部)

第14条 他の学部から本学部へ転学部を志望する者は、理由を付して学部長に願い出なければならない。

2 願い出の時期は、Ⅱ期末(1月)又はⅣ期末(1月)とする。

第15条 他の学部に転学部を志望する者は、理由を付して学部長に願い出なければならない。

(転専門)

第16条 主として履修する分野・専門の変更を希望する者は、毎学期末に理由を付して学部長に願い出なければならない。

(編入学)

第17条 第3年次に編入学した者の修業年限は2年とし、在学年限は4年とする。

2 前項の編入学者の休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 既修得単位の取扱いについては、教授会の議を経て、学部長が定める。

第5章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生の入学)

第18条 特別聴講学生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。

(科目等履修生の入学)

第19条 科目等履修生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。

(聴講生の入学)

第20条 聴講生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。

(研究生の定員)

第21条 研究生の定員は、70名とする。

(研究生の入学資格)

第22条 研究生の入学資格は、次のとおりとする。

- 一 大学の文学部又はこれに相当する学部を卒業した者
- 二 教授会において、前号と同等以上の学力があると認められた者

2 研究生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。

(研究生の在学期間)

第23条 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、学年の途中において入学した場合における在学期間は、当該学年末までとする。

2 在学期間が満了しても研究のため、なお引き続き在学しようとする者があるときは、学部長の許可を得て在学期間を延長することができる。

3 前項の場合、学部長は、教授会の議を経て許可する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前に入学した者については、この規程の施行前の名古屋大学文学部規程を適用する。

附 則（平成 19 年 2 月 7 日規程第 75 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 18 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 1 月 23 日規程第 70 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 18 日規程第 52 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 2 月 16 日規程第 62 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 12 月 7 日規程第 73 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 2 月 14 日規程第 103 号）

- 1 この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。ただし、この規程による改正後の第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに第 13 条（「専攻課程に所属する学生にあつては別表第 3，別表第 4 及び別表第 7 に」に改める部分に限る。）、別表第 1，別表第 3（「別表第 6」に改める部分を除く。）、別表第 4 及び別表第 7（「及び「アジアの中の日本文化」プログラム」を加える部分を除く。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項ただし書の規定により平成 26 年 4 月 1 日から施行される改正後の規定は、平成 26 年度以降に入学する者について適用し、平成 25 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 20 日規程第 12 号）

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年 9 月以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第1（第4条第2項関係）

分野・専門所属学生の第3年次への進級に必要な単位数

科目区分			必要単位数
専門基礎科目	基礎基盤科目のうち、人文学入門		2
全学基礎科目	基礎セミナー	基礎セミナーA	2
		基礎セミナーB	2
	言語文化	英語	8
		英語以外の外国語	10
		日本語(留学生のみ)	(10)
	健康・スポーツ科学	講義	2
		実習	2
小計			26
文系基礎科目			} 10
理系基礎科目			
文系教養科目			} 6
理系教養科目			
全学教養科目			
合計			44

別表第2（第4条第2項関係）

「アジアの中の日本文化」プログラム履修学生の第3年次への進級に必要な単位数

科目区分			必要単位数
全学基礎科目	基礎セミナー	基礎セミナーA	2
		基礎セミナーB	2
	言語文化	英語, ドイツ語, フランス語, ロシア語, 中国語, スペイン語, 朝鮮・韓国語及び日本語(言語文化科目の履修要件に関して必要な事項は, 別に定める)	18
	健康・スポーツ科学	講義	2
		実習	2
小計			26
文系基礎科目			} 10
理系基礎科目			
文系教養科目			} 6
理系教養科目			
全学教養科目			
合計			42

別表第3(第6条第1項及び第13条関係)

すべてのコースにおける分野・専門に共通の必修科目、選択必修科目及び単位数

科 目 区 分		必要単位数	
全 学 基 礎 科 目	基礎セミナー	基礎セミナーA	2
		基礎セミナーB	2
	言語文化	英 語	8
		英語以外の外国語	10
		日本語(留学生のみ)	(10)
	健康・ スポーツ科学	講 義	2
		実 習	2
小 計		26	
文系基礎科目		8	
理系基礎科目		4	
文系教養科目		4	
理系教養科目		4	
全学教養科目		2	
専 門 基 礎 科 目	基礎基盤科目のうち、人文学入門	2	
専 門 科 目	基礎基盤科目(選択必修)	2	
	基礎選択科目(選択必修)	2	
	学部共通実践科目	1	
	各分野で指定する専門科目	32	
	選択科目 他分野の専門科目、基礎基盤科目・基礎選択科目・学部共通実践科目を8単位以上含む	35	
	卒業論文	10	
小 計		82	
合 計		132	

各分野・専門の専門科目として開講する科目は、別表第4のとおりとする。

このほか、選択科目として履修できる科目は、

別表第4、別表第6及び別表第7に定める科目とする。

別表第4（第6条第2項及び第13条関係）

各コースにおける分野・専門の必修科目，選択必修科目選択科目及び単位数

文芸言語学コース	
言語学	
言語学概論 a	8 単位
言語学概論 b	
言語分析入門 a	
言語分析入門 b	
音声学講義 a	14 単位
音声学講義 b	
音韻論講義	
統語論講義 a	
統語論講義 b	
意味論講義 a	
意味論講義 b	
歴史言語学講義	
言語類型論講義	8 単位
言語対照演習 a	
言語対照演習 b	
個別言語演習 Ia	
個別言語演習 Ib	
個別言語演習 II	2 単位
ギリシア語 a	
ギリシア語 b	
ラテン語 a	
ラテン語 b	
イタリア語 a	
イタリア語 b	
スペイン語	
ロシア語	
中国語	
朝鮮・韓国語	
日本語学	
日本語学概論 I a	4 単位
日本語学概論 I b	
日本語学概論 II a	
日本語学概論 II b	
日本文学研究法 a	4 単位
日本文学研究法 b	
日本文学概論 a	
日本文学概論 b	
言語学概論 a	
言語学概論 b	
日本語学研究法 a	4 単位
日本語学研究法 b	

文学部規程

日本語学史 a	8 単位
日本語学史 b	
日本語文体史 a	
日本語文体史 b	
日本語文法史 a	
日本語文法史 b	
日本語学講義 I a	
日本語学講義 I b	
日本語学講義 II	
日本語学講義 III	
日本語学演習 I a	8 単位
日本語学演習 I b	
日本語学演習 II a	
日本語学演習 II b	
日本語学演習 III a	
日本語学演習 III b	
日本語学演習 IV	
日本文学講義 I a	4 単位
日本文学講義 I b	
日本文学講義 II a	
日本文学講義 II b	
日本文学講義 III a	
日本文学講義 III b	
日本文学講義 IV a	
日本文学講義 IV b	
日本文学講義 V a	
日本文学講義 V b	
日本文学演習 I a	
日本文学演習 I b	
日本文学演習 II a	
日本文学演習 II b	
日本文学	
日本文学研究法 a	4 単位
日本文学研究法 b	
日本文学概論 a	4 単位
日本文学概論 b	
日本語学概論 I a	
日本語学概論 I b	
日本語学概論 II a	
日本語学概論 II b	
日本近現代文学史概説	
日本近現代文学研究入門	
日本文学特殊講義 I a	4 単位
日本文学特殊講義 I b	
日本文学特殊講義 II a	
日本文学特殊講義 II b	

文学部規程

日本文学講義 I a	8 単位
日本文学講義 I b	
日本文学講義 II a	
日本文学講義 II b	
日本文学講義 III a	
日本文学講義 III b	
日本文学講義 IV a	
日本文学講義 IV b	
日本文学講義 V a	
日本文学講義 V b	
日本文学発展演習 I a	4 単位
日本文学発展演習 I b	
日本文学発展演習 II a	
日本文学発展演習 II b	
日本文学演習 I a	4 単位
日本文学演習 I b	
日本文学演習 II a	
日本文学演習 II b	
日本語学講義 I a	4 単位
日本語学講義 I b	
日本語学講義 II	
日本語学講義 III	
日本語学演習 I a	
日本語学演習 I b	
日本語学演習 II a	
日本語学演習 II b	
日本語学演習 III a	
日本語学演習 III b	
日本語学演習 IV	
日本近現代文学講義 I	
日本近現代文学講義 II	
日本近現代文学演習 I	
日本近現代文学演習 II	
英語学	
英語学概論 a	4 単位
英語学概論 b	
生成文法入門 a	4 単位
生成文法入門 b	
英語音声学 a	24 単位
英語音声学 b	
英語学演習 I a	
英語学演習 I b	
英語学演習 II a	
英語学演習 II b	
英語学講義 I a	
英語学講義 I b	
英語学講義 II a	
英語学講義 II b	
英語史 a	
英語史 b	

文学部規程

英米文学	
英米文学基礎演習 a	8 単位
英米文学基礎演習 b	
英語圏文化入門 a	
英語圏文化入門 b	
英米文学研究入門 a	
英米文学研究入門 b	
英米文化基礎演習 a	
英米文化基礎演習 b	
英米文学概論 a	
英米文学概論 b	
近代イギリス文学演習 a	22 単位
近代イギリス文学演習 b	
イギリス小説講読 a	
イギリス小説講読 b	
イギリス小説演習 a	
イギリス小説演習 b	
アメリカ文学史 a	
アメリカ文学史 b	
アメリカ文学講読 a	
アメリカ文学講読 b	
英米文学講読 a	
英米文学講読 b	
英米文学演習 a	
英米文学演習 b	
イギリス・アメリカの児童文学研究	指導教員の担当する科目を履修しなければならない。
Thesis Writing Ia	
Thesis Writing Ib	
Thesis Writing IIa	
Thesis Writing IIb	
Thesis Writing IIIa	
Thesis Writing IIIb	
Thesis Writing IVa	
Thesis Writing IVb	
Thesis Writing Va	
Thesis Writing Vb	
ドイツ語ドイツ文学	
ドイツ文学基礎演習 a	10 単位
ドイツ文学基礎演習 b	
ドイツ文化学基礎演習 Ia	
ドイツ文化学基礎演習 Ib	
ドイツ文化学基礎演習 II	
ドイツ語学基礎演習 a	
ドイツ語学基礎演習 b	
ドイツ文学講義 Ia	22 単位
ドイツ文学講義 Ib	
ドイツ文学講義 IIa	
ドイツ文学講義 IIb	
ドイツ文学演習 Ia	
ドイツ文学演習 Ib	
ドイツ文学演習 IIa	

文学部規程

ドイツ文学演習Ⅱb	前ページより 続く
ドイツ文化学講義Ⅰa	
ドイツ文化学講義Ⅰb	
ドイツ文化学講義Ⅱa	
ドイツ文化学講義Ⅱb	
ドイツ文化学演習Ⅰa	
ドイツ文化学演習Ⅰb	
ドイツ文化学演習Ⅱa	
ドイツ文化学演習Ⅱb	
ドイツ語学講義 a	
ドイツ語学講義 b	
ドイツ語学演習 a	
ドイツ語学演習 b	
フランス語フランス文学	
フランス語学基礎演習Ⅰa	8 単位
フランス語学基礎演習Ⅰb	
フランス文学基礎演習 a	
フランス文学基礎演習 b	
フランス語学基礎演習Ⅱa	
フランス語学基礎演習Ⅱb	
フランス文学講義Ⅰ	24 単位
フランス文学講義Ⅱ	
フランス文学演習Ⅰ	
フランス文学演習Ⅱ	
フランス語学講義Ⅰ	
フランス語学講義Ⅱ	
フランス語学演習Ⅰ	
フランス語学演習Ⅱ	
フランス文化学講義Ⅰa	
フランス文化学講義Ⅰb	
フランス文化学講義Ⅱa	
フランス文化学講義Ⅱb	
フランス文学講読Ⅰa	
フランス文学講読Ⅰb	
フランス文学講読Ⅱa	
フランス文学講読Ⅱb	
中国語中国文学	
中国語学概論 a	4 単位
中国語学概論 b	
中国文学概論 a	
中国文学概論 b	
中国語学文学基礎演習Ⅰa	4 単位
中国語学文学基礎演習Ⅰb	
中国語学文学基礎演習Ⅱa	
中国語学文学基礎演習Ⅱb	
現代中国語学講義	8 単位
中国古典語学講義	
中国近現代文学講義	
中国古典文学講義Ⅰ	
中国古典文学講義Ⅱ	

文学部規程

現代中国語学演習 a	10 単位	
現代中国語学演習 b		
中国古典語学演習		
中国古典文学演習 I		
中国古典文学演習 II		
中国近現代文学演習		
中国語	2 単位	
中国哲学専門分野の科目	4 単位	
文芸・言語学コースの他分野・専門で開講する 専門科目		
哲学倫理学コース		
哲学		
哲学概論 I	4 単位	
哲学概論 II		
倫理学概論 I		
倫理学概論 II		
西洋哲学史概説 I	6 単位	
西洋哲学史概説 II		
西洋哲学史概説 III		
西洋哲学史概説 IV		
ギリシア語 a	4 単位	
ギリシア語 b		
ラテン語 a		
ラテン語 b		
哲学・倫理学演習 I	18 単位	
哲学・倫理学演習 II		
哲学・倫理学演習 III		
哲学・倫理学演習 IV		
西洋哲学史演習 I		
西洋哲学史演習 II		
西洋哲学史演習 III		
西洋哲学史演習 IV		
哲学・倫理学講読 I		
哲学・倫理学講読 II		
西洋哲学史講読 I		
西洋哲学史講読 II		
哲学・倫理学総合発展演習 I		
哲学・倫理学総合発展演習 II		
西洋古典学		
西洋古典学概論 a		8 単位
西洋古典学概論 b		
西洋古典文学史概説 a		
西洋古典文学史概説 b		
西洋哲学史概説 I		
西洋哲学史概説 II		
西洋哲学史概説 III		
西洋哲学史概説 IV		
ギリシア語 a	8 単位	
ギリシア語 b		
ラテン語 a		
ラテン語 b		

文学部規程

西洋古典学セミナーa	4 単位
西洋古典学セミナーb	
西洋古典学講義 a	4 単位
西洋古典学講義 b	
ギリシア古典演習 a	4 単位
ギリシア古典演習 b	
ローマ古典演習 a	
ローマ古典演習 b	
ギリシア語学演習 a	4 単位
ギリシア語学演習 b	
ラテン語学演習 a	
ラテン語学演習 b	
中国哲学	
中国哲学史概論 I a	6 単位
中国哲学史概論 I b	
中国哲学史概論 II a	
中国哲学史概論 II b	
中国哲学史講義 I a	6 単位
中国哲学史講義 I b	
中国哲学史講義 II	
中国哲学史演習 I a	12 単位
中国哲学史演習 I b	
中国哲学史演習 II a	
中国哲学史演習 II b	
中国哲学史講読 a	2 単位
中国哲学史講読 b	
中国語	2 単位
中国文学概論 a	4 単位
中国文学概論 b	
中国古典文学講義 I	
中国古典文学講義 II	
中国古典文学演習 I	
中国古典文学演習 II	
インド文化学概論 a	
インド文化学概論 b	
インド文化学講義 a	
インド文化学講義 b	
インド哲学	
インド文化学概論 a	8 単位
インド文化学概論 b	
インド文化学入門演習 a	
インド文化学入門演習 b	
インド文化学基礎演習	
インド文化学講義 a	4 単位
インド文化学講義 b	
インド文化学演習 I a	12 単位
インド文化学演習 I b	
インド文化学演習 II a	
インド文化学演習 II b	
インド文化学演習 III	

文学部規程

インド文化学総合演習 a	4 単位
インド文化学総合演習 b	
哲学概論 I	4 単位
哲学概論 II	
倫理学概論 I	
倫理学概論 II	
西洋哲学史概説 I	
西洋哲学史概説 II	
西洋哲学史概説 III	
西洋哲学史概説 IV	
中国哲学史概論 I a	
中国哲学史概論 I b	
中国哲学史概論 II a	
中国哲学史概論 II b	
中国哲学史講義 I a	
中国哲学史講義 I b	
中国哲学史講義 II	
歴史学・人類学コース	
※基礎選択科目のうち「史学概論」2 単位を必修とする。	
日本史学	
日本史概論	8 単位
日本古代史史料学概説	
日本中世史史料学概説	
日本近世史史料学概説	
日本近・現代史史料学概説	
日本古代史史料学基礎演習	4 単位
日本中世史史料学基礎演習	
日本近世史史料学基礎演習	
日本近・現代史史料学基礎演習	2 単位
日本史論文基礎演習 I	
日本史論文基礎演習 II	
日本史論文基礎演習 III	
日本史論文基礎演習 IV	8 単位
日本古代史講義	
日本中世史講義	
日本近世史講義	
日本近・現代史講義	6 単位
日本古代史学演習 a	
日本古代史学演習 b	
日本中世史学演習 a	
日本中世史学演習 b	
日本近世史学演習 a	
日本近世史学演習 b	
日本近・現代史学演習 a	
日本近・現代史学演習 b	
日本史史料学演習 a	
日本史史料学演習 b	
日本史学卒業論文演習	
文化資源学演習 I	2 単位
文化資源学演習 II	
文化資源学演習 III	

文学部規程

日本史博物館実習Ⅰ	1 単位 (選択科目)
日本史博物館実習Ⅱ	1 単位 (選択科目)
歴史学・人類学コースの他分野・専門で開講する専門科目	2 単位
東洋史学	
東洋史概論Ⅰ	2 単位
東洋史概論Ⅱ	2 単位
東洋史学基礎演習Ⅰ	2 単位
東洋史学基礎演習Ⅱ	2 単位
東洋史学基礎演習Ⅲ	2 単位
中国語	2 単位
中国史講義Ⅰ	8 単位
中国史講義Ⅱ	
中国史講義Ⅲ	
東南アジア史講義	
西南アジア史講義	
中国史史料講読 a	10 単位
中国史史料講読 b	
中国史演習Ⅰ a	
中国史演習Ⅰ b	
中国史演習Ⅱ a	
中国史演習Ⅱ b	
中国史外書講読 a	
中国史外書講読 b	
東南アジア史英書講読 a	
東南アジア史英書講読 b	
東南アジア史演習 a	
東南アジア史演習 b	
東洋史学卒業論文演習	
西洋史学	
西洋史概論	10 単位
西洋史基礎演習Ⅰ a	
西洋史基礎演習Ⅰ b	
西洋史基礎演習Ⅱ a	
西洋史基礎演習Ⅱ b	
西洋史基礎演習Ⅲ a	
西洋史基礎演習Ⅲ b	
西洋史基礎演習Ⅳ a	
西洋史基礎演習Ⅳ b	
西洋史基礎演習Ⅴ a	
西洋史基礎演習Ⅴ b	
西洋史講義Ⅰ a	14 単位
西洋史講義Ⅰ b	
西洋史講義Ⅱ a	
西洋史講義Ⅱ b	
西洋史講義Ⅲ a	
西洋史講義Ⅲ b	

文学部規程

西洋史講義Ⅳa	前ページより 続く	
西洋史講義Ⅳb		
西洋史講義Ⅴa		
西洋史講義Ⅴb		
西洋史演習Ⅰa	8 単位	
西洋史演習Ⅰb		
西洋史演習Ⅱa		
西洋史演習Ⅱb		
西洋史演習Ⅲa		
西洋史演習Ⅲb		
西洋史演習Ⅳa		
西洋史演習Ⅳb		
西洋史演習Ⅴa		
西洋史演習Ⅴb		
西洋史演習Ⅵa		
西洋史演習Ⅵb		
美学美術史学		
美術史概論		4 単位
美術史講義Ⅰa	12 単位	
美術史講義Ⅰb		
美術史講義Ⅱ		
美術史講義Ⅲ		
美術史講義Ⅳ		
美術史講義Ⅴ		
美術史講義Ⅵ		
美術史講義Ⅶa		
美術史講義Ⅶb	8 単位	
美術史講読Ⅰa		
美術史講読Ⅰb		
美術史講読Ⅱa		
美術史講読Ⅱb		
美術史講読Ⅲa		
美術史講読Ⅲb	6 単位	
美術史演習 a		
美術史演習 b	2 単位	
美術史実習Ⅰa		
美術史実習Ⅰb		
美術史実習Ⅱa		
美術史実習Ⅱb	考古学	
考古学		
考古学概論Ⅰ		4 単位
考古学概論Ⅱ		
考古学実習Ⅰa		8 単位
考古学実習Ⅰb		
考古学実習Ⅱa		
考古学実習Ⅱb		
考古博物館実習Ⅰa		
考古博物館実習Ⅰb		
考古博物館実習Ⅱa		
考古博物館実習Ⅱb		
考古学基礎演習	8 単位	

文学部規程

考古学講読 I	前ページより 続く
考古学講読 II	
考古学演習 I	
考古学演習 II	
考古学演習 III a	
考古学演習 III b	
考古学講義 I	6 単位
考古学講義 II	
考古学講義 III a	
考古学講義 III b	
考古学講義 IV	
文化資源学演習 I	2 単位
文化資源学演習 II	
文化資源学演習 III	
歴史学・人類学コースの他分野・専門で開講する専門科目	4 単位
文化人類学	
文化人類学概論 I	4 単位
文化人類学概論 II	
文化人類学概論 III	
文化人類学入門演習 I	4 単位
文化人類学入門演習 II	
文化人類学フィールド入門実習 I	
文化人類学フィールド入門実習 II	
日本思想文化入門演習 I	
日本思想文化入門演習 II	
文化人類学講義 I	4 単位
文化人類学講義 II	
文化人類学講義 III	
日本思想文化論	
文化遺産研究概論	
文化人類学講読 I	4 単位
文化人類学講読 II	
文化人類学講読 III	
文化人類学フィールド実習 I a	8 単位
文化人類学フィールド実習 I b	
文化人類学フィールド実習 II a	
文化人類学フィールド実習 II b	
日本文化フィールドワーク実習 a	
日本文化フィールドワーク実習 b	
文化人類学演習 I a	8 単位
文化人類学演習 I b	
文化人類学演習 II a	
文化人類学演習 II b	
文化人類学演習 III a	
文化人類学演習 III b	
文化遺産研究演習 I	
文化遺産研究演習 II	
環境行動学コース	
社会学	
社会学概論 I	4 単位

文学部規程

社会学概論Ⅱ	前ページより 続く
社会学概論Ⅲ	
社会学概論Ⅳ	
社会学実習	2 単位
社会学講義Ⅰa	10 単位
社会学講義Ⅰb	
社会学講義Ⅱa	
社会学講義Ⅱb	
社会学講義Ⅲa	
社会学講義Ⅲb	
社会学講義Ⅳa	
社会学講義Ⅳb	
社会学講読Ⅰ	6 単位
社会学講読Ⅱ	
社会学講読Ⅲ	
社会学講読Ⅳ	
社会学演習Ⅰa	10 単位
社会学演習Ⅰb	
社会学演習Ⅱa	
社会学演習Ⅱb	
社会学演習Ⅲa	
社会学演習Ⅲb	
社会学演習Ⅳa	
社会学演習Ⅳb	
心理学	
心理学概論Ⅰ	4 単位
心理学概論Ⅱ	
心理学講義Ⅰ	10 単位
心理学講義Ⅱ	
心理学講義Ⅲ	
心理学講義Ⅳ	
心理学講義Ⅴ	
心理学講義Ⅵ	
心理学講義Ⅶ	
心理学講義Ⅷ	
心理学講読Ⅰ	4 単位
心理学講読Ⅱ	
心理学講読Ⅲ	
心理学講読Ⅳ	
心理学実験演習Ⅰ	6 単位
心理学実験演習Ⅱ	
心理学実験演習Ⅲ	
心理学実験演習Ⅳ	
心理学基礎実験演習Ⅰ	
心理学基礎実験演習Ⅱ	
心理学特殊実験演習Ⅰ	8 単位
心理学特殊実験演習Ⅱ	
心理学特殊実験演習Ⅲ	
心理学特殊実験演習Ⅳ	
心理学特殊実験演習Ⅴ	
心理学特殊実験演習Ⅵ	

文学部規程

心理学特殊実験演習Ⅶ	前ページより 続く
心理学特殊実験演習Ⅷ	
心理学特殊実験演習Ⅸ	
心理学特殊実験演習Ⅹ	
地理学	
地理学実習Ⅰ	4 単位
地理学実習Ⅱ	
地理学概論Ⅰ	6 単位
地理学概論Ⅱ	
地理学概論Ⅲ	
地理学基礎演習	8 単位
地理学演習Ⅰa	
地理学演習Ⅰb	
地理学演習Ⅱa	
地理学演習Ⅱb	
地理学演習Ⅲ	
地理学演習Ⅳ	
地理学講読a	4 単位
地理学講読b	
地理学講義Ⅰ	10 単位
地理学講義Ⅱ	
地理学講義Ⅲ	
地理学講義Ⅳ	
地理学講義Ⅴ	
地理学講義Ⅵ	
地理学講義Ⅶ	
地理学講義Ⅷ	
地理学講義Ⅸ	
地理学講義Ⅹ	

別表第5（第6条第3項及び第13条関係）

「アジアの中の日本文化」プログラムにおける必修科目、
 選択必修科目、選択科目及びその単位数

科目区分			必要単位数
全学基礎科目	基礎セミナー	基礎セミナーA	2
		基礎セミナーB	2
	言語文化	英語, ドイツ語, フランス語, ロシア語, 中国語, スペイン語, 朝鮮・韓国語及び日本語(言語文化科目の履修要件に関して必要な事項は, 別に定める)	18
	健康・スポーツ科学	講義	2
		実習	2
	小計		26
文系基礎科目			8
理系基礎科目			4
文系教養科目			4
理系教養科目			4
全学教養科目			2
専門科目	選択必修科目	A群	4
		B群	12
		C群	4
		D群	4
		E群	4
		F群	4
	選択科目		42
	卒業論文		10
小計		84	
合計			132

「アジアの中の日本文化」プログラムの専門科目として開講する科目は、別表第6のとおりとする。
 このほか、選択科目として履修できる科目は、別表第4、別表第6及び別表第7に定める科目とする。

別表第6（第6条第3項及び第13条関係）

「アジアの中の日本文化」プログラムにおける専門科目

A群	論文作成入門 文化・歴史研究方法入門
B群	日本語概説 日本文化とコミュニケーション 文化理論入門 近代日本史入門 近代東アジア史入門 近代日本文学入門 映画史入門 アジア映像文化入門
C群	合同演習:アジアの中の日本文化 I 合同演習:アジアの中の日本文化 II
D群	社会的行為と言語 思想史 中世日本文化 近世日本文化 中国・日本の印刷文化 近代日本文化とアジア 近代日本史購読 世界史の中の東アジア 近代日本史への新視点
E群	文学理論 批評理論 古典日本文学 近世日本文学 文学テキスト分析 日本文学と翻訳 文学と東アジア 日本文学とジェンダー トランスナショナル／マイノリティ文学 近代日本文学への新視点
F群	映像テキスト分析 古典映像理論 現代映像理論 1945年以前の日本映画 1945年以後の日本映画 1945年以前のアジア映画 1945年以後のアジア映画 映像学への新視点 視覚文化テキスト分析 日本の視覚文化

別表第7（第6条第4項及び第13条関係）

すべてのコースにおける分野・専門及び「アジアの中の日本文化」

プログラムに共通の必修・選択必修及び選択科目

専門基礎科目		人文学入門Ⅰ 人文学入門Ⅱ 人文学入門Ⅲ 人文学入門Ⅳ
専門科目	基礎基盤科目	日本文化事情 異文化理解 人間と倫理
	基礎選択科目	日本語教育学入門 a 日本語教育学入門 b 英語教育学入門 日本近現代文学史概説 日本近現代文学研究入門 史学概論 映像批評分析論講義 現代映像理論講義 映像研究方法演習 古典映像理論講義 ジェンダー学基礎演習Ⅰ ジェンダー学基礎演習Ⅱ ラテン語a ラテン語b ギリシア語a ギリシア語b 文化資源学演習Ⅰ 文化資源学演習Ⅱ 文化資源学演習Ⅲ 環境行動学基礎
	学部共通実践科目	人文学の学生のための情報リテラシー 生涯学習概論 博物館概論
	共通選択科目	博物館経営論 博物館資料論 博物館資料保存論 博物館展示論 博物館教育論 博物館情報・メディア論 一般博物館実習（見学実習）

文学部規程

一般博物館実習(実務実習)
一般博物館実習(館園実習)
日本近現代文学講義 I
日本近現代文学講義 II
日本近現代文学演習 I
日本近現代文学演習 II
電子テキスト学 I a
電子テキスト学 I b
電子テキスト学 II a
電子テキスト学 II b
電子テキスト学 III a
電子テキスト学 III b
電子テキスト学 IV
情報学演習
テキストと文化
書道 I
書道 II
サンスクリット語 a
サンスクリット語 b
パーリ語
イタリア語 a
イタリア語 b
人文学基礎演習 Ia
人文学基礎演習 Ib
人文学基礎演習 IIa
人文学基礎演習 IIb
人文学基礎演習 IIIa
人文学基礎演習 IIIb
人文学基礎演習 IVa
人文学基礎演習 IVb
人文学基礎演習 Va
人文学基礎演習 Vb
人文学の諸相 Ia
人文学の諸相 Ib
人文学の諸相 IIa
人文学の諸相 IIb
人文学の諸相 IIIa
人文学の諸相 IIIb

名古屋大学大学院人文学研究科規程

制 定 平成 29 年 4 月 1 日

○名古屋大学大学院人文学研究科規程

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学大学院人文学研究科（以下「研究科」という。）における目的，教育課程，授業，研究指導，成績評価等（以下「研究科の教育」という。）については，名古屋大学大学院通則（平成 16 年度通則第 2 号）及び名古屋大学大学院共通科目規程（平成 22 年度規程第 47 号。以下「大学院共通科目規程」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか，研究科の教育に関し必要な事項は，研究科教授会の議を経て，研究科長が定める。

(目的)

第 2 条 研究科は，人文学における学術的知識及び理論並びにその応用を教授研究し，それらの深奥を究め，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより，文化の進展に寄与するとともに，人文学分野の研究者，高度専門職業人を養成することを目的とする。

(コース及び専門並びにプログラム)

第 3 条 人文学専攻に置く履修上の学位プログラム，コース及び分野・専門は，次のとおりとする。

学位プログラム	コース	分野・専門
言語文化系	文芸言語学	言語学，日本語学，日本文学，英語学，英米文学，ドイツ語ドイツ文学，フランス語フランス文学，中国語中国文学，日本語教育学，英語教育学，応用日本語学
	哲学倫理学	哲学，西洋古典学，中国哲学，インド哲学
歴史文化系	歴史学・人類学	日本史学，東洋史学，西洋史学，美学美術史学，考古学，文化人類学
	総合文化学	映像学，日本文化学，文化動態学，ジェンダー学

人文学研究科規程

英語高度専門職業人	英語高度専門職業人	
多文化共生系	国際・地域共生促進	

2 前項に定めるもののほか、研究科の博士課程前期課程の人文学専攻に、国際プログラム群に係る言語学・文化研究プログラム及び「アジアの中の日本文化」プログラムを置く。

(授業科目及び単位数)

第4条 基礎基盤科目及び基礎選択科目の授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

2 各学位プログラム及び各コースにおける分野・専門並びに国際プログラム群に係る言語学・文化研究プログラム及び「アジアの中の日本文化」プログラムの授業科目（以下「専門科目」という。）及びその単位数は、別表のとおりとする。

3 各授業科目の単位数の計算の基準は、研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。
(履修基準)

第5条 前期課程においては、前期課程の科目として指定された専門科目 20 単位以上並びに基礎基盤科目のうち人文学基礎、リサーチ・倫理・情報リテラシー及び他の基礎基盤科目 2 単位以上を含む 30 単位以上、後期課程においては、後期課程の科目として指定された各分野・専門の授業科目のうちから博士論文研究 12 単位を含む 12 単位以上を修得し、研究指導を受けなければならない。なお、前期課程の 30 単位の中には、基礎選択科目を含むことができる。

2 後期課程の学生については、研究科教授会の議を経て、研究科長が必要と認めたときは、前期課程の科目として指定された授業科目を履修し、所定の単位を修得することができる。

(指導教員)

第6条 入学又は進学を許可された者には、それぞれ指導教員を定める。

2 指導教員は、1 名以上とし、必要に応じて、他の分野・専門又は他の研究科の教員を加えることができる。

(研究指導の方法)

第7条 前期課程及び後期課程の研究指導の方法については、研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

(学修計画)

第8条 入学又は進学を許可された者は、第5条の履修基準により、指導教員の指導の下に、1 月以内に学修計画を作成し、研究科長に提出しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条 学生が研究科に入学する前に大学院において授業科目を履修し、修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、課程修了に必要な単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定方法は、研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

(他の研究科等の授業科目の履修)

第 10 条 研究科長が必要と認めるときは、前期課程の学生は、他の研究科又は学部の授業科目を履修することができ、他の研究科又は学部で履修し、修得した単位は、課程修了に必要な単位として認定することができる。

2 研究科長が必要と認めるときは、前期課程の学生は、前項のほか、大学院共通科目規程に定める授業科目を履修することができ、修得した単位は、課程修了に必要な単位として認定することができる。

3 前 2 項の単位の認定方法は、研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

(他の大学院の授業科目の履修)

第 11 条 研究科長が必要と認めるときは、学生が他の大学院において授業科目を履修し、修得した単位を、10 単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定方法は、研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

(他の大学院等における研究指導)

第 12 条 研究科長が必要と認めるときは、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。

2 前項の研究指導の認定方法その他必要事項は、研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

(留学)

第 13 条 前 2 条の規定は、学生が留学する場合に準用する。

(成績評価及び学位試験等)

第 14 条 成績評価は、授業科目の試験及び学位試験により行う。

2 授業科目の試験は、授業科目の修了を証するために行い、その成績は、A, B, C 及び D とし、A, B 及び C を合格とする。

3 論文審査及び学術試験は、名古屋大学学位規程（平成 16 年度規程第 104 号）の定めるところにより行う。

4 修士の学位論文は、学修計画によって分野・専門の所定の授業科目の単位を修得し、研究指導を受けた後、研究科長が定めた日までに提出しなければならない。

5 博士の学位論文は、学修計画によって分野・専門の所定の授業科目の単位を修得し、研究指導を受けた後、提出することができる。ただし、特に優れた研究業績を挙げた者については、後期課程に 1 年以上在学すれば、提出できるものとする。

第 15 条 授業科目の試験及び学位試験の時期、方法その他必要な事項は、あらかじめ公示する。

(追試験)

第 16 条 病気その他やむを得ない事由により授業科目の試験を受けることができなかつた

人文学研究科規程

者は、その試験に合格することによって、論文提出の資格が得られる場合に限り、研究科教授会の議を経て、追試験を受けることができる。

(転入学者の既修得単位)

第17条 他の大学院から転入学した者の既修得単位の認定については、研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

(大学院特別聴講学生)

第18条 大学院特別聴講学生の入学は、研究科教授会において選考の上、研究科長が許可する。

(科目等履修生)

第19条 科目等履修生の入学は、研究科教授会において選考の上、研究科長が許可する。

2 科目等履修生の在学期間は、履修しようとする授業科目について、授業の行われる期間とする。

3 科目等履修生の履修科目における単位の認定等は、第4条及び第14条から第15条までの規定を準用する。

(特別研究学生)

第20条 特別研究学生の入学は、研究科教授会において選考の上、研究科長が許可する。

(大学院研究生)

第21条 大学院研究生の定員は、30名とする。

第22条 大学院研究生の入学資格は、次のとおりとする。

- 一 修士の学位を有する者
- 二 研究科教授会において、前号と同等以上の学力があると認められた者
- 三 その他特別の理由によって研究科教授会が適当と認めた者

2 大学院研究生の入学は、研究科教授会において選考の上、研究科長が許可する。

第23条 大学院研究生の在学期間は、1年とする。ただし、学年の途中において入学した場合における在学期間は、当該学年末までとする。

2 在学期間が満了しても研究のため、なお引き続き在学しようとする者は、研究科長に願出しなければならない。

3 前項の場合、研究科長は、研究科教授会の議を経て許可する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（基礎基盤科目，基礎選択科目及び専門科目の授業科目及びその単位数）

（※を付した科目は、後期課程の授業科目であり、それ以外の科目は前期課程の授業科目である。）

基礎基盤科目

人文学基礎	講義	1 単位
リサーチ・倫理・情報リテラシー	講義	1 単位
テキスト学Ⅰ	講義	2 単位
テキスト学Ⅱ	講義	2 単位
文化資源学研究Ⅰ	演習	2 単位
文化資源学研究Ⅱ	演習	2 単位
文化資源学研究Ⅲ	演習	2 単位
文化資源学研究Ⅳ	講義	2 単位
比較社会文化論	講義	2 単位
英語学術論文演習 a	演習	2 単位
英語学術論文演習 b	演習	2 単位

基礎選択科目

日本語論文作成法Ⅰa	演習	2 単位
日本語論文作成法Ⅰb	演習	2 単位
日本語論文作成法Ⅱa	演習	2 単位
日本語論文作成法Ⅱb	演習	2 単位
ギリシア語 a	演習	2 単位
ギリシア語 b	演習	2 単位
ラテン語 a	演習	2 単位
ラテン語 b	演習	2 単位
人文学社会連携演習	演習	2 単位

専門科目

言語文化系学位プログラム

文芸言語学コース

言語学分野・専門

音声学研究 a	講義	2 単位
音声学研究 b	講義	2 単位
音韻論研究	講義	2 単位
統語論研究 a	講義	2 単位
統語論研究 b	講義	2 単位

人文学研究科規程

意味論研究 I a	講義	2 単位
意味論研究 I b	講義	2 単位
意味論研究 II	講義	2 単位
歴史言語学研究 I	講義	2 単位
歴史言語学研究 II	講義	2 単位
言語対照基礎演習 I	演習	2 単位
言語対照基礎演習 II	演習	2 単位
言語類型論研究	講義	2 単位
個別言語基礎演習 I a	演習	2 単位
個別言語基礎演習 I b	演習	2 単位
個別言語基礎演習 II	演習	2 単位
音声学特殊研究	講義	2 単位
言語類型論特殊研究	講義	2 単位
言語学特殊研究 I a	講義	2 単位
言語学特殊研究 I b	講義	2 単位
言語学特殊研究 II a	講義	2 単位
言語学特殊研究 II b	講義	2 単位
言語学特殊研究 III	講義	2 単位
言語学特殊研究 IV	講義	2 単位
言語学特殊研究 V a	講義	2 単位
言語学特殊研究 V b	講義	2 単位
個別言語総合演習 I a	演習	2 単位
個別言語総合演習 I b	演習	2 単位
個別言語総合演習 II	演習	2 単位
個別言語総合演習 III	演習	2 単位
個別言語総合演習 IV a	演習	2 単位
個別言語総合演習 IV b	演習	2 単位
※博士論文研究 a	演習	2 単位
※博士論文研究 b	演習	2 単位
日本語学分野・専門		
日本語学史特論 a	講義	2 単位
日本語学史特論 b	講義	2 単位
日本語文体史特論 a	講義	2 単位
日本語文体史特論 b	講義	2 単位
日本語文法史特論 a	講義	2 単位
日本語文法史特論 b	講義	2 単位

人文学研究科規程

日本語学特殊研究 I a	講義	2 単位
日本語学特殊研究 I b	講義	2 単位
日本語学特殊研究 II	講義	2 単位
日本語学特殊研究 III	講義	2 単位
日本語学基礎演習 I a	演習	2 単位
日本語学基礎演習 I b	演習	2 単位
日本語学基礎演習 II a	演習	2 単位
日本語学基礎演習 II b	演習	2 単位
日本語学基礎演習 III a	演習	2 単位
日本語学基礎演習 III b	演習	2 単位
日本語学基礎演習 VI	演習	2 単位
日本語学総合演習 a	演習	2 単位
日本語学総合演習 b	演習	2 単位
日本語学発展演習 I a	演習	2 単位
日本語学発展演習 I b	演習	2 単位
日本語学発展演習 II	演習	2 単位
※博士論文研究 I a	演習	2 単位
※博士論文研究 I b	演習	2 単位
※日本語学特別研究 I a	演習	2 単位
※日本語学特別研究 I b	演習	2 単位
※日本語学特別研究 II	演習	2 単位
日本文学分野・専門		
日本文学先端研究 I a	講義	2 単位
日本文学先端研究 I b	講義	2 単位
日本文学先端研究 II a	講義	2 単位
日本文学先端研究 II b	講義	2 単位
日本文学特論 I a	講義	2 単位
日本文学特論 I b	講義	2 単位
日本文学特論 II a	講義	2 単位
日本文学特論 II b	講義	2 単位
日本文学特論 III a	講義	2 単位
日本文学特論 III b	講義	2 単位
日本文学特論 IV a	講義	2 単位
日本文学特論 IV b	講義	2 単位
日本文学特論 V a	講義	2 単位
日本文学特論 V b	講義	2 単位

人文学研究科規程

日本文学先端演習 I a	演習	2 単位
日本文学先端演習 I b	演習	2 単位
日本文学先端演習 II a	演習	2 単位
日本文学先端演習 II b	演習	2 単位
日本文学基礎演習 I a	演習	2 単位
日本文学基礎演習 I b	演習	2 単位
日本文学基礎演習 II a	演習	2 単位
日本文学基礎演習 II b	演習	2 単位
日本文学総合演習 a	演習	2 単位
日本文学総合演習 b	演習	2 単位
※博士論文研究 II a	演習	2 単位
※博士論文研究 II b	演習	2 単位
英語学分野・専門		
英語学特殊研究 I a	講義	2 単位
英語学特殊研究 I b	講義	2 単位
英語学特殊研究 II a	講義	2 単位
英語学特殊研究 II b	講義	2 単位
共時英語学基礎演習 a	演習	2 単位
共時英語学基礎演習 b	演習	2 単位
通時英語学研究 I a	演習	2 単位
通時英語学研究 I b	演習	2 単位
通時英語学研究 II a	演習	2 単位
通時英語学研究 II b	演習	2 単位
英語学理論講義 a	講義	2 単位
英語学理論講義 b	講義	2 単位
英語学特論 a	演習	2 単位
英語学特論 b	演習	2 単位
英語学総合演習 a	演習	2 単位
英語学総合演習 b	演習	2 単位
共時英語学演習 I a	演習	2 単位
共時英語学演習 I b	演習	2 単位
共時英語学演習 II a	演習	2 単位
共時英語学演習 II b	演習	2 単位
英語学理論演習 a	演習	2 単位
英語学理論演習 b	演習	2 単位
※博士論文研究 I a	演習	2 単位

人文学研究科規程

※博士論文研究Ⅰb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅱa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅱb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅲa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅲb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅳa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅳb	演習	2 単位
※英語学特別研究 a	演習	2 単位
※英語学特別研究 b	演習	2 単位
英米文学分野・専門		
近代英文学基礎演習 a	演習	2 単位
近代英文学基礎演習 b	演習	2 単位
イギリス小説研究Ⅰa	演習	2 単位
イギリス小説研究Ⅰb	演習	2 単位
イギリス小説研究Ⅱa	演習	2 単位
イギリス小説研究Ⅱb	演習	2 単位
アメリカ文学研究 a	講義	2 単位
アメリカ文学研究 b	講義	2 単位
英米文学研究Ⅰa	演習	2 単位
英米文学研究Ⅰb	演習	2 単位
英米文学研究Ⅱa	演習	2 単位
英米文学研究Ⅱb	演習	2 単位
英米児童文学研究	演習	2 単位
イギリス演劇・詩特殊研究 a	演習	2 単位
イギリス演劇・詩特殊研究 b	演習	2 単位
イギリス文化特殊研究 a	演習	2 単位
イギリス文化特殊研究 b	演習	2 単位
イギリス小説特殊研究 a	演習	2 単位
イギリス小説特殊研究 b	演習	2 単位
アメリカ文学特殊研究 a	演習	2 単位
アメリカ文学特殊研究 b	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅴa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅴb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅵa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅵb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅶa	演習	2 単位

人文学研究科規程

※博士論文研究Ⅶb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅷa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅷb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅸa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅸb	演習	2 単位
ドイツ語ドイツ文学分野・専門		
ドイツ文学研究Ⅰa	講義	2 単位
ドイツ文学研究Ⅰb	講義	2 単位
ドイツ文学研究Ⅱa	講義	2 単位
ドイツ文学研究Ⅱb	講義	2 単位
ドイツ文学上級演習Ⅰa	演習	2 単位
ドイツ文学上級演習Ⅰb	演習	2 単位
ドイツ文学上級演習Ⅱa	演習	2 単位
ドイツ文学上級演習Ⅱb	演習	2 単位
ドイツ文化学研究Ⅰ	講義	2 単位
ドイツ文化学研究Ⅱ	講義	2 単位
ドイツ文化学研究Ⅲ	講義	2 単位
ドイツ文化学研究Ⅳ	講義	2 単位
ドイツ文化学上級演習Ⅰ	演習	2 単位
ドイツ文化学上級演習Ⅱ	演習	2 単位
ドイツ文化学上級演習Ⅲ	演習	2 単位
ドイツ文化学上級演習Ⅳ	演習	2 単位
ドイツ語学研究Ⅰ	講義	2 単位
ドイツ語学研究Ⅱ	講義	2 単位
ドイツ語学上級演習Ⅰ	演習	2 単位
ドイツ語学上級演習Ⅱ	演習	2 単位
ドイツ文学特殊研究Ⅰa	演習	2 単位
ドイツ文学特殊研究Ⅰb	演習	2 単位
ドイツ文学特殊研究Ⅱa	演習	2 単位
ドイツ文学特殊研究Ⅱb	演習	2 単位
ドイツ文化学特殊研究Ⅰa	演習	2 単位
ドイツ文化学特殊研究Ⅰb	演習	2 単位
ドイツ文化学特殊研究Ⅱa	演習	2 単位
ドイツ文化学特殊研究Ⅱb	演習	2 単位
ドイツ文化学特殊研究Ⅲa	演習	2 単位
ドイツ文化学特殊研究Ⅲb	演習	2 単位

人文学研究科規程

ドイツ文化学特殊研究Ⅳ	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅰ a	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅰ b	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅱ a	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅱ b	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅲ a	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅲ b	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅳ a	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅳ b	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅴ a	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅴ b	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅵ	演習	2 単位
フランス語フランス文学分野・専門		
フランス文学論Ⅰ	講義	2 単位
フランス文学論Ⅱ	講義	2 単位
フランス語学論Ⅰ	講義	2 単位
フランス語学論Ⅱ	講義	2 単位
フランス語学基礎演習Ⅰ	演習	2 単位
フランス語学基礎演習Ⅱ	演習	2 単位
フランス文学基礎演習Ⅰ	演習	2 単位
フランス文学基礎演習Ⅱ	演習	2 単位
フランス文化学研究Ⅰ a	講義	2 単位
フランス文化学研究Ⅰ b	講義	2 単位
フランス文化学研究Ⅱ a	講義	2 単位
フランス文化学研究Ⅱ b	講義	2 単位
フランス文学基礎講読Ⅰ a	演習	2 単位
フランス文学基礎講読Ⅰ b	演習	2 単位
フランス文学基礎講読Ⅱ a	演習	2 単位
フランス文学基礎講読Ⅱ b	演習	2 単位
フランス文学特殊研究Ⅰ a	演習	2 単位
フランス文学特殊研究Ⅰ b	演習	2 単位
フランス文学特殊研究Ⅱ a	演習	2 単位
フランス文学特殊研究Ⅱ b	演習	2 単位
フランス語学特殊研究Ⅰ a	演習	2 単位
フランス語学特殊研究Ⅰ b	演習	2 単位
フランス語学特殊研究Ⅱ a	演習	2 単位

人文学研究科規程

フランス語学特殊研究Ⅱb	演習	2 単位
フランス文学特論Ⅰa	演習	2 単位
フランス文学特論Ⅰb	演習	2 単位
フランス文学特論Ⅱa	演習	2 単位
フランス文学特論Ⅱb	演習	2 単位
フランス語学特論Ⅰa	演習	2 単位
フランス語学特論Ⅰb	演習	2 単位
フランス語学特論Ⅱa	演習	2 単位
フランス語学特論Ⅱb	演習	2 単位
フランス文学総合演習Ⅰa	演習	2 単位
フランス文学総合演習Ⅰb	演習	2 単位
フランス文学総合演習Ⅱa	演習	2 単位
フランス文学総合演習Ⅱb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅰa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅰb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅱa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅱb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅲa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅲb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅳa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅳb	演習	2 単位
中国語中国文学分野・専門		
現代中国語学研究	講義	2 単位
中国古典語学研究	講義	2 単位
中国近現代文学研究	講義	2 単位
中国古典文学研究Ⅰ	講義	2 単位
中国古典文学研究Ⅱ	講義	2 単位
現代中国語学基礎演習 a	演習	2 単位
現代中国語学基礎演習 b	演習	2 単位
中国古典語学基礎演習	演習	2 単位
中国古典文学基礎演習Ⅰ	演習	2 単位
中国古典文学基礎演習Ⅱ	演習	2 単位
中国近現代文学基礎演習	演習	2 単位
中国古典語学特論	講義	2 単位
現代中国語学特論	講義	2 単位
中国古典文学特論Ⅰ	講義	2 単位

人文学研究科規程

中国古典文学特論Ⅱ	講義	2 単位
中国近現代文学特論	講義	2 単位
中国古典語学特殊研究 a	演習	2 単位
中国古典語学特殊研究 b	演習	2 単位
現代中国語学特殊研究Ⅰ a	演習	2 単位
現代中国語学特殊研究Ⅰ b	演習	2 単位
現代中国語学特殊研究Ⅱ a	演習	2 単位
現代中国語学特殊研究Ⅱ b	演習	2 単位
中国古典文学特殊研究Ⅰ a	演習	2 単位
中国古典文学特殊研究Ⅰ b	演習	2 単位
中国古典文学特殊研究Ⅱ a	演習	2 単位
中国古典文学特殊研究Ⅱ b	演習	2 単位
中国近現代文学特殊研究 a	演習	2 単位
中国近現代文学特殊研究 b	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅰ a	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅰ b	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅱ a	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅱ b	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅲ a	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅲ b	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅳ a	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅳ b	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅴ a	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅴ b	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅵ a	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅵ b	演習	2 単位
日本語教育学分野・専門		
日本語教育学概論 a	講義	2 単位
日本語教育学概論 b	講義	2 単位
日本語文法表現論 a	講義	2 単位
日本語文法表現論 b	講義	2 単位
日本語教育文法論 a	講義	2 単位
日本語教育文法論 b	講義	2 単位
日本語教育学講義Ⅰ a	講義	2 単位
日本語教育学講義Ⅰ b	講義	2 単位
日本語教育学講義Ⅱ a	講義	2 単位

人文学研究科規程

日本語教育学講義Ⅱb	講義	2 単位
日本語教育学演習Ⅰa	演習	2 単位
日本語教育学演習Ⅰb	演習	2 単位
日本語教育学演習Ⅱa	演習	2 単位
日本語教育学演習Ⅱb	演習	2 単位
日本語教育学特殊研究Ⅰa	演習	2 単位
日本語教育学特殊研究Ⅰb	演習	2 単位
日本語教育学特殊研究Ⅱa	演習	2 単位
日本語教育学特殊研究Ⅱb	演習	2 単位
日本語教育学特殊研究Ⅲa	演習	2 単位
日本語教育学特殊研究Ⅲb	演習	2 単位
日本語教育基礎実習 a	実習	2 単位
日本語教育基礎実習 b	実習	2 単位
※博士論文研究Ⅰa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅰb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅱa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅱb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅲa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅲb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅳa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅳb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅴa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅴb	演習	2 単位
※日本語教育総合実習 a	実習	2 単位
※日本語教育総合実習 b	実習	2 単位
英語教育学分野・専門		
英語教授法概論	講義	2 単位
第二言語習得論	講義	2 単位
第二言語運用論	講義	2 単位
言語評価論	講義	2 単位
言語教育科学論	講義	2 単位
第二言語処理論	講義	2 単位
英語コミュニケーション論	講義	2 単位
英語教育工学	講義	2 単位
言語統計処理 a	演習	2 単位
言語統計処理 b	演習	2 単位

人文学研究科規程

英語教材研究特論	講義	2 単位
第二言語処理論演習	演習	2 単位
英語教育工学演習	演習	2 単位
英語コミュニケーション論演習	演習	2 単位
言語評価論演習	演習	2 単位
言語教育科学論特論	講義	2 単位
第二言語習得論特論	講義	2 単位
第二言語運用論特論	講義	2 単位
英語教授法特論	講義	2 単位
第二言語処理論特論	講義	2 単位
英語教育工学特論	講義	2 単位
※博士論文研究 I a	演習	2 単位
※博士論文研究 I b	演習	2 単位
※博士論文研究 II a	演習	2 単位
※博士論文研究 II b	演習	2 単位
※博士論文研究 III a	演習	2 単位
※博士論文研究 III b	演習	2 単位
※博士論文研究 IV a	演習	2 単位
※博士論文研究 IV b	演習	2 単位
※博士論文研究 V a	演習	2 単位
※博士論文研究 V b	演習	2 単位
※博士論文研究 VI a	演習	2 単位
※博士論文研究 VI b	演習	2 単位
※博士論文研究 VII a	演習	2 単位
※博士論文研究 VII b	演習	2 単位
応用日本語学分野・専門		
現代日本語学研究 a	講義	2 単位
現代日本語学研究 b	講義	2 単位
応用日本語学研究 I a	講義	2 単位
応用日本語学研究 I b	講義	2 単位
応用日本語学研究 II	演習	2 単位
応用日本語学研究 III	講義	2 単位
応用日本語学研究 IV	演習	2 単位
日本語文法論 I	演習	2 単位
日本語文法論 II	講義	2 単位
日本事情論	講義	2 単位

人文学研究科規程

日本語意味論特殊研究 a	演習	2 単位
日本語意味論特殊研究 b	演習	2 単位
日本語意味論総合演習 a	演習	2 単位
日本語意味論総合演習 b	演習	2 単位
日本語語彙論特殊研究 a	演習	2 単位
日本語語彙論特殊研究 b	演習	2 単位
日本語教育方法論発展演習 a	演習	2 単位
日本語教育方法論発展演習 b	演習	2 単位
日本語教育工学特論 a	演習	2 単位
日本語教育工学特論 b	演習	2 単位
日本語教材開発総合演習 a	演習	2 単位
日本語教材開発総合演習 b	演習	2 単位
日本語談話分析総合演習 a	演習	2 単位
日本語談話分析総合演習 b	演習	2 単位
日本言語文化論	演習	2 単位
※博士論文研究 I a	演習	2 単位
※博士論文研究 I b	演習	2 単位
※博士論文研究 II a	演習	2 単位
※博士論文研究 II b	演習	2 単位
※博士論文研究 III a	演習	2 単位
※博士論文研究 III b	演習	2 単位
※博士論文研究 IV a	演習	2 単位
※博士論文研究 IV b	演習	2 単位
※博士論文研究 V a	演習	2 単位
※博士論文研究 V b	演習	2 単位
※博士論文研究 VI a	演習	2 単位
※博士論文研究 VI b	演習	2 単位
※博士論文研究 VII a	演習	2 単位
※博士論文研究 VII b	演習	2 単位
※博士論文研究 VIII	演習	2 単位
哲学倫理学コース		
哲学分野・専門		
哲学・倫理学基礎演習 I	演習	2 単位
哲学・倫理学基礎演習 II	演習	2 単位
西洋哲学史基礎演習 I	演習	2 単位
西洋哲学史基礎演習 II	演習	2 単位

人文学研究科規程

西洋哲学史基礎演習Ⅲ	演習	2 単位
西洋哲学史基礎演習Ⅳ	演習	2 単位
哲学・倫理学研究Ⅰ	講義	2 単位
哲学・倫理学研究Ⅱ	講義	2 単位
哲学・倫理学研究Ⅲ	講義	2 単位
哲学・倫理学研究Ⅳ	講義	2 単位
西洋哲学史研究Ⅰ	講義	2 単位
西洋哲学史研究Ⅱ	講義	2 単位
哲学・倫理学発展演習Ⅰ	演習	2 単位
哲学・倫理学発展演習Ⅱ	演習	2 単位
※博士論文研究 a	演習	2 単位
※博士論文研究 b	演習	2 単位
※哲学・倫理学総合演習Ⅰ	演習	2 単位
※哲学・倫理学総合演習Ⅱ	演習	2 単位
西洋古典学分野・専門		
西洋古典学発展セミナーa	演習	2 単位
西洋古典学発展セミナーb	演習	2 単位
西洋古典学研究 a	講義	2 単位
西洋古典学研究 b	講義	2 単位
西洋古典文献学演習Ⅰa	演習	2 単位
西洋古典文献学演習Ⅰb	演習	2 単位
西洋古典文献学演習Ⅱa	演習	2 単位
西洋古典文献学演習Ⅱb	演習	2 単位
西洋古典学基礎演習Ⅰa	演習	2 単位
西洋古典学基礎演習Ⅰb	演習	2 単位
西洋古典学基礎演習Ⅱa	演習	2 単位
西洋古典学基礎演習Ⅱb	演習	2 単位
西洋古典学発展演習	演習	2 単位
※博士論文研究 a	演習	2 単位
※博士論文研究 b	演習	2 単位
※西洋古典学総合演習	演習	2 単位
中国哲学分野・専門		
中国哲学史研究Ⅰ	講義	2 単位
中国哲学史研究Ⅱ	講義	2 単位
中国哲学史研究Ⅲ	講義	2 単位
中国哲学史基礎演習Ⅰa	演習	2 単位

人文学研究科規程

中国哲学史基礎演習 I b	演習	2 単位
中国哲学史基礎演習 II a	演習	2 単位
中国哲学史基礎演習 II b	演習	2 単位
中国哲学史基礎講読 a	演習	2 単位
中国哲学史基礎講読 b	演習	2 単位
中国哲学史発展演習 I a	演習	2 単位
中国哲学史発展演習 I b	演習	2 単位
中国哲学史発展演習 II a	演習	2 単位
中国哲学史発展演習 II b	演習	2 単位
※博士論文研究 a	演習	2 単位
※博士論文研究 b	演習	2 単位
インド哲学分野・専門		
インド哲学研究 I	講義	2 単位
インド哲学研究 II	講義	2 単位
サンスクリット文献学演習 I	演習	2 単位
サンスクリット文献学演習 II	演習	2 単位
仏教思想史演習 I	演習	2 単位
仏教思想史演習 II	演習	2 単位
インド哲学総合演習 a	演習	2 単位
インド哲学総合演習 b	演習	2 単位
インド言語論演習 I	演習	2 単位
インド言語論演習 II	演習	2 単位
インド論理学演習	演習	2 単位
インド宗教論演習	演習	2 単位
※博士論文研究 I a	演習	2 単位
※博士論文研究 II b	演習	2 単位
歴史文化系学位プログラム		
歴史学・人類学コース		
日本史学分野・専門		
日本古代史研究	講義	2 単位
日本中世史研究	講義	2 単位
日本近世史研究	講義	2 単位
日本近・現代史研究	講義	2 単位
日本古代史基礎演習 a	演習	2 単位
日本古代史基礎演習 b	演習	2 単位
日本中世史基礎演習 a	演習	2 単位

人文学研究科規程

日本中世史基礎演習 b	演習	2 単位
日本近世史基礎演習 a	演習	2 単位
日本近世史基礎演習 b	演習	2 単位
日本近・現代史基礎演習 a	演習	2 単位
日本近・現代史基礎演習 b	演習	2 単位
日本史史料学基礎演習 a	演習	2 単位
日本史史料学基礎演習 b	演習	2 単位
日本古代史発展演習 a	演習	2 単位
日本古代史発展演習 b	演習	2 単位
日本中世史発展演習 a	演習	2 単位
日本中世史発展演習 b	演習	2 単位
日本近世史発展演習 a	演習	2 単位
日本近世史発展演習 b	演習	2 単位
日本近・現代史発展演習 a	演習	2 単位
日本近・現代史発展演習 b	演習	2 単位
※博士論文研究 a	演習	2 単位
※博士論文研究 b	演習	2 単位
※日本史学特別研究 I a	演習	2 単位
※日本史学特別研究 I b	演習	2 単位
※日本史学特別研究 II a	演習	2 単位
※日本史学特別研究 II b	演習	2 単位
※日本史学特別研究 III a	演習	2 単位
※日本史学特別研究 III b	演習	2 単位
※日本史学特別研究 IV a	演習	2 単位
※日本史学特別研究 IV b	演習	2 単位
東洋史学分野・専門		
中国史研究 I	講義	2 単位
中国史研究 II	講義	2 単位
中国民族史研究	講義	2 単位
東南アジア史研究	講義	2 単位
西南アジア史研究	講義	2 単位
中国近世史史料講読 a	演習	2 単位
中国近世史史料講読 b	演習	2 単位
中国古代史演習 a	演習	2 単位
中国古代史演習 b	演習	2 単位
中国近世史演習 a	演習	2 単位

人文学研究科規程

中国近世史演習 b	演習	2 単位
中国民族史演習 a	演習	2 単位
中国民族史演習 b	演習	2 単位
東南アジア近世史英書講読 a	演習	2 単位
東南アジア近世史英書講読 b	演習	2 単位
東南アジア近世史演習 a	演習	2 単位
東南アジア近世史演習 b	演習	2 単位
東洋史学方法論演習 a	演習	2 単位
東洋史学方法論演習 b	演習	2 単位
中国古代史史料演習 a	演習	2 単位
中国古代史史料演習 b	演習	2 単位
中国近世史史料演習 a	演習	2 単位
中国近世史史料演習 b	演習	2 単位
中国民族史史料演習 a	演習	2 単位
中国民族史史料演習 b	演習	2 単位
東南アジア史史料演習 a	演習	2 単位
東南アジア史史料演習 b	演習	2 単位
※博士論文研究 a	演習	2 単位
※博士論文研究 b	演習	2 単位
西洋史学分野・専門		
西洋古代史研究 a	講義	2 単位
西洋古代史研究 b	講義	2 単位
西洋中世史研究 a	講義	2 単位
西洋中世史研究 b	講義	2 単位
西洋近代史研究 a	講義	2 単位
西洋近代史研究 b	講義	2 単位
西洋現代史研究 I a	講義	2 単位
西洋現代史研究 I b	講義	2 単位
西洋現代史研究 II a	講義	2 単位
西洋現代史研究 II b	講義	2 単位
西洋古代史基礎演習 a	演習	2 単位
西洋古代史基礎演習 b	演習	2 単位
西洋中世史基礎演習 a	演習	2 単位
西洋中世史基礎演習 b	演習	2 単位
西洋近代史基礎演習 a	演習	2 単位
西洋近代史基礎演習 b	演習	2 単位

人文学研究科規程

西洋現代史基礎演習 I a	演習	2 単位
西洋現代史基礎演習 I b	演習	2 単位
西洋現代史基礎演習 II a	演習	2 単位
西洋現代史基礎演習 II b	演習	2 単位
西洋古代史発展演習 a	演習	2 単位
西洋古代史発展演習 b	演習	2 単位
西洋中世史発展演習 a	演習	2 単位
西洋中世史発展演習 b	演習	2 単位
西洋近代史発展演習 a	演習	2 単位
西洋近代史発展演習 b	演習	2 単位
西洋現代史発展演習 I a	演習	2 単位
西洋現代史発展演習 I b	演習	2 単位
西洋現代史発展演習 II a	演習	2 単位
西洋現代史発展演習 II b	演習	2 単位
相關歴史科学特殊研究 a	演習	2 単位
相關歴史科学特殊研究 b	演習	2 単位
※博士論文研究 a	演習	2 単位
※博士論文研究 b	演習	2 単位
美学美術史学分野・専門		
日本美術史研究 a	講義	2 単位
日本美術史研究 b	講義	2 単位
日本美術史演習 a	演習	2 単位
日本美術史演習 b	演習	2 単位
西洋美術史演習 I a	演習	2 単位
西洋美術史演習 I b	演習	2 単位
西洋美術史演習 II a	演習	2 単位
西洋美術史演習 II b	演習	2 単位
西洋美術史研究	講義	2 単位
宗教芸術論研究	講義	2 単位
視覚文化論演習 a	演習	2 単位
視覚文化論演習 b	演習	2 単位
※博士論文研究 a	演習	2 単位
※博士論文研究 b	演習	2 単位
※美学美術史学特別研究 a	演習	2 単位
※美学美術史学特別研究 b	演習	2 単位
考古学分野・専門		

人文学研究科規程

先史考古学研究	講義	2 単位
先史考古学特殊研究	講義	2 単位
歴史考古学研究	講義	2 単位
歴史考古学特殊研究	講義	2 単位
外国考古学研究	講義	2 単位
先史考古学基礎演習	演習	2 単位
先史考古学発展演習	演習	2 単位
先史考古学総合演習	演習	2 単位
歴史考古学基礎演習	演習	2 単位
歴史考古学発展演習	演習	2 単位
歴史考古学総合演習	演習	2 単位
フィールド調査実習	実習	2 単位
※博士論文研究 a	演習	2 単位
※博士論文研究 b	演習	2 単位
文化人類学分野・専門		
日本思想文化特論	講義	2 単位
アーカイヴス・テキスト学基礎演習	演習	2 単位
アーカイヴス・テキスト学概論	講義	2 単位
アーカイヴス・テキスト学フィールドワーク実習	実習	2 単位
宗教人類学基礎演習 a	演習	2 単位
宗教人類学基礎演習 b	演習	2 単位
社会人類学基礎講読 a	講義	2 単位
社会人類学基礎講読 b	講義	2 単位
現代人類学基礎演習 a	演習	2 単位
現代人類学基礎演習 b	演習	2 単位
現代人類学基礎講義	講義	2 単位
テキスト学先端研究	講義及び演習	2 単位
アーカイヴス・テキスト学発展演習	講義及び演習	2 単位
宗教人類学発展演習 a	演習	2 単位
宗教人類学発展演習 b	演習	2 単位
社会人類学発展演習 a	演習	2 単位
社会人類学発展演習 b	演習	2 単位
現代人類学発展演習 a	演習	2 単位
現代人類学発展演習 b	演習	2 単位
比較人文学総合演習	演習	2 単位
※博士論文研究 I a	講義及び演習	2 単位

人文学研究科規程

※博士論文研究Ⅰb	講義及び演習	2 単位
※博士論文研究Ⅱa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅱb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅲa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅲb	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅳa	演習	2 単位
※博士論文研究Ⅳb	演習	2 単位
※比較人文学総合演習	演習	2 単位
総合文化学コース		
映像学分野・専門		
映像批評分析論Ⅰ	講義	2 単位
映像批評分析論Ⅱ	講義	2 単位
古典映像理論	講義	2 単位
現代映像理論	講義	2 単位
映像研究方法論Ⅰ	演習	2 単位
映像研究方法論Ⅱ	演習	2 単位
日本映画史Ⅰ	講義	2 単位
日本映画史Ⅱ	講義	2 単位
アジア映画史Ⅰ	講義	2 単位
アジア映画史Ⅱ	講義	2 単位
映像研究先端論	講義	2 単位
視覚文化批評分析論	講義	2 単位
映像文化特論Ⅰ	演習	2 単位
映像文化特論Ⅱ	演習	2 単位
映像理論・実践特論Ⅰ	演習	2 単位
映像理論・実践特論Ⅱ	演習	2 単位
※博士論文研究 a	演習	2 単位
※博士論文研究 b	演習	2 単位
※映像文化論Ⅰ	演習	2 単位
※映像文化論Ⅱ	演習	2 単位
※映像理論と実践Ⅰ	演習	2 単位
※映像理論と実践Ⅱ	演習	2 単位
日本文化学分野・専門		
日本文化論 a	講義及び演習	2 単位
日本文化論 b	講義及び演習	2 単位
日本近現代文化研究Ⅰ a	演習	2 単位

人文学研究科規程

日本近現代文化研究 I b	講義	2 単位
日本近現代文化研究 II	講義	2 単位
日本近現代文化研究 III	講義	2 単位
日本文化学超域研究 a	講義及び演習	2 単位
日本文化学超域研究 b	講義及び演習	2 単位
日本文化学特殊研究 I a	講義及び演習	2 単位
日本文化学特殊研究 I b	講義及び演習	2 単位
日本文化学特殊研究 II a	講義及び演習	2 単位
日本文化学特殊研究 II b	講義及び演習	2 単位
日本文化学特論 a	講義及び演習	2 単位
日本文化学特論 b	講義及び演習	2 単位
表象文化論 I a	講義及び演習	2 単位
表象文化論 I b	講義及び演習	2 単位
表象文化論 II	講義及び演習	2 単位
※博士論文研究 a	講義及び演習	2 単位
※博士論文研究 b	講義及び演習	2 単位
文化動態学分野・専門		
国際社会動態論 I a	講義	2 単位
国際社会動態論 I b	講義	2 単位
国際社会動態論 II a	講義	2 単位
国際社会動態論 II b	講義	2 単位
多元文化論 I	演習	2 単位
多元文化論 II	演習	2 単位
多元文化論 III	演習	2 単位
多元文化論 IV	演習	2 単位
文化動態学講義 I a	講義	2 単位
文化動態学講義 I b	講義	2 単位
文化動態学講義 II a	講義	2 単位
文化動態学講義 II b	講義	2 単位
文化動態学総合演習 I a	演習	2 単位
文化動態学総合演習 I b	演習	2 単位
文化動態学総合演習 II a	演習	2 単位
文化動態学総合演習 II b	演習	2 単位
文化動態学総合演習 III a	演習	2 単位
文化動態学総合演習 III b	演習	2 単位
文化動態学総合演習 IV a	演習	2 単位

人文学研究科規程

文化動態学総合演習IVb	演習	2 単位
文化動態学総合演習V a	演習	2 単位
文化動態学総合演習V b	演習	2 単位
文化動態学総合演習VIa	演習	2 単位
文化動態学総合演習VIb	演習	2 単位
※博士論文研究 I a	演習	2 単位
※博士論文研究 I b	演習	2 単位
※博士論文研究 II a	演習	2 単位
※博士論文研究 II b	演習	2 単位
※博士論文研究 III a	演習	2 単位
※博士論文研究 III b	演習	2 単位
※博士論文研究 IV a	演習	2 単位
※博士論文研究 IV b	演習	2 単位
※博士論文研究 V a	演習	2 単位
※博士論文研究 V b	演習	2 単位
※博士論文研究 VI a	演習	2 単位
※博士論文研究 VI b	演習	2 単位
ジェンダー学分野・専門		
ジェンダー批評概論	講義	2 単位
ジェンダー学概論	講義	2 単位
テキスト分析方法論	演習	2 単位
社会調査方法論	演習	2 単位
セクシュアリティ論	演習	2 単位
デジタル文化・社会論	演習	2 単位
ジェンダー学リサーチ演習 I a	演習	1 単位
ジェンダー学リサーチ演習 I b	演習	1 単位
ジェンダー学リサーチ演習 II a	演習	1 単位
ジェンダー学リサーチ演習 II b	演習	1 単位
ジェンダー学リサーチ演習 III a	演習	1 単位
ジェンダー学リサーチ演習 III b	演習	1 単位
ジェンダー学リサーチ演習 IV a	演習	1 単位
ジェンダー学リサーチ演習 IV b	演習	1 単位
ジェンダー批評	演習	2 単位
クィア理論	演習	2 単位
文化記号論	演習	2 単位
オンライン・コミュニケーション	演習	2 単位

人文学研究科規程

ジェンダー学特論 a	演習	2 単位
ジェンダー学特論 b	演習	2 単位
※博士論文研究 I a	演習	2 単位
※博士論文研究 I b	演習	2 単位
※博士論文研究 II a	演習	2 単位
※博士論文研究 II b	演習	2 単位
※博士論文研究 III a	演習	2 単位
※博士論文研究 III b	演習	2 単位
英語高度専門職業人学位プログラム		
英語高度専門職業人コース		
英米文化演習 a	演習	2 単位
英米文化演習 b	演習	2 単位
英語圏文化研究 a	演習	2 単位
英語圏文化研究 b	演習	2 単位
英語教授法	講義	2 単位
英語習得論	講義	2 単位
英語情報処理演習	演習	2 単位
英語教育測定評価論	講義	2 単位
英語教材開発演習	演習	2 単位
翻訳理論 a	演習	2 単位
翻訳理論 b	演習	2 単位
通訳技術演習 I a	演習	2 単位
通訳技術演習 I b	演習	2 単位
英語表現演習 I b	演習	2 単位
言語処理プログラミング演習 a	演習	2 単位
言語処理プログラミング演習 b	演習	2 単位
英語圏文化特殊研究 a	演習	2 単位
英語圏文化特殊研究 b	演習	2 単位
英語習得論特論	講義	2 単位
英語習得論演習	演習	2 単位
英語教育測定評価論演習	演習	2 単位
英語 e-ラーニング開発演習	演習	2 単位
英語 e-ラーニング開発特論	講義	2 単位
英語教育実践演習	演習	2 単位
翻訳技術演習 a	演習	2 単位
翻訳技術演習 b	演習	2 単位

人文学研究科規程

通訳技術演習 a	演習	2 単位
通訳技術演習 b	演習	2 単位
英語表現演習 I a	演習	2 単位
英語表現演習 II a	演習	2 単位
英語表現演習 II b	演習	2 単位
英語表現演習 III a	演習	2 単位
英語表現演習 III b	演習	2 単位
英語表現演習 IV	演習	2 単位
多文化共生系学位プログラム		
国際・地域共生促進コース		
グローバル化社会共生論 I	講義	2 単位
グローバル化社会共生論 II	講義	2 単位
グローバル化社会共生論 III	講義	2 単位
グローバル化社会共生論 IV	講義	2 単位
グローバル化社会共生論 V	講義	2 単位
地域社会共生論 I	講義	2 単位
地域社会共生論 II	講義	2 単位
地域社会共生論 III	講義	2 単位
多文化共生基礎演習 I	演習	2 単位
多文化共生基礎演習 II	演習	2 単位
多文化共生基礎演習 III	演習	2 単位
多文化共生基礎演習 IV	演習	2 単位
多文化共生基礎演習 V	演習	2 単位
多文化共生基礎演習 VI a	演習	2 単位
多文化共生基礎演習 VI b	演習	2 単位
多文化共生基礎演習 VII a	演習	2 単位
多文化共生基礎演習 VII b	演習	2 単位
多文化共生特殊研究 I a	講義	2 単位
多文化共生特殊研究 I b	講義	2 単位
多文化共生特殊研究 II a	講義	2 単位
多文化共生特殊研究 II b	講義	2 単位
多文化共生実地研修特論	講義	2 単位
多文化共生実地研修実習	実習	1 単位
多文化共生総合演習 I a	演習	2 単位
多文化共生総合演習 I b	演習	2 単位
多文化共生総合演習 II a	演習	2 単位

人文学研究科規程

多文化共生総合演習Ⅱb	演習	2 単位
多文化共生総合演習Ⅲa	演習	2 単位
多文化共生総合演習Ⅲb	演習	2 単位
多文化共生総合演習Ⅳa	演習	2 単位
多文化共生総合演習Ⅳb	演習	2 単位
多文化共生総合演習Ⅴa	演習	2 単位
多文化共生総合演習Ⅴb	演習	2 単位
多文化共生総合演習Ⅵa	演習	2 単位
多文化共生総合演習Ⅵb	演習	2 単位

国際プログラム群

言語学・文化研究プログラム

第二言語習得Ⅰa	演習	2 単位
第二言語習得Ⅰb	演習	2 単位
第二言語習得Ⅱa	講義	2 単位
第二言語習得Ⅱb	講義	2 単位
第二言語習得Ⅲa	講義	2 単位
第二言語習得Ⅲb	講義	2 単位
言語と社会Ⅰ	演習	2 単位
言語と社会Ⅱ	講義	2 単位
言語と社会Ⅲ	演習	2 単位
言語と社会Ⅳ	演習	2 単位
理論的言語学Ⅰ	演習	2 単位
理論的言語学Ⅱ	講義	2 単位
中国・日本の出版文化	講義	2 単位
日本中世文化論	講義	2 単位
日本視覚文化論	講義	2 単位
日本古典文学論	講義	2 単位
日本近世文化論	講義	2 単位
日本近世文学論	講義	2 単位
世界のアニメーション	講義	2 単位
ジェンダーとセクシュアリティ	講義	2 単位
オンライン・コミュニケーション	講義	2 単位
近現代日本の技術文化論	講義	2 単位
メディア・ディスコース	講義	2 単位
批判理論	講義	2 単位
文学理論	講義	2 単位

人文学研究科規程

比較文学	講義	2 単位
比較文化	講義	2 単位
リサーチ・スキルズ a	演習	2 単位
リサーチ・スキルズ b	演習	2 単位
第二言語理解論 a	講義	2 単位
第二言語理解論 b	演習	2 単位
応用言語学 I a	講義	2 単位
応用言語学 I b	講義	2 単位
日本語言語学	演習	2 単位
言語類型論と日本語	講義	2 単位
文化研究概論	演習	2 単位
日本絵巻物研究	演習	2 単位
モダニズムと翻訳	演習	2 単位
「アジアの中の日本文化」プログラム		
文化・歴史研究方法論 I	演習	2 単位
文化・歴史研究方法論 II	演習	2 単位
社会的行為と言語	演習	2 単位
思想史	講義	2 単位
中世日本文化	講義	2 単位
近世日本文化	講義	2 単位
中国・日本の印刷文化	講義	2 単位
近代日本文化とアジア	講義	2 単位
近代日本史講読	講義	2 単位
世界史の中の東アジア	講義	2 単位
近代日本史への新視点	講義	2 単位
古典日本文学	講義	2 単位
近世日本文学	講義	2 単位
文学テキスト分析	講義	2 単位
日本文学と翻訳	講義	2 単位
文学と東アジア	講義	2 単位
日本文学とジェンダー	講義	2 単位
トランスナショナル／マイノリティ文学	講義	2 単位
近代日本文学への新視点	講義	2 単位
映像テキスト分析	講義	2 単位
古典映像理論	講義	2 単位
現代映像理論	講義	2 単位

人文学研究科規程

1945年以前の日本映画	講義	2単位
1945年以後の日本映画	講義	2単位
1945年以前のアジア映画	講義	2単位
1945年以後のアジア映画	講義	2単位
映像学への新視点	講義	2単位
視覚文化テキスト分析	講義	2単位
日本の視覚文化	講義	2単位
大学院演習：近代日本史Ⅰ	演習	2単位
大学院演習：近代日本史Ⅱ	演習	2単位
大学院演習：文学理論・実践Ⅰ	演習	2単位
大学院演習：文学理論・実践Ⅱ	演習	2単位
大学院演習：映像理論・実践Ⅰ	演習	2単位
大学院演習：映像理論・実践Ⅱ	演習	2単位

人文学研究科博士課程前期課程における修了要件および研究指導について

1. 修了要件

- (1) 前期課程に2年以上在学すること。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる。
- (2) 30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けること。
- (3) 修士論文を提出し、審査を受け、かつ、口述試験に合格すること。

2. 授業の履修

前期課程修了に必要な単位数30単位のうち、学位論文を書き上げられるだけの専門性を身につけるため、分野・専門で開講される授業科目から20単位以上を修得するとともに、人文学の幅広い学識を獲得するため、基礎基盤科目、基礎選択科目および他の分野の授業科目も履修すること。

参考：履修基準（人文学研究科規程第5条参照）

修了に必要な30単位には、下記を含むこと

基礎基盤科目	人文学基礎	必修1単位
	リサーチ・倫理・情報リテラシー	必修1単位
その他の基礎基盤科目から		2単位以上
各分野・専門等で開講される科目		20単位以上

3. 研究発表

(1) 構想発表会

1年次に行われる構想発表会で、修士論文の構想を発表すること。

(2) 中間発表会

2年次に行われる中間発表会で、修士論文の内容について発表すること。

その他、1年次後期には、修士論文チュートリアルを開催する。

4. 修士論文の提出と審査

(1) 提出

学年暦に定められた期日（通常は11月初め）までに修士論文題目を提出すること。

また、学年暦に定められた期日（通常は1月初め）までに修士論文を提出すること。

(2) 学位の名称

授与する学位に付す名称は、学位審査委員会にて、名古屋大学学位規程第2条2項に基づき、学位申請者の履修科目及び研究テーマを審査の上、決定する。

(3) 審査

修士論文の審査については、「名古屋大学大学院人文学研究科学位（修士）審査内規」に定めるところによる。

5. 研究遂行上求められる倫理基準の遵守

修士論文作成等の過程においては、倫理的側面（個人情報保護、著作権・肖像権保護、取材源の秘匿等）について遵守すること。特に人間を実験調査等の対象とする研究にあつては特別な配慮が払われなければならない。

人文学研究科博士課程後期課程における修了要件および研究指導について

1. 修了要件

後期課程に原則として3年間在学し、「博士論文研究」を原則として毎学期2単位ずつ合計12単位以上を取得し、研究指導を受けた上、課程博士学位論文の審査及び試験に合格すること。

2. 研究発表

(1) 構想発表会

1年次に行われる構想発表会で、博士論文の構想を発表すること。

(2) 資格審査会

2年次に行われる資格審査会で、博士論文の内容を発表すること。

指導教員は、資格審査会において、学生が、一定期間内に課程博士論文を提出できる段階に達しているか否かを審査し、主旨導教員は、その結果を各コースのアドバイザーに報告する。

3. 課程博士学位論文の提出条件

(1) 後期課程に原則として3年間在学し、「博士論文研究」を原則として毎学期2単位ずつ合計12単位以上を取得し、かつ、研究指導を受けること。

(2) 学位論文提出の時点で、2編以上の論文が学会誌等に掲載されていること。またはこれと同等の研究業績を有すること。

上記2点を満たせば、学位申請は随時できる。ただし、申請については、後期課程に入学又は進学後6年(在学中の休学期間を除き、教授会における論文の受理承認の期間を含むものとする。)以内とし、本指導要綱7.に掲げる予備審査に合格すること。

なお、特に優れた研究業績を挙げた者の博士論文については、後期課程に1年以上在学すれば提出できる。この場合においては、1年間の在学に対し、4単位以上の授業科目を修得しなければならない。

「特に優れた研究業績を上げた者」については、予備審査委員会において、本指導要綱3.(2)に基づいて審査するものとする。

授与する学位に付す名称は、学位審査委員会にて、名古屋大学学位規程第2条2項に基づき、学位申請者の履修科目及び研究テーマを審査の上、決定する。

4. 博士後期課程満期退学の条件

(1) 後期課程に原則として3年間在学し、「博士論文研究」を原則として毎学期2単位ずつ合計12単位以上を取得し、かつ、研究指導を受けること。

(2) 満期退学申請時において、1編以上の論文が学会誌等に掲載されていること。またはこれと同等の研究業績を有すること。

5. 予備審査

(1) 学位申請者は、予備審査用論文を主旨導教員に提出する。なお、提出部数は学位審査委員会委員予定者等の人数分とする。

(2) 主指導教員は、予備審査委員会を構成する。

予備審査委員会は、主指導教員の他、副指導教員、または、名古屋大学大学院人文学研究科学学位（課程博士）審査内規第4条の二に定める委員から1名以上を選出して組織する。

(3) 予備審査委員会は、提出された予備審査用論文に基づき、申請受理の可否について審査を行う。

(4) 主指導教員は、予備審査終了後「予備審査報告書」、「博士学位審査委員届」を教務に提出する。

6. 学位申請論文の提出

予備審査に合格した学位申請者は、「名古屋大学大学院人文学研究科学学位（課程博士）審査内規」及び「学位申請要領」に基づき、学位申請論文を提出する。

7. 論文の審査及び学位試験（口述試験）

(1) 学位申請者は、「名古屋大学大学院人文学研究科学学位（課程博士）審査内規」第5条及び第6条に基づき、学位申請論文が受理された後、論文の審査及び試験に合格しなければならない。なお、試験は公開による口述試験とする。

(2) 主指導教員は、論文審査の結果の要旨及び試験の結果を文書で、教授会の1週間前までに教授会構成員に配布する。

8. 研究遂行上求められる倫理基準の遵守

博士論文作成の過程においては、倫理的側面（個人情報保護、著作権・肖像権の保護、取材源の秘匿等）について遵守すること。特に人間を実験調査等の対象とする研究にあつては、特別な配慮を払われなければならない。

名古屋大学大学院人文学研究科学位（修士）審査内規

(目的)

第1条 名古屋大学学位規程第2条に基づく修士の学位の審査については、この内規の定めるところによる。

(申請資格)

第2条 修士の学位を申請することのできる者は、博士課程前期課程の第2学年に在学し、かつ必要な研究指導を受け、所定の単位を修得する見込みのある者とする。ただし、優れた業績を上げた者については、前期課程の第1学年在学時に申請することができる。

(申請手続等)

第3条 修士の学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を研究科長が定める期日までに提出するものとする。

- 一 主論文
- 二 主論文の要旨

(学位審査委員会)

第4条 学位審査委員会は、次の各号の教員から3名以上の教員を選出して組織する。ただし、同委員会は委員として2名以上の研究科教員を含み、その1名以上は研究科の教授でなければならない

- 一 主指導教員
- 二 研究科の教授、准教授、講師のほか、国際機構及び他研究科・他部局所属の教授、准教授及び講師。

2 学位審査委員会の運営のために、主査をおき、主指導教員がこれにあたる。

(論文の審査及び試験)

第5条 学位審査委員会は、論文の審査及び試験（以下「学位試験」という。）を行う。審査は研究科教授会が認めた所定の日時に行うものとする。

第6条 学位試験（口述）は、論文審査終了後に、論文の内容及びこれに関連する科目の学識について審査するものとする。

(学位審査の報告及び学位授与の議決)

第7条 主査は、学位審査委員会の議を経て、論文審査の要旨及び試験の結果を研究科教授会に報告する。

2 研究科教授会は、前項の報告に基づいて審議し合否を決定する。

3 研究科教授会における学位授与の議決の方法は、「名古屋大学大学院人文学研究科教授会内規」第6条及び第7条に定めるところによるものとする。

(その他)

第8条 名古屋大学学位規程及びこの内規に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関して必要な事項は研究科教授会の議を経て決定する。

附則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

博士学位の申請について

名古屋大学大学院人文学研究科

1 学位の種類

課程博士……本学大学院博士課程（後期課程）を修了した者に授与される博士学位

論文博士……本学大学院研究科に論文を提出して博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与される博士学位

2 学位の名称

本研究科が授与する学位は、博士（文学）、博士（歴史学）、博士（学術）であるが、学位に付記する名称については、学位審査委員会にて、名古屋大学学位規程第2条2項に基づき、学位申請者の履修科目及び研究テーマを審査の上、決定する。

3 課程博士の申請資格

課程博士の申請資格は「名古屋大学大学院人文学研究科学位（課程博士）審査内規」第2条に定める。

参考：審査内規第2条

第2条 課程博士の学位を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 後期課程の第3学年に在学し、かつ、所定の研究指導を受け、所定の単位を修得する見込の者。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については第1学年在学以上とすることができる。この場合においては、1年間の在学に対し、4単位以上の授業科目を修得しなければならない。
- 二 後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受け、所定の単位を修得した者で、後期課程入学又は進学後6年（在籍中の休学期間を除く。）以内の者。

なお、いずれも、「人文学研究科博士課程後期課程指導要綱」に定める提出条件を満たすこと。

4 課程博士の学位論文提出時期

毎月一日をその月の締切とする。（ただし、その日が土日祝日に当たる場合には、前日とする。）

*9月修了を希望する場合は、その年の6月1日、3月修了を希望する場合は、前年の12月1日（どちらも締切日については上記を参照のこと。）までに提出すること。

5 提出書類

課程博士の申請に必要な書類及び注意事項は「学位審査要領」に定める。

所定の様式は人文学研究科 Web site (<http://www.hum.nagoya-u.ac.jp>) からダウンロードすること。

6 論文審査

(1) 口述試験

①審査委員全員による口述試験を実施する。

②口述試験（課程博士及び論文博士）は、一般公開により実施する。

③教授会で選任された審査委員以外の参加者は、原則として口述試験において質問及び意見等を発言することはできない。

④合否の判定は、審査委員のみによって非公開で行う。

(2) 学位審査会の議決

研究科教授会において合否を決定する。

名古屋大学大学院人文学研究科学位（課程博士）審査内規

（目的）

第1条 名古屋大学学位規程第3条に基づく博士の学位（以下「課程博士」という。）の審査については、この内規の定めるところによる。

（申請資格）

第2条 課程博士の学位を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 後期課程の第3学年に在学し、かつ、所定の研究指導を受け、所定の単位を修得する見込の者。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については第1学年在学以上とすることができる。この場合においては、1年間の在学に対し、4単位以上の授業科目を修得しなければならない。

二 後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受け、所定の単位を修得した者で、後期課程入学又は進学後6年（在籍中の休学期間を除く。）以内の者。

なお、いずれも、「人文学研究科博士課程後期課程指導要綱」に定める提出条件を満たすこと。

（申請手続等）

第3条 課程博士の学位を申請しようとする者は、学位申請要領に定める書類を、研究科長に提出するものとする。

（学位審査委員会）

第4条 学位審査委員会は、次の各号の教員から3名以上の教員を選出して組織する。ただし、当該委員会の委員には少なくとも研究科の教授2名を含まなければならない。

一 主指導教員

二 研究科の教授、准教授、講師のほか、国際機構及び他研究科・他部局所属の教授、准教授及び講師。

2 前項によるほか、必要がある場合には、さらに本学以外の大学教員等を委員として加えることができる。

3 学位審査委員会の運営のために、主査をおき、主指導教員がこれにあたる。

（論文の審査）

第5条 学位審査委員会は、論文を受理した後、1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議決を経て審査期間を延長することができる。

（試験）

第6条 試験は、論文審査終了後に、論文の内容及びこれに関連する科目の学識並びに研究者として自立して研究活動を行うに必要な能力について審査するものとする。

（学位審査の報告及び学位審査の議決）

第7条 主査は、学位審査委員会の議を経て、次の各号を文書にして研究科教授会に報告する。

一 論文審査の要旨（2,500字以内）

二 試験の結果

- 2 研究科教授会は、前項の報告に基づいて審議し合否を決定する。
- 3 研究科教授会における学位授与の議決の方法は、「名古屋大学大学院人文学研究科教授会内規」第6条及び第7条に定めるところによるものとする。

(その他)

第8条 名古屋大学学位規程及びこの内規に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関して必要な事項は、研究科教授会の議を経て決定する。

附則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋大学学位規程第2条（課程博士）の規定による

学 位 申 請 要 領

名古屋大学大学院人文学研究科

[提出書類及び注意事項]

1. 博士学位論文審査申請書（本研究科所定の用紙） 1 通
研究指導認定年度欄以外はすべて記入してください。
2. 論文目録（本研究科所定の用紙） 2 通
 - (1) 論文目録が外国語の場合は、和訳を（ ）を付して記載してください。
 - (2) 参考論文が2種以上ある時は、列記してください。
 - (3) 公表の方法及び時期については、著書名または発表雑誌名（巻号）、発行所名、発行年月日等を記載してください。
 - (4) 論文が未発表のものについては、公表の方法及び枚数、時期等を具体的に記載してください。
3. 主論文
 - (1) 主論文 PDF形式・A4版により、CD-R等で提出 1 部
 - (2) 主論文 冊子（簡易製本又はフラットファイルに綴じたしたもの） 2 部
表紙（表と背）には、必ず「題目」と「氏名」を記載してください。
4. 参考論文（必要がある場合） 2 部
参考論文は、あれば表紙を付けて綴じて提出してください。コピー可。
5. 主論文の要旨（本研究科所定の用紙） 2 部
和文で作成してください。
所定の用紙に、用紙の外枠にかからないようにワープロで打って（拡大・縮小コピーは不可）作成してください。2ページ以降補助用紙を使用する場合も同じです。字数は、おおよそ1枚目38字×23行、補助用紙38字×35行で作成してください。
6. 履歴書（本研究科所定の用紙） 2 通
 - (1) 氏名（戸籍どおり）、本籍地は都道府県のみ記入してください。
 - (2) 学歴欄は、次の書式により大学入学時から順を追って記載してください。
年月日については、調査のうえ正確に記載してください。（特に卒業年月日）
休学期間のある人は、その期間も記入してください。
 - (3) 外国人（留学生を含む。）の場合、学歴・職歴及び研究歴欄の記載に際しては、外国における状況は西暦を、日本国内の状況については、和暦（元号）を使用してください。なお、生年月日の記入については、西暦または和暦（元号）のいずれでも構いません。また、本籍地は国籍を記載してください。論文審査の結果、学位取得となったとき、学位記は、履歴書に記入された氏名、生年月日で作成することになるのでご注意ください。

博 士 学 位

平成	年	月	日	〇〇大学〇〇学部入学
平成	年	月	日	同上卒業
平成	年	月	日	〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程前期課程〇〇専攻入学
平成	年	月	日	同上修了
平成	年	月	日	〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程後期課程〇〇専攻入学（または進学）
平成	年	月	日	休学
平成	年	月	日	復学
平成	年	月	日	〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程後期課程〇〇専攻修了見込（または満期退学）

(4) 職歴欄は、すべての職歴(現在に至るまで)について、就職・退職年月日、就職先、身分を記載してください。

7. 博士論文のインターネット公表確認書（別紙6） 1 通

- ①【全文の公表が可能】にチェックした場合は、別紙6のみ提出。
②【全文の公表の保留を希望】又は【要約の公表を希望】にチェックした場合は、「論文の要約」も提出。 紙媒体1部及びCD-R等1部（PDF形式・A4版、提出論文と同じCD-R等に入れてください。）

8. 博士論文のインターネット公表の保留事由に係る届出書（別紙7） 1 通

- 博士論文のインターネット公表確認書（別紙6）で【全文の公表の保留を希望】にチェックした場合は、別紙6に記載の『別紙7の提出時期』に提出してください。
（自動的に公表となる場合は提出不要）

郵送により提出する場合は、下記宛先へ送付してください。

〒464-8601 名古屋市千種区不老町B4-5(700)

名古屋大学文系教務課人文学研究科担当

9. 「博士学位論文の剽窃に係る届出書」 1 通

剽窃結果データ保存用 CD-R（USB 不可）1 枚を指導教員へ渡すこと。

*指導教員は、剽窃チェックを実施し、その結果データを CD-R に入れて、「剽窃チェック報告書」、「審査報告書」等とともに文系教務課へ提出する。

（CD-R には、学位申請者氏名、学生番号、論文受理年月日を記入）

備 考

1. 「主論文の要旨」、「履歴書」は電子データも提出してください。

提出先 : hum@adm.nagoya-u.ac.jp (担当者)

2. 「履歴書」については、提出する前に文系教務課（人文学研究科）で内容の点検をうけてください。

※メールの表題に「【論文博士】主論文の要旨及び履歴書在中」と記載すること。

* PDF 作成については、下記名大附属図書館ホームページを参照してください。

・機関リポジトリトップページ

<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/>

・博士学位論文登録公開詳細

<http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/hakuron/register.html>

名古屋大学大学院人文学研究科学位（論文博士）審査内規

（目的）

第1条 名古屋大学学位規程第3条に基づく博士の学位（以下「論文博士」という。）の審査については、この内規の定めるところによる。

（申請資格）

第2条 論文博士の学位を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本研究科が定める博士課程後期課程満期退学の条件を満たし、当該課程入（進）学後、6年（在籍中の休学期間を除く。）の期間を経過した者。
- 二 前号と同等以上の学識を有すると認められる者。

（申請手続等）

第3条 論文博士の学位を申請しようとする者は、学位申請要領に定める書類及び所定の学位審査手数料を、研究科長に提出するものとする。

（調査委員会）

第4条 論文博士学位申請者の申請資格については、調査委員会を設けて、検討し、その報告に基づいて受理の可否を決定する。

- 2 調査委員会は、文芸言語学コースに所属する教員から2名、哲学倫理学コース、歴史学・人類学コース、総合文化学コースに所属する教員から各コース1名を選出して組織する。

（学位審査委員会）

第5条 論文博士の学位申請が受理された場合、当該論文に関する学位審査委員会は、次の各号の研究科教員を含む3名以上の教員を選出して組織する。ただし、当該委員会の委員には教授2名以上を含まなければならない。

- 一 論文の内容と密接な関係を持つ分野を専攻する教員
 - 二 前号以外の教員
- 2 前項によるほか、必要がある場合には、研究科以外の大学教員等を委員として加えることができる。
 - 3 学位審査委員会の運営のため、主査をおき、第1項の教員の互選によって決定する。

（論文の審査及び試験）

第6条 学位審査委員会は、論文の審査及び試験（以下「学位試験」という。）を行う。審査は論文を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議決を経て審査期間を延長することができる。

第7条 学位試験（口述又は筆答）は、論文審査が終わった後に、論文の内容、専攻学術及び外国語（英語、独語、仏語、露語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、朝鮮・韓国語のうち2カ国語。ただし、留学生に対しては日本語を含む2カ国語とする。）の試問を行い、研究者として自立して研究活動を行うに必要な能力について審査するものとする。

博 士 学 位

る。うち外国語試問については、臨時に本研究科教員に試問を委嘱することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者については、前号の試問（専攻学術及び外国語）の一部又は全部を免除することができる。
 - 一 後期課程において所定の研究指導を得た者（旧博士課程単位取得者を含む。）
 - 二 後期課程を中途退学した者（旧博士課程退学者を含む。）
 - 三 修士学位取得者
 - 四 旧制学士試験に合格した者

（学位審査の報告）

第8条 主査は、学位審査委員会の議を経て、次の各号を文書にして研究科教授会に報告する。

- 一 論文審査の要旨（2,500字以内）
 - 二 試験の結果
- 2 研究科教授会は、前項の報告に基づいて審議し合否を決定する。
 - 3 研究科教授会における学位授与の議決の方法は、「名古屋大学大学院人文学研究科教授会内規」第6条及び第7条に定めるところによるものとする。

（その他）

第9条 名古屋大学学位規程及びこの内規に定めるもののほか、論文の審査と試験及び試問とに関して必要な事項は研究科教授会の議を経て決定する。

附則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋大学学位規程第3条（論文博士）の規定による

学 位 申 請 要 領

名古屋大学大学院人文学研究科

[提出書類及び注意事項]

1. 学位申請資格審査願（本研究科所定の用紙）1 通
提出日付、氏名を記入し捺印してください。
2. 学位申請書（本研究科所定の用紙）1 通
提出日付及び点線以下は記入しないでください。教授会で申請論文を受理した日付を文系教務課（文学研究科）で記入します。
3. 論文目録（本研究科所定の用紙）2 通
 - (1) 論文目録が外国語の場合は、和訳を（ ）を付して記載してください。
 - (2) 参考論文が2種以上ある時は、列記してください。
 - (3) 公表の方法及び時期については、著書名または発表雑誌名（巻号）、発行所名、発行年月日等を記載してください。
 - (4) 論文が未発表のものについては、公表の方法及び枚数、時期等を具体的に記載してください。
4. 主論文
 - (1) 主論文 PDF形式・A4版により、CD-R等で提出1 部
 - (2) 主論文 冊子（製本したもの）2 部
表紙（表と背）には、必ず「題目」と「氏名」を記載してください。
5. 参考論文（必要がある場合）2 部
副論文及び参考論文は、あれば表紙を付けて綴じて提出してください。コピー可。
6. 主論文の要旨（本研究科所定の用紙）2 部
和文で作成してください。
所定の用紙に、用紙の外枠にかからないようにワープロで打って（拡大・縮小コピーは不可）作成してください。2ページ以降補助用紙を使用する場合も同じです。字数は、おおよそ1枚目38字×23行、補助用紙38字×35行で作成してください。
7. 履歴書（本研究科所定の用紙）2 通
 - (1) 氏名（戸籍どおり）、本籍地は都道府県のみ記入してください。
 - (2) 学歴欄は、次の書式により大学入学時から最終学歴までを順を追って記載してください。年月日については、調査のうえ正確に記載してください。（特に卒業年月日）

<記載例>

平成 年 月 日 ○○大学○○学部入学

平成 年 月 日 同上卒業

平成 年 月 日 ○○大学大学院○○研究科博士課程前期課程○○専攻入学

平成 年 月 日 同上修了

平成 年 月 日 ○○大学大学院○○研究科博士課程後期課程○○専攻入学（または進学）

平成 年 月 日 同上満期退学（単位取得後退学）

- (3) 研究歴欄は、研究期間・研究機関（施設）・研究内容を記載してください。

(4) 職歴欄は、すべての職歴（現在に至るまで）について、就職・退職年月日、就職先、身分を記載してください。

(5) **外国人の場合**、学歴・職歴及び研究歴欄の記載に際しては、外国における状況は西暦を、日本国内の状況については、和暦（元号）を使用してください。

なお、生年月日の記入については、西暦または和暦（元号）のいずれでも構いません。また、本籍地は国籍を記載してください。論文審査の結果、学位取得となったとき、学位記は、履歴書に記入された氏名、生年月日で作成することになるのでご注意ください。

8. 写真（本研究科所定の用紙に貼付） 名刺判で6ヶ月以内に撮影したもの 1 葉

9. 学業成績証明書（最終出身校のみ） 1 通
名古屋大学大学院文学研究科、国際言語文化研究科及び国際開発研究科国際コミュニケーション専攻の出身者は不要

10. 論文審査料 57,000円

11. 博士論文のインターネット公表確認書（別紙6） 1 通

①【全文の公表が可能】にチェックした場合は、別紙6のみ提出。

②【全文の公表の保留を希望】又は【要約の公表を希望】にチェックした場合は、「論文の要約」も提出。 紙媒体1部及びCD-R等1部
(PDF形式・A4版、提出論文と同じCD-R等に入れてください。)

12. 博士論文のインターネット公表の保留事由に係る届出書（別紙7） 1 通

博士論文のインターネット公表確認書（別紙6）で【全文の公表の保留を希望】にチェックした場合は、別紙6に記載の『別紙7の提出時期』に提出してください。
(自動的に公表となる場合は提出不要)

郵送により提出する場合は、下記宛先へ送付してください。

〒464-8601 名古屋市千種区不老町B4-5(700)

名古屋大学文系教務課人文学研究科担当

13. 「博士学位論文の剽窃に係る届出書」 1 通

剽窃結果データ保存用 CD-R (USB 不可) 1 枚を論文受理教員へ渡すこと。

*教員は、剽窃チェックを実施し、その結果データを CD-R に入れて、「剽窃チェック報告書」、「審査報告書」等とともに文系教務課へ提出する。

(CD-R には、学位申請者氏名、論文受理年月日を記入)

備 考

1. 「主論文の要旨」、「履歴書」は電子データも提出してください。

提出先 : hum@adm.nagoya-u.ac.jp

※メールの表題に「【論文博士】主論文の要旨及び履歴書在中」と記載すること。

2. 「履歴書」については、提出する前に文系教務課（人文学研究科）で内容の点検をうけてください。

* PDF 作成については、下記名大附属図書館ホームページを参照してください。

・機関リポジトリトップページ

<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/>

・博士学位論文登録公開詳細

<http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/hakuron/register.html>

資格取得について

教育職員免許状の取得

免許状授与の所要資格の認定

文学部卒業者並びに大学院人文学研究科博士課程前期課程修了者に対する免許状授与の所要資格の認定を受けているものは次のとおりである。詳しくは、「2年生ガイダンス」で説明する。

文学部

学 科	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
人 文 学 科	国語，社会，英語，ドイツ語，フランス語	国語，公民，地理歴史，英語，ドイツ語，フランス語

人文学研究科

専 攻	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
人文学専攻	国語，社会，英語，ドイツ語，フランス語	国語，公民，地理歴史，英語，ドイツ語，フランス語

中学校教諭免許状・高等学校教諭免許状の基礎資格と最低修得単位数

中学校教諭及び高等学校教諭の免許状を取得する場合には、次の表に示すように単位を修得しなければならない。表において教科に関する科目とは、免許教科に関する科目（専門系科目）であり、教職に関する科目とは、どのような免許状を取得する場合にも修得しなければならない教職に関する科目である。

所要資格等 免許状種類		基礎資格	大学で修得しなければならない単位数							介護等 体験
			教科に 関する 科 目	教職に 関する 科 目	教科又 は教職 に関する 科目	日 本 国 憲 法	体 育	外 国 語 コミュニケ ーション	情 報 機 器 の操作	
中学校 教 諭	一種	学士の学位を 有すること	20 28	31 31	8 —	2 2	2 2	2 2	2 2	7日間
	専修	修士の学位を 有すること	20 (28)	31 (31)	32 24	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	
高等学 校教諭	一種	学士の学位を 有すること	20 32	23 27	16 —	2 2	2 2	2 2	2 2	—
	専修	修士の学位を 有すること	20 (32)	23 (27)	40 24	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	

注 ①免許状種類（一種，専修）それぞれの上段の単位数は教育職員免許法等に定める免許状取得の最低修得単位数であり，下段は名古屋大学における最低修得単位である。

これは本学のカリキュラム構成上，修得方法がこのようになるので，下段に合わせて単位修得すること。

②高等学校教諭免許状のみを取得しようとする場合は，「介護等体験」に参加する必要はない。

③専修免許状は一種免許状に必要な単位を修得したうえ，博士課程（前期課程）において，教科または教職に関する科目を24単位修得する。

「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」及び「介護等体験」の
単位等修得方法

文部省令で定める科目等	単位等修得方法
日本国憲法	文系基礎科目の中の「日本国憲法」2単位を修得
体育	健康スポーツ科学の中の健康・スポーツ科学実習Ⅰ及びⅡから2単位以上を修得
外国語 コミュニケーション	<p>言語文化の中の 英語（コミュニケーション）、英語（上級）、英語（セミナー） 英語検定試験※</p> <p>ドイツ語1・2・3・4、中級ドイツ語1・2、上級ドイツ語1・2 フランス語1・2・3・4、中級フランス語1・2、上級フランス語1・2 ロシア語1・2・3・4、中級ロシア語1・2、上級ロシア語1・2 中国語1・2・3・4、中級中国語1・2、上級中国語1・2 スペイン語1・2・3・4、中級スペイン語1・2、上級スペイン語1・2 朝鮮・韓国語1・2・3・4、中級朝鮮・韓国語1・2、上級朝鮮・韓国語1・2</p> <p>※）上記科目から2単位以上を修得</p>
情報機器の操作	<p>全学教育科目又は、学部専門科目から2単位以上修得</p> <p>○全学教育科目は下記のとおり、 理系基礎科目……………情報リテラシー（文系） 理系教養科目……………図情報とコンピュータ 理系教養科目……………情報リテラシー（理系） （シラバス等で受講対象学部等を確認のうえ履修してください）</p> <p>○学部専門科目は下記のとおり。（所属学部の開講科目を受講すること。） 文学部……………情報学演習</p> <p>なお、大学院生については、学部専門科目を受講して「情報機器の操作」に関する単位を修得すること。（全学教育科目の受講は認められない。）</p>
介護等体験	<p>中学校教諭免許状（一種、専修）を取得しようとする場合、7日間の社会福祉施設、特殊教育諸学校等での介護等体験が必要である。（この介護等体験を行わなければ、中学校教諭免許状の申請はできない。）</p> <p>この介護等体験は、原則として3年次（特別の理由がある場合は、2年次）に行うので、実施の前年度に所定の申込みをすること。</p> <p>なお、この介護等体験を必要としない場合もあるので、詳しくは文系教務課（文）へ問い合わせること。</p>

※3年次編入で入学した学生は、教職の単位に認められません。

教科に関する科目の修得方法

中学校教諭一種免許状				高等学校教諭一種免許状		
免許教科	中学校教諭免許状取得に必要な単位数			高等学校教諭免許状取得に必要な単位数		
	免許法に定める科目区分	免許法に定める単位数	本学で指定する単位数	免許法に定める科目区分	免許法に定める単位数	本学で指定する単位数
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	各科目区分で1単位以上 合計20単位	各科目区分で1単位以上 合計28単位	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	各科目区分で1単位以上 合計20単位	各科目区分で1単位以上 合計32単位
	国文学（国文学史を含む。）			国文学（国文学史を含む。）		
	漢文			漢文		
	書道（書写を中心とする。）					
社会	日本史及び外国史	各科目区分で1単位以上 合計20単位	各科目区分で1単位以上 合計28単位	_____	_____	_____
	地理学（地誌を含む。）			_____		
	「法律学，政治学」			_____		
	「社会学，経済学」			_____		
地理歴史	_____	_____	_____	日本史	各科目区分で1単位以上 合計20単位	各科目区分で1単位以上 合計32単位
	_____			外国史		
	_____			人文地理学及び自然地理学		
	_____			地誌		
公民	_____	_____	_____	「法律学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」	各科目区分で1単位以上 合計20単位	各科目区分で1単位以上 合計32単位
	_____			「社会学，経済学（国際経済を含む。）」		
	_____			「哲学，倫理学，宗教学，心理」		
英語	英語学	各科目区分で1単位以上 合計20単位	各科目区分で1単位以上 合計28単位	英語学	各科目区分で1単位以上 合計20単位	各科目区分で1単位以上 合計32単位
	英米文学			英米文学		
	英語コミュニケーション			英語コミュニケーション		
	異文化理解※			異文化理解		

注 ①英語以外の外国語の場合は，英語に準ずる。

②「免許法に定める科目区分」欄に掲げられた名称が，“及び”となっている場合は，及びで結ばれた科目を全てにわたって履修し，“「」”が付されている場合は，“「」”内の科目の1つ以上にわたって履修しなければならない。また，“（…含む）”とされている場合は，その内容を含んだ科目を履修しなければならない。

③文学部開講科目と教科に関する専門科目の読み替えは，本便覧に掲載されているので参照のこと。

④各教科に関する専門科目中，他学部の聴講により取得しなければならない単位もあるので注意すること。

教職に関する科目の修得方法…「教職課程の手引き」を参照のこと。

学芸員資格の取得

1. 学芸員の職務

学芸員は、博物館法に基づく専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究など、博物館活動における重要な役割を担っています。

2. 学芸員の資格

学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得することにより、学芸員となる資格を得ることができます。（博物館法第5条）

これは、博物館などに就職する際の資格要件となる「学芸員資格」を有することで、教育職員免許状とは異なり、免許状のようなものは交付されません。

3. 学芸員資格取得に必要な博物館に関する科目の単位

文部科学省令で定める博物館に関する科目及び単位数と本学において開講する科目との関係は下表のとおりです。

なお、他学部学生が受講できない科目や、毎年開講しない科目もあるため、詳細については開講学部の学生便覧等を参考にしてください。

省令科目名	単位数	本学における開講科目	開講学部
生涯学習概論	2	社会教育学講義Ⅰ	教育学部
		社会教育学講義Ⅱ	
博物館概論	2	生涯学習概論	文学部
		博物館概論	文学部 全学教育科目 (博物館教員による授業)
博物館経営論	2	博物館経営論	文学部
博物館資料論	2	博物館資料論	文学部
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	文学部
		博物館資料保存論	文学部 (博物館教員による授業)
博物館展示論	2	博物館展示論	文学部
博物館教育論	2	博物館教育論	文学部
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	文学部
博物館実習※2	3	日本史博物館実習Ⅰ，Ⅱ，日本史博物館実習Ⅳとして指定された科目（ただし、日本史博物館実習Ⅲとして指定された科目の履修を前提とする） 美術史実習 1a, 1b, 2a, 2b 考古博物館実習 1a, 1b, 2a, 2b 一般博物館実習（見学実習），（実務実習），（館園実習）	文学部
		博物館実習 1, 2, 3 ※1	理学部 (博物館教員による授業)

- ※1 博物館実習1, 2, 3については、全学教育科目「博物館概論」を受講し終えた者の受講が望ましい。
 ※2 受講方法については225頁を参考にすること。

4. 博物館関連法の改正について

博物館関連法が改正され、平成24年度入学者からは、文部科学省令で定める博物館に関する科目が前ページ表のとおりとなりました。

平成24年4月1日以前に博物館に関する単位を修得している場合は、次の読み替え表により対応する新省令科目に読み替え、不足する単位を前ページ表の科目を履修して補うことになります。

なお、平成24年度入学者には、編入学者、大学院進学者及び科目等履修生も含まれます。

旧省令科目（単位数）	新省令科目（単位数）
生涯学習概論（1単位）	生涯学習概論（2単位）
博物館概論（2単位）	博物館概論（2単位）
博物館経営論（1単位）	博物館経営論（2単位）
博物館資料論（2単位）	博物館資料論（2単位）
—————	博物館資料保存論（2単位）
—————	博物館展示論（2単位）
教育学概論（1単位）	博物館教育論（2単位）
博物館情報論（1単位） 視聴覚教育メディア論（1単位）	博物館情報・メディア論（2単位）
博物館実習（3単位）	博物館実習（3単位）

5. 学芸員の資格取得を目的として本学の科目等履修生となる場合について

本学の学籍を有しなくなった後、学芸員の資格取得を目的として、本学の科目等履修生となって関連科目の履修を希望する場合、多くの科目において履修制限が設けられているため、履修が認められない場合があります。履修の可否について、全学教育科目及び博物館教員による博物館実習は履修を認められていません。その他の科目については開講学部にお問い合わせください。

博物館実習の受講について

学芸員資格にかかる「博物館に関する科目」のうち、博物館実習（3単位）の受講方法については、下記の通りとしますので、充分確認の上、履修して下さい。

博物館実習の単位取得方針：

- ・博物館実習は、3単位以上を取得する必要があります。3単位には博物館実習の内容として必要な、次の4つの内容を網羅していなければなりません。

A：学内実習（見学実習）

B：学内実習（実務実習）

C：館園実習

D：事前・事後指導

- ・履修にあたっては、上記A B C Dが網羅されるよう、科目担当教員の履修指導を経た上で履修することとします。
- ・博物館実習の科目名と上記A B C Dの対応関係は以下の通りです。

「**博物館実習 1**」 1単位（博物館教員担当）：A B C D

「**博物館実習 2**」 1単位（博物館教員担当）：A B C D

「**博物館実習 3**」 1単位（博物館教員担当）：A B C D

「**日本史博物館実習 I**」 1単位：A

「**日本史博物館実習 II**」 1単位：C D

「**日本史博物館実習 III**」とした「日本古代史史料学概説」「日本中世史史料学概説」「日本近世史史料学概説」「**日本近・現代史史料学概説**」のうち2単位：

（「日本史博物館実習IV」を理解する前提となる科目であり、A B C Dのいずれにも該当しない。従って「日本史博物館実習 III」だけでは博物館実習の単位として認められない。）

「日本史博物館実習IV」とした「日本古代史学演習 a」「同 b」「日本中世史学演習 a」「同 b」

「日本近世史学演習 a」「同 b」「日本近・現代史学演習 a」「同 b」「日本史史料学演習 a」「同 b」のうち2（博物館実習としては1）単位：B

「**美術史実習 1 a**」 1単位：A B D

「**美術史実習 1 b**」 1単位：A B D

「**美術史実習 2 a**」 1単位：C

「**美術史実習 2 b**」 1単位：C

「**考古博物館実習 1 a**」 1単位：B D

「**考古博物館実習 1 b**」 1単位：A D

「**考古博物館実習 2 a**」 1単位：B D

「**考古博物館実習 2 b**」 1単位：C D

「**一般博物館実習（見学実習）**」 3単位：A

「**一般博物館実習（実務実習）**」 3単位：B

資 格 取 得

「一般博物館実習（館園実習）」 3 単位：C D

名古屋大学学位規程

制 定 平成 16 年 4 月 1 日
最終改正 平成 29 年 4 月 1 日

(学位の種類)

第 1 条 名古屋大学（以下「本学」という。）において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職とする。

(学位の専攻分野等の名称)

第 2 条 名古屋大学通則（平成 16 年度通則第 1 号）第 32 条第 1 項の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与し、その学位記には、学部又は学科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

学部名	学科名	学士
文 学 部		文 学
教 育 学 部		教 育 学
法 学 部		法 学
経 済 学 部		経 済 学
理 学 部		理 学
医 学 部	医 学 科	医 学
	保 健 学 科	看護学 保健学 リハビリテーション学
工 学 部		工 学
農 学 部		農 学
情 報 学 部		情 報 学

2 名古屋大学大学院通則（平成 16 年度通則第 2 号。以下「大学院通則」という。）第 34 条第 1 項の定めるところにより本学大学院の課程を修了した者に修士、博士又は専門職の学位を授与し、その学位記には、研究科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	修士	博士	専門職
教育発達科学研究科	教育学 臨床心理学	教育心理学	教育学 教育心理学
法 学 研 究 科	法 学 現代法学	比較法学	法 学 比較法学 法務博士 (専門職)
経 済 学 研 究 科	経済学	経営管理学	経済学
理 学 研 究 科	理 学		理 学
医 学 系 研 究 科	医科学 看護学 リハビリテーション 療法学 公衆衛生学	医療行政学 医療技術学	医 学 看護学 医療技術学 リハビリテーション
工 学 研 究 科	工 学		工 学
生命農学研究科	農 学		農 学
国際開発研究科	国際開発学		国際開発学
多元数理科学研究科	数理学		数理学

学位規程

環境学研究科	環境学		環境学	
	社会学	地理学	社会学	地理学
	法学	経済学	法学	経済学
	理学	工学	理学	工学
	建築学		建築学	
創薬科学研究科	創薬科学			
人文学研究科	文学		文学	
	歴史学		歴史学	
	学術		学術	
情報学研究科	情報学		情報学	
	学術		学術	

3 前2項に規定する専攻分野の名称の英文表記については、別に定める。

(学位授与の要件)

第3条 前条第2項に定めるもののほか、本学大学院研究科に論文を提出して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも博士の学位を授与することができる。

(課程による者の論文等の提出)

第4条 本学大学院の課程による論文(前期課程、医学系研究科の修士課程及び創薬科学研究科の課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。)は、各研究科で定める授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科長に提出するものとする。

(課程によらない者の学位授与の申請)

第5条 第3条により学位を得ようとする者は、論文に履歴書及び学位審査手数料を添え、学位の種類を指定した願書を当該研究科教授会又は当該研究科教授会が学位審査を委任している委員会等(以下「研究科教授会等」という。)の承認を得て、総長に提出するものとする。

(論文等)

第6条 主論文は1編とし、博士論文にあつてはその要旨を添付して提出するものとする。この場合、必要により、参考論文を添付することができる。

2 特定の課題についての研究の成果は、各研究科で定めるところにより提出するものとする。

第7条 提出した論文(前期課程、医学系研究科の修士課程及び創薬科学研究科の課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。)及び納入した審査手数料は、返納しない。

(学位審査委員会)

第8条 博士論文を受理したときは、研究科教授会等は、指導教員を含む2名以上の教授を選出し、学位審査委員会を組織する。

2 修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果を受理したとき、又は第11条に規定する博士論文研究基礎力審査を行うときは、研究科教授会等は、指導教員1名並びに当該教員以外の教授、准教授及び講師のうちから1名以上の委員を選出し、合計2名以上で学位審査委員会を組織する。ただし、当該委員会の委員には少なくとも教授を1名含まなければならない。

3 前2項の場合において、必要あるときは、本学の他の研究科若しくは研究所、他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等の教授その他の者を学位審査委員会に委員として加えることができる。

4 学位審査委員会は、論文及び特定の課題についての研究の成果の審査並びに試験並びに第11条

に規定する博士論文研究基礎力審査に関する事項を担当する。

(審査期間)

第9条 博士論文は、受理した後、1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会等の議決を経て、審査期間を延長することができる。

2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、在学中に提出させ、審査を終了するものとする。

3 第11条に規定する博士論文研究基礎力審査は、在学中に行い、審査を終了するものとする。

(試験及び学力審査)

第10条 試験は、論文(前期課程、医学系研究科の修士課程及び創薬科学研究科の課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。)の審査終了後に、筆記又は口頭で行う。

2 博士の試験は、論文の内容及びこれに関連ある専門分野の学識及び研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力について、修士の試験は、論文又は特定の課題についての研究の成果の内容を中心として学識及び研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力について、審査するものとする。

3 第3条による論文提出者に対しては、前項のほか、更に専攻学術に関し、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するか否かについて、審査するものとする。

第11条 大学院通則第31条の2に規定する博士論文研究基礎力審査は、前期課程、医学系研究科の修士課程又は創薬科学研究科の課程において修得し、又は涵養すべき専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養について筆記等による試験を行うとともに、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力について研究報告の提出及び口頭試問等による審査を行うものとする。

(審査結果の報告及び学位授与の議決)

第12条 学位審査委員会は、審査の結果を研究科教授会等に報告する。ただし、博士の学位試験については、その要旨を書面で報告しなければならない。

2 研究科教授会等は、前項の報告に基づいて合否を審議決定する。

3 学位審査の研究科教授会等における議決の方法は、各研究科が定める。ただし、その開会定足数は、当該研究科教授会委員全員(海外旅行中又は休職中の者を除く。)の3分の2以上であることを要し、合格の決定は、無記名投票により、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(合格者の報告)

第13条 研究科長は、学位試験に合格した者を合格決定の日から20日以内に、総長に報告しなければならない。この場合、博士の学位試験に合格した者については、論文の要旨、論文審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書各1通を提出するものとする。

(学位の授与及び学位記の様式)

第14条 学部の定める卒業の資格を認定された者には、当該学部長の報告に基づき、又は学位試験に合格した者には、当該研究科長の報告に基づき、総長は、所定の学位を授与する。

2 学位記は、別記様式1-1から別記様式6-2までに定めるとおりとする。ただし、別記様式3-3(課程修了によるもの(国際連携専攻))における和文に併記する英文等及び大学長名、大学長印等については、連携外国大学院との協議により記載することとする。

(論文要旨等の公表)

第 15 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 16 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した研究科の承認を受け、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した研究科の協力を得て、附属図書館が実施する名古屋大学学術機関リポジトリを活用し、インターネットの利用により行うものとする。

4 学位授与後に公表する場合は、名古屋大学審査学位論文と明記することを要する。

(学位授与の取消し)

第 17 条 修士、博士又は専門職の学位を授与された者で、次の各号のいずれかに該当するときは、教育研究評議会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

一 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

二 修士、博士又は専門職の学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき。

(学位審査手数料)

第 18 条 第5条の学位審査手数料の額は、名古屋大学授業料等の料金に関する規程(平成16年度規程第87号)に規定する額とする。

(雑 則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関し必要な事項は、各研究科において定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 情報文化学部の専攻分野の名称は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、改正前の当該専攻分野に係る卒業の資格を認定された者については、なお従前の例による。

3 文学研究科、国際開発研究科、国際言語文化研究科、環境学研究科及び情報科学研究科の専攻分野の名称は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、改正前の当該専攻分野に係る課程を修了した者については、なお従前の例による。

学位規程

別記様式1-1

第 号

学位記

大学印

氏 名
年 月 日生

本学 学部 学科所定の課程を修めて
本学を卒業したことを認め学士（学）
の学位を授与する

平成 年 月 日

名古屋大学 学部長 氏 名

名古屋大学総長 氏 名

別記様式2-1（課程修了によるもの）

第 号

学位記

大学印

氏 名
年 月 日生

本学大学院 学研究科 専攻において
所定の単位を修得し学位論文の審査及び
最終試験に合格したので修士（ ）の学位
を授与する

平成 年 月 日

名古屋大学

別記様式1-2（英文）

NAGOYA UNIVERSITY

大学印

Hereby Confers upon
Name _____
Date of Birth: _____

the Degree of
Bachelor of _____

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
for a Major in the _____
at the School of _____.
Nagoya University.

Date _____
Name _____

Dean of the School of _____
Name _____
President _____

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma.

別記様式2-2（課程修了によるもの（英文））

NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon
Name _____
Date of Birth: _____

the Degree of
Master of _____

in Recognition of the Fulfillment of the
Requirements
and Successful Completion of a Master's Thesis
for a Major in the _____
at the Graduate School of _____.

Date _____

名古屋大学

NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma.

学 位 規 程

別記様式 3-1 (課程修了によるもの)

第 _____ 号
<u>学 位 記</u>
氏 _____ 名
年 月 日生
<u>本学大学院 学研究科 専攻において</u> <u>所定の単位を修得し学位論文の審査及び</u> <u>最終試験に合格したので博士 () の学位</u> <u>を授与する</u>
平成 年 月 日
名 古 屋 大 学
大学印

別記様式 4-1 (研究成果の審査によるもの)

第 _____ 号
<u>学 位 記</u>
氏 _____ 名
年 月 日生
<u>本学大学院 学研究科 専攻の修士課</u> <u>程を修了したので修士 () の学位を授与</u> <u>する</u>
平成 年 月 日
名 古 屋 大 学
大学印

別記様式 3-2 (課程修了によるもの (英文))

<u>NAGOYA UNIVERSITY</u>
<u>Hereby Confers upon</u> <u>Name _____</u> <u>Date of Birth: _____</u>
<u>the Degree of</u> <u>Doctor of _____</u>
<u>in Recognition of the Fulfillment of the Requirements</u> <u>and Successful Completion of a Doctoral Dissertation</u> <u>for a Major in the _____</u> <u>at the Graduate School of _____.</u>
<u>Date</u> <u>NAGOYA UNIVERSITY</u>
大学印
<small><u>This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma</u></small>

別記様式 4-2 (研究成果の審査によるもの (英文))

<u>NAGOYA UNIVERSITY</u>
<u>Hereby Confers upon</u> <u>Name _____</u> <u>Date of Birth: _____</u>
<u>the Degree of</u> <u>Master of _____</u>
<u>in Recognition of the Fulfillment of the Requirements</u> <u>for a Major in the _____</u> <u>at the Graduate School of _____.</u>
<u>Date</u> <u>NAGOYA UNIVERSITY</u>
大学印
<small><u>This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma</u></small>

学位規程

別記様式 5 - 1 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの)

第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院法学研究科実務法曹養成
専攻の専門職学位課程を修了したので
法務博士（専門職）の学位を授与する

平成 年 月 日

名古屋大学 大学印

別記様式 6 - 1 (論文提出によるもの)

第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院に論文を提出し 学研究科
において所定の審査及び試験に合格した
ので博士（ ）の学位を授与する

平成 年 月 日

名古屋大学 大学印

別記様式 5 - 2

(法科大学院専門職学位課程修了によるもの(英文))

NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon
Name _____
Date of Birth: _____

the Degree of
Juris Doctor(Professional)

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
for the Legal Practice Program
in the Law School.

Date

NAGOYA UNIVERSITY 大学印

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 6 - 2 (論文提出によるもの (英文))

NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon
Name _____
Date of Birth: _____

the Degree of
Doctor of _____

in Recognition of the Acceptance of a Doctoral Dissertataion
at the Graduate School of _____.

Date

NAGOYA UNIVERSITY 大学印

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

文系事務部（文学部・人文学研究科担当）電話番号

※75**の番号は、内線専用

文系教務課 FAX (052) 789-4921

	部 屋 番 号	電 話 番 号
学 部 長 室	文系総合館2階	2200
教育研究推進室	文学部115	747-6391
文系教務課長	文系総合館1階	2354
文系総務課 総務グループ 〔 TA, RA, 博士 〕 〔 研究員関係担当 〕	文系総合館2階	2203, 7574
文系経理課 経理グループ (授業料関係担当)	文系総合館2階	2315
文系教務課 教務グループ	文系総合館1階	2206, 2207 4881, 4956 5245
文系総務課 図書グループ	文学部103	2208, 2209

文学部・人文学研究科

住所：〒464-8601 名古屋市千種区不老町B4-4 (700)